

会 議 録

平 成 3 0 年 第 3 回 定 例 会

会期：平成30年9月 3日
平成30年9月25日
(23日間)

小 海 町 議 会

第3回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 招集日(上程、説明)	
開会	5
招集あいさつ・報告	6
議案第30号～32号(条例等)	12
議案第33号～37号(補正予算)	22
認定第1号～5号(決算)	24
第4日 議案質疑(委員会付託)	
議案第32号(条例)	28
議案第33号～37号(補正予算)	28
認定第1号～5号(決算)	43
第8日 一般質問	
第12番 鷹野 弥洲年 議員	66
第5番 小池 捨吉 議員	74
第1番 古谷 恒晴 議員	78
第2番 渡辺 均 議員	83
第4番 井上 一郎 議員	97
第7番 篠原 伸男 議員	102
第11番 新津 孝徳 議員	109
第9番 的埜 美香子 議員	113
第10番 井出 薫 議員	127
第23日 最終日(委員長報告、討論、採決、追加議案)	
議案第32号(条例)	138
議案第33号～37号(補正予算)	139
認定第1号～5号(決算)	141
議案第38号(指定管理者の指定)	143
選挙管理委員会委員及び補充員に選挙	144
署名	147

平成 3 0 年 第 3 回
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	平成30年9月 3日 午前10時00分	
閉会年月日時	平成30年9月25日 午後 3時06分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第5番議員、第7番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 平成30年9月 3日 至 平成30年9月25日 23日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
	議員派遣の件	
議案第30号	小海町農産物加工直売施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第31号	小海町道路線の認定及び変更について	〃
議案第32号	小海町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第33号	平成30年度小海町一般会計補正予算(第2号)について	〃
議案第34号	平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	〃
議案第35号	平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	〃
議案第36号	平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	〃
議案第37号	平成30年度小海町水道事業会計補正予算(第1号)について	〃
認定第1号	平成29年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

認定第2号	平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第3号	平成29年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
認定第4号	平成29年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
認定第5号	平成29年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃

《追加議案》

議案第38号	小海町農産物加工直売施設指定管理者の指定について	原案可決
	小海町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	選挙・選出

会議の顛末	平成30年9月 3日 午前10時00分に始め
	平成30年9月25日 午後 3時06分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出宗則
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 井出 浩
	教 育 長 中島行男 教育次長 黒澤五雄
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 井出雄一
	町 民 課 長 井出三彦 やすらぎ園所長 井出 敦
	産業建設課長 井出平樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出直人
	書 記 小平弘恵

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	9/3	9/6	9/10	9/11	9/12	9/19	9/20	9/20	9/25
第1番	古谷 恒晴	○	○	○	○	○	○	○	—	○
第2番	渡辺 均	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第3番	井出 幸実	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井上 一郎	○	○	○	○	○	○	○	—	○
第5番	小池 捨吉	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第6番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	○	○	—	○
第8番	篠原 義従	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第9番	的埜美香子	○	○	○	○	○	○	○	—	○
第10番	井出 薫	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第11番	新津 孝徳	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第12番	鷹野弥洲年	○	○	○	○	○	○	○	—	○
計		12	12	12	12	6	12	12	7	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 7 番 篠原 伸男 議員								
		第 8 番 篠原 義従 議員								

平成 30 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	平成30年9月3日 午前10時00分
* 閉会年月日時	平成30年9月3日 午後 4時26分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>おはようございます。平成30年第3回小海町議会定例会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今年の夏は日本の各地で猛暑と台風などによる豪雨災害が発生しました。被災された地域や住民の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。幸い小海町では大きな災害はありませんでしたが、近年平均気温の上昇による熱中症被害が増加しています。この件は小海町も例外ではなく特にお年寄りや小さな子供たちへの被害が懸念されています。この件に関連しますが、文部科学省は先月30日に2019年度への概算要求で、公立の小中学校にある危険なブロック塀の対策やクーラー設置などの施設整備に2,432億円を盛り込みました。今朝の信毎でも取り上げていましたが、小海町でも保育園や小学校、中学校の保護者の皆さんから猛暑に対処するためのクーラー設置の要望もあるようですので、できるだけ早く予算措置をしていただきますようお願いを致すところであります。只今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、只今から平成30年第3回小海町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。</p>
<u>日程第1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第7番篠原伸男君、及び第8番篠原義従君を指名致します。</p>

<u>日程第2 会期の決定</u>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る8月21日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 篠原義従君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。本日招集の平成30年第3回小海町議会定例会の運営につきましては、去る8月21日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は条例関係案2件、補正予算案5件、決算認定5件、事件議決案1件の合計13件であり、会期は本日より9月25日までの23日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日お昼休みの合同会議で協議し、ご報告致しますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察、研修会及び全員協議会を開催いたします。今のところ一般質問が1日で済めば9月11日午前10時から、2日間の場合は11日の一般質問終了後に合同現地視察、研修会及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月25日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<u>日程第3 町長招集あいさつ</u>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。</p> <p>町長、黒澤弘君。</p>

町 長	<p>皆さんおはようございます。平成 30 年第 3 回定例会開催のご案内を申し上げますところ大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、定刻に開催できますことに心よりお礼申し上げます。さて、皆様もご承知のとおり、今年の気象はかつてない異常続きでした。梅雨入り、梅雨明けが例年より 2 週間以上早かったかと思えば、先ほど議長さんのご挨拶にもございましたが、西日本では台風 7 号と梅雨前線による集中豪雨で、広島を中心に大洪水に見舞われ、220 名を超える死者、行方不明者が出る甚大な被害となりました。犠牲になられた皆様方のご冥福をお祈りするとともに、いまだ行方の分からない皆さんの早期発見を願うところでございます。そのような中におきましても当町では台風の接近やゲリラ豪雨により時折土砂災害警戒警報等も出ましたが、結果的には大きな被害もなく平穏に過ぎてまいりました。しかし、いつ大災害に見舞われるか分からないような異常気象の中ですので、町民の皆様には「自分の身は自分で守る」という意識は常に持っていただくように、緊張感をもって啓発活動をしていきたいと思っております。また、温暖化による気温の上昇傾向は深刻で、当町のような高冷地と言われるところでも、連日 30℃を上回るような状況が続く、特に農家の皆様はご苦勞をされたのではないかと感じております。後ほど産建課長から野菜などの生産動向の報告もございますが、秋に向けて農家の皆様のご苦勞が報われるような結果になることを願うところでございます。7 月 11 日には中部横断自動車道長野県区間に係る計画調整会議が開催され、長坂一八千穂間の長野県区間の 1 k m ルート帯及びインターチェンジの概略位置について公表されました。一歩前進はしましたがまだまだ道のりは長いのではないかと感じております。中部横断自動車道の地元の期待は非常に大きいものがございます。このため早期に環境影響評価の方法書の手続きに着手をしていただき、1 日も早い整備計画路線への格上げと早期着工に向け、引き続き中央要望等積極的に行っていきたいと考えております。今後国や県とも協議をし、なるべく早い時期に町民説明会も開催したいと考えております。今の予定ですと、議会開会中ではありますが、19 日水曜日の午後 6 時からを予定しております。詳細が決定したところで、またお知らせしたいと思います。また、8 月 5 日には知事選挙が行われ阿部知事が 3 選を果たされました。7 月 30 日の小海駅前での立会演説会には多くの議員の皆様にご参加いただきありがとうございました。当町でも今後、小海原の畑かん事業など県営事業としての採択をお願いしていかなければならないという中におきましては、阿部知事との信頼関係を深め、積極的な取り組みをしていきたいと考えております。秋は議会定例会のほか、運動会、地区ごとの敬老会、中学校清流祭、花卉品</p>
-----	--

評会、戦没者追悼式等行事が盛り沢山ですが、議員の皆様のご協力をより
しくお願い申し上げます。

それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。まず、議案第 30 号の小海町農産物加工直売施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、直売所の管理を指定管理者に行わせることができるように、条例の一部を改正するものであります。次に議案第 31 号小海町道路線の認定につきましては、使わなくなった芦平トンネルの路線を廃止するものであります。この議案第 30 号と第 31 号につきましては、このあと採決までお願いしたいと存じます。次に議案第 32 号、小海町税条例の一部を改正する条例につきましては、旅館業法の改正に伴い規定を整備するものでございます。次に議案第 33 号、平成 30 年度小海町一般会計補正予算第 2 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 219,647 千円を追加し、総額で 3,897,400 千円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、町税個人町民税現年分で 4,000 千円の増、地方交付税が 6,362 千円の増、県支出金が 5,981 千円の増、基金繰入金が 10,000 千円の増、繰越金は平成 29 年度の決算に基づき 195,990 千円を追加し、繰越金の総額で 235,990 千円となりました。諸収入では、直売所の指定管理者移行に伴う収入を 2,700 千円の減とさせていただきました。歳出の主なものにつきましては、総務費財産管理費で光ブロードバンド保守管理委託料で 3,779 千円、企画費ではふるさと納税のパンフレット増刷等で 1,020 千円の増、積立金は繰越金の 2 分の 1 の 117,996 千円を増額しました。徴税费では、法人町民税の還付金等として 1,000 千円を増額しました。民生費のうち社会福祉費では、介護保険会計への人件費分繰出金などで 1,784 千円の減、障害者関係国庫負担金の精算返還金が 1,152 千円の皆増、児童福祉費の保育所費で、代替保育士賃金、広域保育委託料で 3,272 千円の増、また、6 月の定例会でご指摘をいただきました児童館のフェンス修繕で 216 千円を計上させていただきました。なお、この修繕につきましては早急にとということでもございましたので、既に実施済みでございますが、ご理解を賜りたいと存じます。農林水産費のうち農地費で、小海原畑かん改修の調査設計委託料で 12,000 千円の皆増、山村振興事業費で直売所指定管理者制度の導入により 1,116 千円の増、商工費のうち観光費では、地域おこし企業人活動需用費やアフターDC 関係で 1,017 千円の増、温泉運営費の修繕費で 1,034 千円の増、土木費のうち道路維持費で、各地区の要望等に対応して 21,935 千円の増、道路改良舗装費で新田小海原線の崩落復旧などで 55,550 千円増額いたしました。教育費のうち社会教育

費では、職員の退職に伴い1,193千円の減額といたしました。次に議案第34号、平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ58,223千円を追加し、総額を617,223千円とするものでございます。主な補正内容は歳入では繰越金の増、歳出では29年度の国負担金精算金の増です。次に議案第35号、平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,579千円を減額し、総額を678,421千円とするものでございます。主な補正内容は歳入では一般会計繰入金の減、歳出では人事異動に伴う人件費の減です。次に議案第36号、平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,841千円を減額し、総額を74,629千円とするものでございます。主な補正内容は歳入では本算定による保険料の減、歳出では後期高齢納付金の減です。認定第1号から第5号までは、平成29年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。認定第1号の平成29年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額4,185,560,037円、歳出総額3,947,833,017円で、歳入歳出差引額は237,727,020円となり、実質収支額は235,990,620円となりました。認定第2号の平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が696,208,117円、歳出総額は642,808,231円で、翌年度に53,399,886円を繰越いたします。認定第3号の平成29年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額663,557,909円、歳出総額は662,569,777円で翌年度に988,132円を繰越いたします。認定第4号の平成29年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が72,877,889円、歳出総額は72,849,022円で翌年度に28,867円を繰越いたします。認定第5号の平成29年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては収益的収入が98,806,926円、収益的支出は92,047,146円となりました。なお、本決算につきましては、上水道運営審議会でご審議をいただいております。

以上、本定例会に提案した議案につきまして概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、認定、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

日程第4 諸般の報告

議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p>日程第5 行政報告</p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。町長、黒澤弘君。</p>
町 長	<p>それでは5点につきまして報告させていただきます。まず1点目ですが7月13日に知事との懇談会があり出席いたしました。佐久広域連合の11市町村首長全員が出席、また佐久管内の主だった企業、団体の長、合わせて約80名の参加にて行われ、それぞれが中身の濃い懇談となりました。</p> <p>2点目としまして7月17日には川崎市におきまして、企業の福利関係担当者の皆さんにお集まりいただき、憩うまち小海の企業説明会を開催しました。企業の福利厚生事業取扱大手ベネフィットをはじめ、住友林業などの担当者にご参加をいただきました。まだ正式契約になったところはありませんが、各社かなりの興味を示していただいております。また、この取り組みは、今後の観光のトレンドとして大変注目をされているということで、他にさきがけて取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>3点目ですが7月28日と8月10日に昼夜合わせて3回まちづくり座談会を開催し、延べ28名の町民の皆様にご参加をいただき、町政に対するご意見やご要望をお伺いいたしました。子供を安心して遊ばせられるような大きな公園が欲しいとか、宅地を探しているがなかなか見つからない、働ける場所が少ないなど、様々なご意見やご要望が出されました。予想もしていなかったようなご意見も多く大変参考になりました。全体的には女性や高齢者の皆様の参加が少なかったように思いましたので、今後そういった皆様にご参加いただけるような機会もつくっていきたくと考えております。なるべく多くの皆様からご意見を伺い、長期振興計画とこれからのまちづくりに活かしていきたいと考えております。なお、住宅がなかなか見つからないと仰っていた方には、その後何件か紹介をし、最終的に大田団地を買っていただくことになりました。また、何名かの議員の皆様にもオブザーバーとしてご参加いただきありがとうございました。</p> <p>4点目といたしまして、8月9日の信毎にも掲載されご覧いただいたかと思いますが、中部電力と災害時相互協力協定を締結いたしました。これは、大雪や災害などで停電が発</p>

	<p>生した時、いち早く復旧工事をしてもらうよう、町として除雪や通行の確保を優先して行うということが主な内容です。また、大規模災害発生時には、松原の町営駐車場などを、資材や車両などの前進基地として提供するという内容でございます。5点目といたしまして、27日には 佐久地域流域水環境協議会の設立会議がおこなわれました。これは佐久地域の地下水等の水資源の保全には、流域の自治体の協力が不可欠であるということから、佐久地域が一体となって流域における保全及び有効活用を図る目的で設立されるものであります。以上5点ご報告させていただきました。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
<p>総務課長 町民課長 産業建設課長 観光交流センター所長 子育て支援課 教育長 教育次長</p>	<p>【平成29年度決算健全化判断比率の報告】 【佐久広域連合議会第2回定例会の報告】 【空家等対策協議会の報告】 【保健推進協議会の報告】 【農業振興審議会の報告】 【上水道運営審議会の報告】 【野菜・花卉の生産動向の報告】 【観光交流センター運営委員会の報告】 【子育て支援推進委員会の報告】 【結婚推進委員会の報告】 【中学校組合議会第1回臨時会の報告】 【高原美術館協議会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・教育次長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長であります。 ここで11時00分まで休憩といたします。 (ときに10時46分)</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第30号から議案第31号につきましては上程から採決まで、議案第32号から議案第37号及び認定第1号から認定第5号につきましては、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。</p>

日程第 6 議案第 30 号

議 長	<p>日程第 6、議案第 30 号</p> <p>「小海町農産物加工直売施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
(産業建設課長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
12 番議員	<p>加工直売所を指定管理者に移行していくということですが、このことに異議を唱えるのでもありませんし、また受けた指定管理者が是非いい運営ができるように、円滑な運営をされていくように願っているところではありますが、そうした中で業務の範囲だけ伺っておきたいと思えます。この加工所を設置した時に地域の特産品を開発していく、また農家のいろんな農協出荷しないといったものの販路をつくるために作られたという経過があります。またあの施設を改修するにあたっては他の地区から異論があったことも事実であります。あそこに作るんだったら小海の駅前のごとも考えて欲しいといった声もあったのも現実であったと思えます。特に飲食店とかそういった業者がこの加工所でいろんなイベントなどによって、いろんな仕出し等を行ってやっていくことは現業の業者への事業に影響があるのではないかと聞いた声もあった訳です。町としてどういった基本姿勢を持っているのか、指定管理者になればある程度指定管理者として利益は追及していかなければなりませんし、最大限の営業努力は行っていくと思うんですが、そういったものは既存の業者との競合といったことにも影響してくると思われそうですが、指定管理者に渡すにあたって町としての基本姿勢だけ伺っておきたいと思えます。</p>
産業建設課 長	<p>現在加工品等も作っている訳でございます。また販売先につきましては加工グループの皆さんも自主的に開発したり、それから町のイベント等に出掛けて行っているいろいろな売込みなどをやっているという状況であります。また他社の営業、同業者の営業ということにつきましては、冬場につきましては売るものが少なくなってくるということで、そういったものにつきましては地元の商売されている方々の方から仕入れるとかそうい</p>

	うことも考えながら、協調しながらやって参るという方向でございますのでよろしくお願い致します。
12 番議員	今質問したのはそういった販売品のことでなくて、要するに仕出しだとかそういったものが地元業者とどうかということを伺った訳です。
産業建設課長	さっきはすみません。チラシというふうに聞き違えまして申し訳ございませんでした。そちらにつきましても国道を通るお客さんということで簡単にすぐできるようなものを提供するとか、またお弁当につきましてもやっている訳ですが、特に食堂の皆さんからいろんな要望も現在出ておりませんが、その辺につきましても地元で営業されている皆さんとも調整を取りながらやっていく方向と考えております。以上です。
2 番議員	この件に関しましていくつか反対するものではございませんが、できるだけ火急速やかに対処していただきたいことがありますので今から述べさせていただきますけれども、1つは権限の範囲が今、業務範囲のことを鷹野議員もおっしゃいましたけれども、非常に全面的に委任されるということでこれは、民間企業にとって非常にやりやすくなりスピード感をもって販売促進事業に取り組めるかと思っておりますけれども、その組織の在り方について1点、この直売所の会の方が会長、副会長がいずれも常勤ではない状況で株式会社で言えば社長、副社長が非常勤のような体裁を取っております。もちろんそれを補填するかたちで理事会が責任を持ってやるというふうに私も理解しておりますが、最終的な責任を取るのは社長になろうかと思っております。その件についてできるだけ火急速やかに組織としてのきちんとした体制を作り上げることが必要ではないかと思うんですが、その点は如何でございましょうか。
町長	先般 150 名余の会員の皆様にお集まりいただきまして、どういう方向で行くかということをご説明申し上げたところであります。そしてこれからの方向につきましても皆様のご意見を拝聴したなかで、町としてもできるだけ支援をするということでもありますので、速やかな組織体系を作っていくことを切に要望するものであります。
2 番議員	わかりました。よろしくお願い致します。それから2点目として指定管理者制度の本旨というものは行政が関わる収益的な事業はなかなか足取りが悪い。従って民間に委託して民間の英知を集めて事業収支を向上させていくということが本旨になっていると私は理解しております。つきましてはこの事業計画がとりあえず指定管理料というかたちで支払われようかと思っておりますが、それは段階的に必要なことは是非やっていただきたい。しかしながらそのことが事業運営に対してややもすれば甘えの対象を生み出す懸念もある。従って事業目標に対して自主自立という目

	安をある程度期限を想定して今回の指定ということに取組んだ方がいいと思いますが、その辺は如何でございましょうか。
副町長	今回この条例は指定管理者に出来るという条例の変更でございまして、これが通りましたら申請書を出してもらったりして、最終日にまた出したいということでございます。回答するとすれば指定管理料についてもだんだん下げていく努力はするという方向で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
2番議員	わかりました。それはそれで私も納得でございしますが、逆に組織の要件とか事業目標の達成というものについてある程度申請団体はそのことを明記してその上で認定できるというふうな要綱を付加することが必要ではないかと思っておりますが、如何でしょうか。
副町長	指定管理者に指定できるのは個人以外だったら法人でなくてもできるということになっておりますので、そういう路線でいきたいと思っております。
7番議員	この条例改正について直接の質疑ではありませんが、これに関連致しまして先般初めて「レストハウスふるさと」を小海町は民間に指定管理者を指定したと、今までは町が一部出資しているところに指定管理者に指定することができるということで開発公社がやってきた訳であります。これはある程度公的な要素も強い団体であると私は解釈して公社の方で他のところではなくて開発公社を指定管理にしたと思うんですが、「レストハウスふるさと」は町費が約 100,000 千円弱、それから直売所も昨年度 30,000 千円強の町費が出されて、改築あるいは新築された公の建物であります。そういった中で、公の建物というものは町が当然所有者で町が作ったものでありますから、町が責任をもってやっていかなければならないと私は町民の皆さんの理解が得られないのではないかと思います。今回は開発公社から有限会社ホソヤさん、先般から話し合っております直売所の会の皆さんに指定管理をさせるという方向でありますと、これはまさしく民間に公の施設、町のを指定管理させて運営させていくということでもありますから、その経営内容について、それと評価ということについては常にオープンでなければならぬし、また町民から見ても「なるほど」と言われるようなスタイルをとっていかなければならないと思っております。私 6 月の全員協議会の時にこれは軽井沢町の例でありますけれども、指定管理者を受けている所と町とが一緒になりまして年度年度に評価シートというものを出して、そして常にオープン、誰もがみられるようにして健全なかたちで進められているので、私は大変好ましいのではないかと思います。一つの例として確か全員協議会の時に皆さんに配布したと記憶しております。そこで小海町におかれま

	<p>しても今度初めて民間に公の施設を任せるということでありますので、年度年度、毎年毎年それは町側、あるいは指定管理者側から常に 1 年間やってきたことを評価し、そしてそれをまた更に次年度に活かしてより良い公の施設にしていかなければならないと考えるものでありまして、この条例の改正に直接は関係ないんですが関連するということでお尋ねする訳でございます、今ここでいきますと町は直売所の会へということで 2 例目の指定管理者ということになりますので、町としましては 5 年間という契約期間がある訳でございますが、その中で協定書で交わされた期間の中で必ず毎年毎年こういう評価シートというものを指定管理者に求めて出させてそれがいつでも皆が見られるようなかたちにしていくなかどうかお尋ねいたします。</p>
産業建設課長	<p>毎年度の評価シートということですが、大変重要な部分だと思います。年度に事業の検証をしまして評価をし、それを次年度に活かすということは大変重要な事であると考えておりますので、そのようにして参りたいと考えております。以上です。</p>
7 番議員	<p>今大変前向きなご答弁をいただいた訳でありまして、必ず町側から見た目で、そしてまた管理者側から見た目で必ず評価し、そしてそれを活かしてより良い公の施設として町民の福祉向上に繋げていくということで是非是非していただきたいということで必ず評価シートを作成していただけると解釈いたしましたので私の質問は終わります。</p>
10 番議員	<p>農産物加工直売施設の指定管理者ということでこれまで全員協議会などでは議論をしていき、また一般質問などでも議論してきた皆様がある訳でありますけれども、正式にここで農産物加工直売所の施設を指定管理者に任せるという条例がここに出てきた訳でありますけれども、改めて私は第 2 項のどういう業務を具体的に指定管理者にやっていただくのかという部分をもう少し公開の本会議で親切丁寧な説明をしていただき、これを聞いている町民の皆さんにも「ああ、こういうことか」ということが理解できるようなかたちをひとつお願いしたいと思います。</p>
副町長	<p>この条例を可決していただければ指定管理をすることができるということになりますので、そうすれば早速明日以降直売所の会という組織に指定管理をしていただきたいと思いますということですので、その仕様書に基づいた申請書を出していただきまして、9 月 5 日課長等で組織されております審査会で審査をいたしまして、その結果を 11 日に全員協議会がごございますのでその時にお示ししてご協議をいただきたいと思います。その中で具体的に協定書という案もお示しいたしますのでこういう業務について具体的に指定管理をしていただく、指定管理者を受ける直売所の会もこうい</p>

	<p>ったかたちでやっていくという具体的な案が出てきますので、そこでご議論をいただいて全協の中である程度煮詰まってきましたら、最終日に指定管理を是非指定したいということでまた議案として出したいという流れでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
10 番議員	<p>指定管理者との協定というのはこの条例が通ってから具体的に詰めていくということでそれはよく分るんですが、ですが指定管理として行政が出すということはどういうことをお願いするのか行政側になかったら指定管理者と話し合ってからでなければ決まらないということではないと思うんですよね。そのために第 1 条第 2 項の中で「次に掲げる業務とする」と書いてある訳ですから、例えば第 2 条に掲げる目的を達成するために業務とはどういうことなのか。「(2)の利用の許可、利用の取消し」と書いてありますけれども、各括弧ごとにこれが具体的にどういうことなのかということの説明する責任が私はあると思っておりますが、よろしくお願い致します。</p>
副 町 長	<p>この第 11 条第 2 項(1)から(5)までありますが、条例上細かく書いてありますのでこれに基づいて仕様書というものを町として正式に作りまして、直売所の施設をこういう仕様書に基づいて指定管理に出したいということで、仕様書というものを確定させていただいて 11 日の全員協議会に指定管理者にこういったことをやっていただくという仕様書をお示しいたします。条例上ここに書いてありますが仕様書を細かく申し上げればよろしいんですが、仕様書を正式に決めて 11 日の全員協議会でご審議いただくということでよろしくお願い致します。</p>
10 番議員	<p>私は本案を上程で採決するという認識はなかった訳です。只今のような議論をもっと深めなければ、また皆さんに理解をいただければ決められないと、説明も出来ないというような段階で上程、採決というまでもっていくということにいささか疑問がある訳です。やはり上程して採決するのはしっかりと答えるという私は行政の姿勢が基本的に必要だと思います。私はそんなに難しく考えなくてもいいんですよ。例えば(2)で利用の許可ということはどういうことかと。今いろんな団体の方が利用しているそういった団体の皆さんに利用させるか、しないかとう権限と私は理解していますが、そういった現状で行われていることと照らし合わせてこの文章がどうなるのか、どういった意味を持っているのかという説明ぐらい本日採決するのであればしていただきたいと思っております。</p>
産業建設課 長	<p>お答えいたします。まず 11 条の (2) でございますが、農産物の地産地消及び地域住民の交流の推進並びに情報の受発信を図り農業の活性化、地域づくり推進に寄与するというところでございます。それから使用の許可</p>

	<p>でございますけれども加工直売所を使用するものはあらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないというものになります。利用料金の徴収でございますが、こちらにつきましては当然加工室を使う場合には使用料をお支払いいただく訳でございますが、こういったものについては使用料金として収入にしたものは指定管理者の収入になるというものでございます。それから(4)の加工直売施設の維持及び管理に関する業務ということでございますが、まず関係法令の規定に基づいた運営を行っていただきたいこと、それから管理運営に必要な資格者、経験者等適切人員を配置して下さいというものでございます。また公の施設であるということ念頭に置きまして、利用者が平等で快適に利用できるよう努力して下さいと、直売所の効用を最大限利用できるように努めていただきたいというものであります。それから常に利用者の要望、意見などは真摯に受け止めて利用者のサービスの向上、施設の利用促進に努めていただきたいというものでございます。また施設の効率的、効果的な運営と管理運営費については節減に努めていただきたいということでもあります。それから指定管理者または業務従事者は小海町の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、個人情報の保護条例等を遵守するものでございます。(5)につきましては今申し上げたものの他に、直売所の運営に関し、特に町長が必要と認める業務ということで、こういった業務につきましてはその都度話し合いになるかと思いますのでのよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>議長として一言申し上げます。この議案第30号は本日採決されるものですが、議論が詰りませんもので暫時休憩して採決していいものか議論したいと思えます。よろしいでしょうか。 議員の皆さんにお諮りいたします。採決していいものかどうかお伺いいたします。</p>
10番議員	<p>暫時休憩して議論までしなくてもいいのでは。</p>
議長	<p>ここで採決して可決決定をするということですからこれは11日の全協での議論という話ではない訳ですよ。ですので採決をここでしていいかどうかということを議論されるべきであって、この条例そのものに対して審議をしている訳ですから全員協議会でとなるとタイム的なことはあると思えますが、どうでしょうか。まず採決していいかどうか。</p>
12番議員	<p>日程を変えるということは動議を出さないとできないのではないかと思います。そうでないとすれば暫時休憩にしてその対応を含めて話し合ったほうがいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>12番議員から暫時休憩という意見が出されていますので、ここで暫時休</p>

	憩とします。
12 番議員	ただ、質疑の途中であるので質疑が 3 回は超えているが必要があれば質疑を終えてから暫時休憩にした方がいいと思います。
10 番議員	それでは続けて質疑を続けさせていただきますが、回数は 3 回を超えているということですが、説明をするかしないかという点で回数が重なりまして、只今やっと産業建設課長から説明をいただいたということでもありますけれど、野菜などは手数料収入で運営するというのを聞いていますが、そういったことはこの業務の中でどこに入るのかという点の一つ疑問でありますし、それから特産品開発という点では直売所の会の皆さんがその事業を更に広げていくという点では当然必要ではあると思いますが、行政としても指定管理に出してそっちの方でやられているからというような姿勢になるのか、それとも行政としても自らの努力として更に特産品開発としてどういった形でやっていくか分かりませんが、努力していくというようなそういう含みがあるかどうかという 2 点を伺いたいと思います。
町 長	大変重要なものだと思いますが、基幹産業であります農業の振興は勿論でありますけれども、それを使った加工品の開発も勿論町として推進して参りたいと思います。
産業建設課 長	もう 1 点でございます直売所で売られている農産物の販売手数料が 20%になる訳ですが、手数料は指定管理者のところに入るものになりますのでよろしくお願い致します。
10 番議員	この業務の中で何処に入るのかだけ課長、説明をお願いします。
産業建設課 長	11 条の (3) にございます利用料金の徴収ということでございます。利用料金につきましては生産者が野菜を持ち込む、利用するという解釈になりますので、利用料金徴収ということで販売手数料ということになります。以上です。
議 長	この件につきましては先程 12 番議員からありましたけれども、採決していかどうか、動議を出すかどうかも含めてここで暫時休憩とします。 (ときに 11 時 36 分)
議 長	(11 時 50 分再開) 休憩前に引続き会議を開きます。 只今の暫時休憩中議員の皆さんと協議した結果、この採決に対して動議は提出しないということでありますので、この議案第 30 号を採決することとします。
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。

10 番議員	私は本案に賛成の立場で討論したいと思います。只今議会も暫時休憩という中で皆さんといろいろ議論した訳でありますけれども、私は是非長く勤めておられる幹部職員の皆さん、この間先程私も質疑の中でも申し上げましたが、指定管理者として加工直売所を指定管理に出すということは全員協議会などでこれまで熱心に議論してきました。しかし町民の皆さんに示すのはこの条例改正が初めてなんです。ですからそもそもの点を明確に質疑を受けたときに幹部職員の皆さんがきちんと説明できるということをもう少し努力していただきたい。特に指定管理で出すということはあそこの施設管理の業務を出すということですから、どういふことを管理、業務をお願いするのかということを開かれたら、それが答えられないようでは私はいささか問題ではないかと、ある意味では議会の軽視にもなるのではないかと思います。是非これから条例を提案するにあたってはもう少し私どもも勉強する時間を頂いたり、職員の皆さんも質疑にかけられたらきちんと答えられるというような前向きの町づくりを共に進めていきたいと思っております。以上の立場で本案に賛成といたします。
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 30 号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 30 号は、原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 7 議案第 31 号</u>	
議 長	日程第 7、議案第 31 号 「小海町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
12 番議員	基本的なことでは申し訳ありませんが、廃止になる部分は改めて廃止だということをごういった文書の中になくても変更の所だけでいいのか。廃

	止になった部分はこういった扱いになるのか。これを廃止にするというものはなくても自動的にそうなるからいいんだという解釈ですか。
産業建設課長	元々の稲子芦平 2 号線というものが左側の緑の始まりから緑、赤、青ということで南牧村までの境までが稲子芦平 2 号線として最初に認定されておりました。そこでまたバイパス工事を施工しまして稲子芦平 1 号線というものが 2 車線道路で拡幅されているということでございます。ですから稲子芦平 2 号線の認定延長を少なくするというか短くなるということと、起点が変わらず終点が緑の図面中央部分の接続する部分、終点に変更になるということでございます。それから新たに認定する路線といたしましては居久保道下線でございますが、ここはトンネルの出口を起点として南牧村境までということで、そうしますとおのずと廃止する路線ということでトンネルを含む 273.8m が廃止する路線になるというものでございます。よろしくお願い致します。
12 番議員	それはよく分るんですが今まであったところを区間がここからここまであったところをこうするというはよく分るんだけど、廃止した部分について文書でこの部分を廃止するとか、町道から除くとかということをやっとかななくてもいいのか。廃止されたその部分は何処に帰属していくことになるのか、そういった心配はいらないのかということをお聞きしている訳ですけど。
産業建設課長	廃止する路線につきましてはあえて申し上げなくても自動的に廃止になるということでございます。またこの図面の交差する部分赤色で示された左側の 2・3 cm になる区間ですけども、ここにつきましては現況は道路でなくて荒れてしまっているということでございます。またトンネルを含むそこから先線につきましては、官有地として管理しますけれども一般車両の通行がなくなりますので、優先順位は少なくなるかたちになるろうかと思えます。以上です。
12 番議員	その廃止された部分は今、官有地ということですけど要するに帰属は町有地ということですか。
産業建設課長	地目も変更いたしませんので、官有地ということになります。以上です。
10 番議員	今の続きで教えてもらいたいんですが、官有地ということですが認定をしないけれど道路だということでしょうか。もしそうだとすれば道路として使った時に何かあった問題とかそういう問題が起きてくると思うんですよ。ですから官有地で道路は道路なのかという点が 1 点、それからトンネルの管理は引き続きやれと、制度的にやらなくてはならないということですけども、その利用というものは何か考えていることがある

	のでしょうか。
産業建設課長	廃止する区間につきましては道路法上の道路ではなくなるということがあります。またトンネルにつきましては現在も入口と出口の部分で閉鎖しているということでございます。このトンネルの利用ですが、一部でお酒を入れて蔵みたいに使いたいという話も聞いているところであります。以上です。
議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第31号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第31号は、原案のとおり可決する事に決定いたしました。 この12時30分からの議会運営委員会及び各常任委員会の合同会議は協議事項が多いため休憩時間を10分程延長させていただきます。そのため1時15分まで休憩致しますのでよろしくお願いいたします。 (ときに12時04分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 議事に入ります前に先程12時30分から議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。
議会運営委員長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。9月12日(水)午後2時より民生文教常任委員会、視察あり。9月19日(水)及び20日(木)午前10時より予算決算常任委員会、視察なし。9月20日(木)予算決算終了後総務産業常任委員会、視察なし。また、午前中も申し上げましたとおり、両委員会合同の現地視察を11日に行い、終了後、研修会及び全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。また、一般質問の通告につきましては、6日議案質疑終了後までとします。なお受付につきましては本日から受付いたします。また、本日、本会議終了後全員協議会を開催します。 以上で、報告を終わります。

<u>日程第 8 議案第 3 2 号</u>	
議 長	日程第 8、議案第 3 2 号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 9 議案第 3 3 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 3 3 号 「平成 3 0 年度小海町一般会計補正予算 (第 2 号) について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 0 議案第 3 4 号</u>	
議 長	日程第 1 0、議案第 3 4 号 「平成 3 0 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

日程第 1 1 議案第 3 5 号

議 長	日程第 1 1、議案第 3 5 号 「平成 3 0 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。

日程第 1 2 議案第 3 6 号

議 長	日程第 1 2、議案第 3 6 号 「平成 3 0 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（町民課長説明）	
議 長	説明が終わりました。

日程第 1 3 議案第 3 7 号

議 長	日程第 1 3、議案第 3 7 号 「平成 3 0 年度小海町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（産業建設課長説明）	

議 長	説明が終わりました。ここで2時20分まで休憩いたします。 (ときに14時03分)
<u>日程第14 認定第1号</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第14、認定第1号 「平成29年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (会計管理者説明)
議 長	歳入まで説明。 ここで午後3時15分まで休憩いたします。 (ときに14時58分)
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。歳出からの説明を求めます。 (会計管理者説明)
議 長	説明が終わりました。 ここで午後4時まで休憩いたします。 (ときに15時47分)
<u>日程第15 認定第2号</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第15、認定第2号 「平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。

日程第 1 6 認定第 3 号

議 長	日程第 1 6、認定第 3 号 「平成 2 9 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
-----	--

(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
-----	-----------------------------------

(町民課長説明)

議 長	説明が終わりました。
-----	------------

日程第 1 7 認定第 4 号

議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 1 7、認定第 4 号 「平成 2 9 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
-----	--

(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
-----	-----------------------------------

(町民課長説明)

議 長	説明が終わりました。 お諮りします。 これよりは 5 時を過ぎると思われます。時間延長をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
-----	--

(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。
-----	------------

日程第 1 8 認定第 5 号

議 長	日程第 1 8、認定第 5 号 「平成 2 9 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
-----	--

	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>○ 監査報告</u>	
議 長	以上で平成 29 年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。 ここで、平成 30 年 8 月 27 日付けで、監査委員から「決算審査意見書」が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員篠原利樹君。
	(監査委員報告)
議 長	以上で監査委員からの報告を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は 9 月 6 日木曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに午後 17 時 20 分)

平成 30 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 4 日」	
*	開会年月日時 平成30年9月6日 午前10時00分
*	閉会年月日時 平成30年9月6日 午後 2時31分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
○ 開 会	
議 長	<p>皆さんおはようございます。本日はこれより議案質疑を行います。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。招集日にも申し上げましたが、今年の夏は猛暑であり、また、台風などにより雨もそこそこは降りました。さて先月31日に農産物加工直売所に松茸が初入荷いたしました。当然まだ早松ではありますが、去年はシーズンを通して小さな松茸が数本だけでした。今年は9月の天候にもよりますが、去年のように大凶作とまらないよう期待します。また同じ31日の信毎に松本地方で松くい虫の被害が拡大しているという記事が掲載されました。県はこれまで標高800m以下を被害発生地域としてきましたが、最近の平均気温の上昇により現在被害が確認されていない比較的標高の高い地域でも警戒が必要であるとあり、小海町はこれからもマツノザイセイチュウの町内への進入に対し未然予防に努めていただきますようお願いをいたすところであります。</p> <p>只今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますのでこれから平成30年第3回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事に入る前に町長より中部横断自動車道促進関連報告の発言を求められておりますのでこれを許します。</p>
町 長	<p>皆様にご報告申し上げます。一昨日9月4日ですが長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会と中部横断自動車道建設促進佐久地域議員連盟の皆様、小海町からは私と有坂議長さんの参加にて合同での要望活動を国土交通省、財務省、関係国会議員の皆様のところで行なって参りました。また昨日も9月5日甲府市で行われた静岡県、山梨県、長野県の3県の商工会議所主催による中部横断自動車道促進懇談会に有坂議長さんと共に参加し</p>

	<p>て参りました。そんな中で地元の協力や住民の皆さんの高速道路に対する思いが国を動かす大きな力となるのお話がありました。私もそう思っています。またこの陳情は大変実のある陳情であったと思います。先日 8 月の全員協議会の折、産業建設課長から報告しましたが、長野国道事務所からルート帯が 1 km に絞られ概略のインターチェンジも示されました。一歩進んだ感がありますが、気を引き締めさらなる早期全線開通に向け議員の皆さんや関係者と協力しながら要望活動などをしっかり取組んで参ります。議会閉会后 10 月から地区懇談会を開催して参りますが、住民の皆様には早期全線開通に向けともに協力頂けるような現在の状況を説明して参る予定であります。なお、町民全体の説明会の期日につきましては、決定次第第一斉にお知らせする予定ですのでお含みおきください。以上ですが、要望活動の報告とさせていただきます。</p>
<p><u>議事日程の報告</u></p>	
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、教育次長、代表監査委員、会計管理者、各課長、所長であります。 なお暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構でございます。</p>
<p><u>議案の上程</u></p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案の質疑・付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第 1 議案第 3 2 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 1、議案第 3 2 号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
<p>(質 疑)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 2 議案第 3 3 号</u></p>	

<p>議 長</p>	<p>日程第2、議案第33号 「平成30年度小海町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>7ページ</p> <p>1 款 町税 1 項 町民税</p> <p>10 款 地方交付税</p> <p>12 款 分担金及び負担金 2 項 負担金</p> <p>13 款 使用料及び手数料 1 項 使用料</p> <p>8ページ</p> <p>15 款 県支出金 2 項 県補助金</p> <p>18 款 繰入金 3 項 基金繰入金</p> <p>19 款 繰越金</p> <p>9ページ</p> <p>20 款 諸収入 4 項 雑入</p> <p>【歳出】</p> <p>10ページ</p> <p>2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費</p> <p>2 目 財産管理費</p> <p>4 目 企画費</p> <p>6 目 積立金</p> <p>11ページ</p> <p>1 項 総務管理費続き</p> <p>2 項 徴税费</p> <p>3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費</p>
<p>9 番議員</p>	<p>生活支援員賃金ということで先日の説明の中で生活保護の対象にならない人で大変な人という説明がありましたが、何人くらいなのか。またその下の生活用品とは具体的にどんなものなのかお願いします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>この事業につきましては県の地域福祉総合助成事業ということで、2分の1補助になるものでございます。対象となる方は今、議員さんおっしゃられたとおり生活保護の該当にはならず65歳に満たないために介護保険の支援も受けられないと。それで体調を崩すなどして困窮されている方ということで、今のところ対象になる方は3名町の中におられまして、賃</p>

	<p>金としましてはご近所の方に手助けをいただいたり、見守りをさせていただく。それから需用費の生活用品につきましては、お米とかの食糧費、それからご家庭でごみの処理もできない方もおられましてごみの処理費、それから家の方荒れている家がありまして、水道がパンクしていたりとか電気系統の修繕費、後はお風呂に入らせていただくお風呂代を補助したりということで生活用品として 174 千円お願いしているところでありませす。以上でございます。</p>
9 番議員	<p>やすらぎ園の関係になるかと思うんですが、健康福祉まつりの時に確かフードバンクを皆さんにお願いして集めたと思うんですが、その関係でどのようなかたちであったか、説明をお願いしたいのですが。</p>
やすらぎ園 所長	<p>健康福祉まつりは社協の方でフードバンクというか皆様に賞味期限がまじかなものを集めていただきまして大変ご協力ありがとうございました。これは県の組織に全部配分して、集まったものは県の組織に持っていきましてその後の配分先はこちらでも把握はしてませんが、基本的には皆様からいただいたものを県に持っていきまして県の方で配分したということで詳細は分からない状況です。以上です。</p>
9 番議員	<p>只今の説明では県の管轄でやったということで、町民にそのものがいったかということとは分からないということだと思っうんですけれども、町独自でこういったフードバンクというものをやってはいかがかと思っうんですが、また健康福祉まつりも近いと思っいますがそういったことは考えていないかお願いします。</p>
やすらぎ園 所長	<p>10 月 28 日時期が変わりまして健康福祉まつりが行なわれますが、今のところフードバンクをやる予定ですので、従前の方式でやるかまた集まったものが町内の方が本当に必要かどうか分りませんけれども、そういったことも内部で検討していきたいと思っいますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>1 2 ページ</p> <p>1 目 社会福祉総務費続き</p> <p>4 目 心身障害者福祉費</p> <p>2 項 児童福祉費 I 目 保育所費</p> <p>3 目 児童館運営費</p>
12 番議員	<p>広域保育料が 2 名分追加になっているんですが、それぞれ親が勤めの関係そういったことで他町村の保育所に預けなければならないといういろんな事情があろうかと思っいますが、私は以前町の保育所の受け入れ時間を 7 時半から 7 時にするよう申し上げてきました。早朝早めることによって町外に働きに行く親たちが町内へ子供を預けていかれるような体制</p>

	<p>を作ることが子育て支援になるのではないか、また人口流出防止あるいは人口増加に繋がっていくのではないかということで一般質問でも訴えた経過がございます。そういった中でやはりいろんな事情でどうしても町内に預けていたんでは無理であるから町外の保育所に預けるということでこういったケースが出てくるのではないかと思うんですが、町の保育所を充実することによってこういったものが町内でできるようなそういった方策は考えられないかどうかお聞きをいたします。</p>
<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>今回 2 名分の広域保育料をお願いした訳でございます。お二方とも大田団地への入居が 8 月、9 月で転入されました。転入する前から八千穂保育園と南牧保育園に入園されていた方々であります。お一人の方は現在妊娠中であり、お勤め先も現在通われている保育園の近くにお勤めであるといったようなことから、もしもの時にはすぐに駆けつけられるといった意味で今年度は現在のままお願いをしたいとのことです。来年度につきましては小海保育園に預けたいとのことですのでよろしく申し上げます。</p>
<p>12 番 議 員</p>	<p>そうした中で町の保育所の早朝保育、従前の 7 時半前から受け入れていただくようお願いをした訳ですが、それについては積極的な広報はしないでそういった方がいたら「保育所へ申し出てください」ということで、7 時からやりますということは言わないけれど希望があったら申し出て下さいという姿勢であったかと思うんですが、現時点において 7 時半前に受け入れている人数の実態はどのようなものか教えていただきたいと思えます。</p>
<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>現在 7 時からお預かりしている方、毎日ではございませんけれどもおります。早朝の希望保育の申し出を取った時にいつといつということがありますので、その日については 7 時から受け入れをさせていただいております。該当者は早朝の 7 時から受け入れているのは 1 名。7 時半前 7 時 20 分ごろから来ている方も 1 名おりますので現在 3 名は受け入れをさせていただいているということでございます。</p>
<p>9 番 議 員</p>	<p>保育所費の今の上の代替職員の関係ですが、説明の中では未満児の支援にあたるという説明でしたが、未満児は増えているのか。それかそもそも足りないのか。その辺りをお願いします。</p>
<p>子 育 て 支 援 課 長</p>	<p>今回お願いした代替職員分ですけれども、職員を増やしたわけではありません。4 月の受け入れ時点では分らなかった子供たちの状況で、多動の子供が多いといったことからどうしてもその子に一人ついてあげないと保育園での集団保育ができないと判断させていただきました。そういった方には通所であったり判定をいただくような状況をお願いしたりとい</p>

	<p>ったことでお預かりしているということでもあります。まずは集団保育に不適であるお子さんをお預かりするには職員の手が必要であるといったことから今回賃金の増額をお願いをさせていただきました。よろしくお願い致します。</p>
2 番議員	<p>8 月の 24 日から 26 日まで私の知り合いがヤルヴィーホールでそれから北牧楽集館で音楽家ですが 4 名のプロの音楽家と 10 名くらいの音楽家に練習を教わっている生徒さん達が集まって最終的にはヤルヴィーホールで発表会なんか開きました。その折に一人の演奏家の方からお子さんを預かって欲しいという依頼を受けまして、その節は井出課長にご骨折りをいただきまして大変ありがとうございました。ただどうしても足りない時間帯なんかがあって結果的には私なんかやり繰りしたんですが、例えば年数回の音楽会が開かれております。そういった場面ですとか今回のような場面、あるいは町長の肝いりで大変イベント等が多く開催されますけれども、そういう折々に場合によったらチラシに「子供さんがいらっしゃる場合にはお申し出下さい。町の方で対策を講じるようにいたします」というようなチラシに一文があると小海町はいろいろな取り組みについて配慮されているんだなということが内外に発信することができるかと思いますが、こういった取り組みについてはどのように対処できるかということをごんたにお聞きしたらいいのか分かりませんが、もお尋ねしたいと思います。</p>
町 長	<p>渡辺議員のご意見誠に参考になりますので、今後参考にさせていただきます。取り組んで行きたいと思っております。</p>
議 長	<p>13 ページ 2 項 児童福祉費続き 4 款 衛生費 2 項 生活環境衛生費</p>
5 番議員	<p>生活の衛生費でもって、ここに塵芥の処理費ということでごみの収集かご 4 基ということですが、この 4 基は何処に設置したかということ、予定かもしれませんが、それと大きさについて聞きたいのですが。</p>
町民課長	<p>塵芥処理費の中のごみの収集かご 4 基ということでございます。これにつきましては 4 月以降要望があった地区でちょっと待っていただいてこの補正が済んだところで設置をして参りたいということで、場所としましては土村南町で 3 ヶ所、児童館の付近 1 ヶ所、小海団地内に 1 ヶ所、栄町で卒道の下の数件ある集落があるんですが、その方々が今まで見晴らし台の方まで出しに行ってましてそこに 1 ヶ所設置します。そしてもう 1 ヶ所は東馬流でございまして、現在区の中に 1 ヶ所しかかごが設置していませんのでもう 1 ヶ所、場所については区の方で決めていた</p>

	<p>だきますが、2ヶ所目のかごをお願いしたいということです。かごにつきましては小さい方のかご 48 千円の 4 基ということで 192 千円の補正をお願いしているところであります。以上です。</p>
5 番議員	<p>今までも八那池の方でもかごは入っている訳ですが、これがちょっと小さいもので大きさ、縦横高さとかその大きいのを設置ということで希望しますがその辺は如何でしょうか。</p>
町民課長	<p>町民課の方に要望を挙げていただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>1 3 ページ</p> <p>2 項 児童福祉費続き</p> <p>4 款 衛生費 2 項 生活環境衛生費</p> <p>5 款 農林水産費 1 項 農業費 4 目 農地費</p>
12 番議員	<p>農地費の中で委託料、小海原畑かんということで調査計画ということで 12,000 千円載っていますが、調査計画で 12,000 千円ということは相当大規模であろうかと思いますが、実際に畑かんのそういったどんな計画を今考えているのかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課 長	<p>おっしゃるとおり小海原の畑かんですけれども、一番のネックとなります JR そして国道 141 号、それから千曲川という難所を横断するというところでございます。その横断箇所の調査、耐震調査も含めてですがそういった調査をするということで 12,000 千円ということでお願いしてございます。以上です。</p>
12 番議員	<p>そうしますと既存の今も行っている訳ですが、行くまでの間の改修といったことで小海原の畑全体のその灌漑施設を新たに考えるとかそういったことではないと理解してよろしいでしょうか。そしてちなみにこういった調査計画はどういったところをお願いしているのかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課 長	<p>当初予算で 8,400 千円ということで調査を委託してありまして、こちらにつきましては細かい小海原の調査ということも入っております。こちらの委託につきましては土地改良連合会、そちらの方の仕事にたけているということ、それから佐久の地域振興局に事務所がありまして将来的と言いましょうか県営事業の採択をお願いしているところでありまして、しっかりとそこで情報共有ができてましてスピーディーに仕事ができるということで土地改良連合会にお願いしてございます。以上です。</p>
10 番議員	<p>今の件で関連でありますけれども、土地改良連合会に 12,000 千円をお願いするという補正予算でありますけれども、12,000 千円という数字はどのように出すのかという点をお聞きしたいと思います。</p>

産業建設課長	ある程度見積もりをいただいてということになっております。6,000千円につきましては県の補助をいただきまして、残りの6,000千円2分の1ですけれども町の一般財源でということと考えております。見積をいただいてということです。以上です。
10番議員	なかなかそういった資料は見えないし、分らない訳でありますけれども土地連合会ということでは競争的な部分というのは私はあまりないのではないかと思いますし、県の補助金をいただいてと今されまして、それで連合会というふうにとれるんですけれども、見積もりを議会に出していただくというのは可能でしょうか。
産業建設課長	また提示したいと思しますのでよろしくお願い致します。
議長	<p>5目 山村振興事業費 14ページ</p> <p>5款 5目 山村振興事業費続き 15ページ</p> <p>5款 2項 林業費 6款 商工費 I目 商工業振興費 2目 観光費</p>
2番議員	観光費の中で需用費ダイレクトメール作成頒布というのが出ておりました、3日の説明では5,000社に配布するというふうには書いてあるんですが、この5,000社というのはどういった企業をどういったかたちでサンプリングしているのかお聞かせいただきたいと思っております。
産業建設課長	今私のところで5,000社ということで大きな数ではございますけれども詳細につかんではいけませんので、予算決算の委員会までにはお示しできるようにしたいと思います。
議長	<p>16ページ</p> <p>4目 松原湖高原観光交流センター運営費 7款 土木費 2項 道路橋梁費 I目 道路維持費 17ページ</p> <p>I目 道路維持費続き 2目 道路改良舗装費 18ページ</p> <p>9款 教育費 1項 教育総務費</p>
9番議員	教育振興費で特別支援学級への教材4台ということでiPadを購入という説明がございました。先日のちょっと前の報道で中高生の1割がネット依存であるというような報道がされました。小海の子供たちは大丈

	夫なのか、調査しているのか。そのあたりをお願い致します。
教育長	具体的な調査はしてはおりません。小中学校ですと全国共通のテストがあった際に子供たちにアンケート的なことは行った訳ですが、家庭学習、家でどのくらいやっているかということ、インターネットをどのくらいやっているかというところまでは、その年々で質問あったり、なかったりでございます。小中学校についてはその程度でございまして、最近問題になっております中高生のネット依存は具体的に町の教育員会では現在していない状況であります。
9番議員	今回特別支援学級にということで予算が載せられている訳ですが、やはり特別支援学級に通うという子供たちはコミュニケーションが苦手、そこに障害がある子供が多いと思うんですが、そういう子供たちに対して使い方の指導だとかそういうネット依存の関係だとかそういう指導も併せての教育をお願いしたいのですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。
教育長	今回補正予算でお願いしました備品教材iPad4台ですが、ここはまず言葉を発しにくいお子さん、言葉だけで先生が話をしても理解しにくいお子さんに対して、見ることによって例えば視覚によってiPadは手軽でアプリケーションも豊富で場合によっては文字入力をせずに音声でいろんな言葉を発すれば画面が出てくる、似たような画面が出てくるということで、まずここで第1に考えたのは言葉だけでなく写真や絵でその子供に刺激を与えるとすればちょっと言葉あれですけれども、感じ得てもらえるようなものを一番最初に。最近は大学の研究でこういったものが特別支援に、自閉症ですとかそういったお子さんに効果が上がっているということを聞いた中で、現場の方から是非何とかならないかというような相談を受けまして今回補正をお願いした訳で、まず機器に親しむのが第1要件であります。そして理解してもらうのが子供たちのため、その後は議員さんおっしゃられるようにだんだんネット依存の傾向が強くなる様であれば、そうならないような指導も当然しなければならないと思っております。よろしくお願い致します。
議長	<p>2項 小海小学校費</p> <p>3項 社会教育費 I目 社会教育総務費</p> <p>19ページ</p> <p>I目 社会教育総務費続き</p> <p>2目 公民館費</p> <p>4項 保健体育費</p>
議長	その他全体を通じて質疑のある方はございますか。

2 番議員	<p>18 ページの教育費の事務局費のところでは教員住宅家賃補助が半減されていまして先生が町内に住まなくなったということで、これ教育の世界で捉えていいのか分かりませんが、私は昨年の議会で地域に雇用機会があっても町に住まなくなっているケースが多くなってきて俗に住まない理由を雇用だけで考える是非を質問したケースがございます。ちなみに小海高校でも数名、小海分院では 100 数名の職員がおられますけれど、10 人いるかいらないか、町内居住者がですね。小学校の校長先生に聞きましたら高速道路ができて便利になったと、通いやすくなったということで返事をいただきまして、これは逆を言えば交通の利便性が人口の減少を促進していることにもなりかねない。したがってこのような現実を真摯に受け止めて町内になるべく住むような施策これを考えると同時にできれば教員の先生方には地域内で住んでいただくような対策を講じていただきたいと思いますが、如何でしょうか。</p>
教育長	<p>学校の先生町内に住めというようなことですが、まず町側で先生の要望に合う住宅を用意できていないというのが現実でございます。公営住宅もほとんどいっぱいですし、例えば土村南町ですとか栄町ですとかあーいったハイカラな住宅をいくつも造って教員の先生を 1 名入れようとした時に前から住んでいた住民の皆さんがどう思われるか。先生のためにもしやるのであれば専用の教員住宅があればいいんでしょうけれども、現実問題小中学校のほとんどの居住地域が佐久市からこちらなんです。最近の傾向として町内の方と言えども両方とも校長先生ぐらいで、校長先生は内規的なもので町内に住まなければならないというルールがある中ですので、なかなか小海に勤め小海の学校に通ってるんだから小海に住めということは出来ない状況があります。よろしくお願い致します。</p>
8 番議員	<p>17 ページ 1 目の各地区道普請砕石というのがありまして大幅に金額が増えていますがその訳と、それからこれを分けてもらうのに申し込み方法、それから納入方法、それから私は杉尾水利組合という団体に入っている訳ですが、そういう団体には分けてもらえないのかどうかお聞きしたいんですけども。</p>
産業建設課長	<p>各道普請砕石ということで大幅増というところでもありますけれども、これにつきましては春先の道普請、それぞれの地区の道路委員さんから直接建設係の方に申し込みがございます。またそれぞれ水利組合とかいろんな組合があるかと思いますが、そういった皆さんにも自分たちで汗をかいてやっていただける、そういうところには受け付けて希望地に車で配達するよう手配するというような仕組みを取っております。増額でございますけれども台風による道路の傷みとかが予想されますので今回結</p>

	構大きなお金ですけれども増額をお願いしたというものであります。以上です。
10 番議員	同じところで親沢排水路 5,500 千円ということで親沢地区の川平へ行く道下だと思うんですが、ここはどういうふうにするのかというような予定がありましたら教えていただきたいと思いますが。
産業建設課長	場所は今おっしゃられたとおりの場所でございます。下流の方から何年か前に渡りまして工事をして参りまして、今回予定しております箇所につきましては大変急勾配な個所であるということであります。コンクリートの工事が非常に施工困難ということで今回予定しております工法といたしましては、ゴルゲイトフリュームと言いまして鉄の波型になったもので流速を落としながら下流へ誘導するというもので施工を考えております。以上です。
10 番議員	水路の上から落ちて水たたきと言いますかフトンカゴと並んでたりしてそこが駄目になってしまっているというようなところが見受けられますが、そこら辺はそのように考えておられるのでしょうか。
産業建設課長	水路からいったん落ちまして水たたきコンクリートで側溝が掘られないような対策をしております。その部分につきましても傷みがありますのでそのままほっとくわけにもいきませんので、そういったところの手立てをしながら水を導水するという考えでおります。
10 番議員	あそこの新しくやる部分ですか急な部分は新しくやるというふうに私は認識しているわけですが、只今の水たたきの部分は過去何回か修繕をしておるといふふうに私は認識しているわけですが、やはり従来と同じようなやり方をしているんですしたら、いずれまたという懸念があるわけですがそこら辺はどのように考慮されているのかだけを伺っておきたいと思えます。
産業建設課長	それにつきましては再度現場を精査しながら再度災害が起きないように対策をして参りたいと考えております。
10 番議員	只今の件は是非考えていただいて、ざっくばらんに言わせてもらえれば私はあそこへ水力発電的な施設を思い切って入れて水を受けること自体を柔らかくするというのを考えていくことも面白いのではないかと。昔は米搗き場で水車小屋を回して米を搗いたりした場所なんですよ。ですからそういったことも考えながら先々の計画としてやっていくのも面白いのではないかと提案的な意見とさせていただきたいと思えます。今度聞きたいのは、今度の補正予算書で説明欄ですけれども、節の番号を振っていただいて説明をしていただいているという点は非常に有難いんですが、その目の一番上に改めて目の補正額をですね、1 行どの欄も入れ

	てありますが、何か事情があって入れているのか。私は何か余分ではないかと思っているんですけども、何か事情があるようでしたら説明をお願いします。
総務課長	特に事情はないと思うんですが、どのようにできるのかまた係に検討させますのでよろしくお願い致します。
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第3 議案第34号</u>	
議長	日程第3、議案第34号 「平成30年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行ないます。質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	【歳入】 5ページ 3款 県支出金 6款 繰越金 7款 諸収入 【歳出】 6ページ 2款 保険給付費 1項 療養諸費 2項 高額療養費 6款 諸支出金 7ページ 7款 予備費
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
10番議員	保険給付費の関係で今回高額療養費の補正がされているわけでありましてけれども、給付見込がそれだけ増えてきたというかたちだと思いますが、私ここで伺いたいのはいわゆる脳梗塞と言いますか脳出血と言いますか、そういった皆さんが決算でも聞こうと思ったのですけれども、どのくらい29年度はあったのかと。また30年度はこの間どうなのかという点、分ったら調べていただきたいと思うんですがそういったことは無理でしょうか、可能でしょうか。
町民課長	調べましてまた委員会の折にでもお答えしたいと思います。よろしくお願い致します。
議長	これで質疑を終わります。

日程第4 議案第35号

議 長	日程第4、議案第35号 「平成30年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 4ページ 8款 繰入金 9款 繰越金 【歳出】 5ページ 3款 地域支援事業費 1項 日常生活支援総合事業費 3項 包括的支援事業任意事業費 6ページ 6款 予備費 補正予算給与費明細書 7ページ、8ページ、9ページ、10ページ
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 ここで11時5分まで休憩とします。 <p style="text-align: right;">(ときに10時53分)</p>
<u>日程第5 議案第36号</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第5、議案第36号 「平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 4ページ 1款 後期高齢者医療保険料

10 番議員	1 目について教えていただきたいんですけども、本算定により保険料の増減が補正されているんですが、改めてそれぞれの件数はどれくらいかということが分りましたら教えていただきたいと思います。
町民課長	すみません。今件数持ち合わせておりませんので後ほどまたご報告させていただきます。
議 長	4 款 繰越金 【歳出】 5 ページ 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 4 款 予備費
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 6 議案第 3 7 号</u>	
議 長	日程第 6、議案第 3 7 号 「平成 3 0 年度小海町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 補正予算書 1 ページ 収益的収入及び支出 2 ページ 資本的収入及び支出 3 ページ
12 番議員	配水改良費ということで松原の別荘地の敷設替ということで載っております。この間道路工事に伴って一緒にやってしまうんだと聞いたような記憶もあるんですが、この配水管の敷設替というのは施設の老朽化も進んでいると思うんですが、別荘地全体を計画的に今後何年かに亘って続けてやっていくのかどうか、ここだけが単発的に起きたものなのかその辺をお聞きします。
産業建設課 長	松原の別荘地につきましては毎年予算の範囲内ということで実施しております。修繕計画を今後どうするかということで全体的に見まして松原の別荘地内がかなり古くて傷みがあるということでございますので、現在修繕計画を策定中ということでございますので、今後につきましては修繕計画に基づきまして計画的に実施して参りたいと考えております。

12 番議員	<p>松原湖の別荘地の配水管も決して新しいとは言えないかなり老朽化しているんだと思うんですが、町の中全町の中の配水管と比べた場合に一般的に別荘地の方が新しいのではないかとそんなことも考えられるわけですが、全町においてそういった老朽化の配水管の敷設替えといったようなこと、別荘地を優先しなくてはならないかどうかその辺の計画というか認識を持っておられるかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>修繕計画につきましては別荘地に限らず町全体の修繕計画を立てるということでございます。例年と言いましょか漏水工事につきましては別荘地内で頻繁に起きておりますので、そういった意味も含めまして実施をしているわけでございますけれども、別荘地を含め町全体の修繕計画を立てて計画的に修繕をして行きたいと思っております。以上です。</p>
10 番議員	<p>関連で同じ場所をお願いをしたいのですが、まず伺いたいのは配水管敷設替え工事設計委託料ということで 1,350 千円載っているんですけども、これはどういうことなのかと。何故そういったことを聞かかという当初予算で 5,000 千円の時は、こういった設計委託料というのは載っていないんですよ。同じ敷設替えでありながらそれが今度は敷設替えということで設計委託料が載っているという点がどうしてかということをお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>例年ですとまず建設係の方で別荘地内の舗装もだいぶ傷んでおりますので、計画的と言いましょか、公社と相談しながら傷んでいるところを舗装工事を実施して参りました。その舗装工事に併せまして、舗装工事と言いますと舗装の資格のある A・B 業者になろうかと思っておりますが、その業者に経費削減ということで併せて随契で水道管工事も発注しているということで今までやっておりました。ただ水道業者にも仕事を受注する機会が少ないということで、緊急の水道工事の対応の他に水道業者にも受注機会を多くするというので、まず水道工事を発注機会してその後舗装工事を後から施工するという考えに基づきまして水道工事を発注するのにあたりまして、詳細な設計委託料が必要になったということで今回新たに 1,350 千円お願いしているものでございます。以上です。</p>
10 番議員	<p>松原別荘地内の水道管敷設替え工事というのは今まで何年も議論されてきているわけでありまして。そういった中で確かに課長が言われるように決算書を見ても去年は松原湖高原 6 回だか 7 回あるわけですよ。そういった意味では本管が傷んできているのだというのは理解できるわけですが、そういう流れはずっと来ている中で年間に 1 回この資本的支出ということで松原の本管工事をやっているわけですよ。今年も当初で 5,000 千円載せてたと。それを今課長おっしゃられましたよ</p>

	うになんか聞けば水道事業者の仕事づくりのためにやるんだみたいな説明を今された。私はやはり最小の経費で最大の成果という観点から見たときに、今のような説明の仕方は如何なものかと。確かに地元業者の皆さんに仕事をやっていただいて小海町で頑張っていていただくということは必要ではあるかと思いますが、今のような仕事づくり、計画性のない中での仕事づくり、課長本人が言うような計画の立て方は如何なものか。資本的支出の予算が 50,000 千円を超えていますよね。今年は。去年よりずっと増えているわけです。ですから私は水道会計全体のことでって顧みなければいけないのではないかと思います、こういった計画の立て方は如何でしょうか。
産業建設課長	水道業者ということですがけれども、私どもはやはり地元の業者育成というのも一つの大事な仕事であると考えております。そういった中で当然こういったものの経費節減には当然努めて参らなければならないと考えております。そういった中で今回新たにこういったかたちで配水管敷設替え工事の設計委託料ということで実際我々の技術ですと設計積算が出来ないものですから今回業者の方をお願いしているという事情もございましてのでご理解を頂戴したいと思います。
10 番議員	水道業者の皆さんに仕事を出すわけですがけれども、小海の町内には様々な業者があります。そういった業者の皆さんに仕事づくりとして発注している事業は他にどれだけあるのかと。資料の提供をお願いしたいと思います。
産業建設課長	また集計して提出したいと思いますけれども、概略につきましては決算書の方にも載せてございますので、それで不足ということであればまた整理して提出したいと思います。
2 番議員	小海町暮らしの便利帳というのが配られまして大変重宝しているわけですが、これを見ながら 44 ページに上水道の使い始めたり、止めたりするには届出が必要ですよという事項がございまして、利用の開始とそれから利用の中止という事項があります。私今度杉尾の方に住まいを用意したんですけれども、ここは廃止になっているので加入料を 70 千円かな、払ってメーターを取り付けていただきたいということで、ということは水道の利用を中止という考え方もあるのかなと。廃止の場合にはメーターも引き上げて全部やる。例えば未利用の家屋で 184 件、確か空家の数値が出ているかと思いますが、これらは全て廃止ということでメーターを撤去しているのか。あるいは時たま来て使う関係で中止という扱いになって、来た時にはメーターさえ開ければ使える状態になっているのかその仕訳がどんなふうになっているのかという点が 1 点と、中止の

	場合に基本的な使った時の料金とは別個に基本料金というのがあってそれは中止の場合にも徴収されているのかどうか。ちょっと私勉強不足なので教えていただきたいと思います。
産業建設課長	中止というものはございませんで、そのまま加入いただいておりますと当然使っていないので基本料だけいただいているということでございます。廃止につきましては料金が発生することはございませんけれど、またそれを新たに給水するということになるとメーターを付けまして新たに加入料をいただくという事になっております。
議長	小海町上水道給水調査票 4 ページ
9 番議員	この調査票以前にも出されて同じようなものが出されているんですが、区分の中で無料という部分があるんですが、これ以前の調査票にはなかったように思うんですが説明をお願いしたいと思います。
産業建設課長	無料ということで 14 栓あるわけですが、こちらにつきましては新開の集落ということでございます。確認しましたらだいぶ以前、以前というか昔という表現が正しいのか、記録の中ではそこはずっと無料ということで。無料というのは地区の公民館、失礼しました。地区の公民館になります。
10 番議員	今の関連で伺いたいんですが、給水区域内契約栓数ということで栓数が最後の合計が 2,510 となっておりますが、今日の補正予算は 2479 と合計すればなると思うんですが、3 月からこの時点までこれだけ減っているというそういう単純な認識でいいのか伺いたいと思います。
産業建設課長	給水栓数の調査票でございますけれども、以前ご指摘をいただきまして給水栓数を見直したということがございます。検針数から給水栓数を引き出しておりますけれども、また詳細につきましては予算決算の時にご説明したいと思っておりますけれども、よろしくお願い致します。
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
日程第 7 認定第 1 号	
議長	日程第 7、認定第 1 号 「平成 29 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに

	行います。質疑のある方は挙手を願います。
議 長	決算説明資料 1 ページから 12 ページ
2 番議員	9 ページの町税収入済額・未済額比較表で余談かもしれませんが、このグラフの表現は非常に誤解を招きやすい。未収額が非常に大きく見えてくるわけですね。全体をもっと未収額の適正な割合が表示できるようなグラフの掲載をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
総務課長	確かにおっしゃることは理解できます。検討してみます。
議 長	<p>【歳入】</p> <p>13 ページ 1 款 町税 1 項 町民税</p> <p>14 ページ 2 項 固定資産税</p> <p>15 ページ 3 項 軽自動車税</p> <p>16 ページ 4 項 市町村たばこ税</p> <p>5 項 入湯税</p> <p>2 款 地方譲与税 1 項 地方揮発油譲与税</p> <p>17 ページ 2 項 自動車重量譲与税</p> <p>3 款 利子割交付金</p> <p>4 款 配当割交付金</p> <p>18 ページ 5 款 株式等譲渡所得割交付金</p> <p>6 款 地方消費税交付金</p> <p>7 款 ゴルフ場利用税交付金</p> <p>19 ページ 8 款 自動車取得税交付金</p> <p>9 款 地方特例交付金</p> <p>10 款 地方交付税</p> <p>20 ページ 11 款 交通安全対策特別交付金</p> <p>12 款 分担金及び負担金 1 項 分担金</p> <p>2 項 負担金のうち 1 目 総務費負担金</p> <p>21 ページ 2 目 民生費負担金</p> <p>3 目 衛生費負担金</p> <p>4 目 農林水産費負担金</p> <p>22 ページ 5 目 商工費負担金</p> <p>6 目 教育費負担金</p> <p>23 ページ 13 款 使用料及び手数料 1 項 使用料のうち</p> <p>1 目 民生費使用料</p> <p>24 ページ 2 目 生活環境費使用料</p> <p>3 目 農林水産費使用料</p>

	25ページ 4目 商工費使用料
2番議員	商工費の使用料のところで大人が15万6千人、子供が1万4千人合計17万人になっていまして、その前のページの16ページの八峰の湯の入湯税の使用料が17万7千人になっております。およそ4万人くらいの方々が入湯税を払っていないということは食事だけの利用と考えればよろしいでしょうか。
観光交流センター所長	基本的にはお食事だけの利用の方と子供さんが基本的にはその差になるということでございます。
2番議員	分かりました。私は6月の質問で利用者の内訳を細かく出していただきたいと申し上げておるんですけれども、それはできているのでしょうか。お願い致します。
観光交流センター所長	概ねのものはできておりますので委員会の時に提出したいと思っております。よろしくお願い致します。
議長	<p>5目 土木費使用料</p> <p>6目 教育費使用料</p> <p>26ページ 6目 教育費使用料の続き</p> <p>2項 手数料のうち 1目 総務費手数料</p> <p>2目 生活環境費手数料</p> <p>27ページ 14款 国庫支出金 1項 国庫負担金</p> <p>28ページ 2項 国庫補助金のうち 1目 総務費補助金</p> <p>2目 民生費補助金</p> <p>29ページ 3目 衛生費補助金</p> <p>4目 土木費補助金</p> <p>5目 教育費補助金</p> <p>30ページ 6目 農林水産費補助金</p> <p>3項 国庫委託金のうち 1目 総務費委託金</p> <p>2目 民生費委託金</p> <p>31ページ 15款 県支出金 1項 県負担金</p> <p>2項 県補助金のうち 1目 総務費補助金</p> <p>32ページ 2目 民生費補助金</p> <p>3目 衛生費補助金</p> <p>33ページ 4目 農林水産費補助金</p> <p>5目 災害復旧費補助金</p> <p>6目 教育費補助金</p> <p>34ページ 3項 県委託金のうち 1目 総務費委託金</p> <p>2目 民生費委託金</p>

	<p>35 ページ 16 款 財産収入 1 項 財産運用収入のうち 1 目 財産貸付収入 2 目 利子及び配当金 2 項 財産売払収入</p> <p>36 ページ 17 款 寄付金 1 目 一般寄付金 2 目 ふるさと寄付金 3 目 指定寄付金</p> <p>37 ページ 18 款 繰入金 1 項 特別会計繰入金 2 項 財産区繰入金</p> <p>38 ページ 3 項 基金繰入金 19 款 繰越金</p> <p>39 ページ 20 款 諸収入 1 項 預金利子 2 項 貸付金元利収入 3 項 受託事業収入</p> <p>40 ページ 4 項 雑入 41 ページ 雑入の続き</p> <p>42 ページ 21 款 町債 1 目 過疎対策事業債 43 ページ 2 目 臨時財政対策債 3 目 緊急防災・減災事業債</p> <p>44 ページ 4 目 一般補助施設整備等事業債 5 目 公共事業等債</p> <p>【歳出】</p> <p>45 ページ 1 款 議会費 46 ページ 議会費の続き 47 ページ 2 款 総務費のうち 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費</p>
9 番議員	<p>一般管理費の女性議会が昨年開かれたわけですが、以前というか確か女性議会 2 回目だと思うんですが、その成果というか、この間の話で町づくり座談会でも女性の参加が少なかったというようにお聞きしました。女性の政治参加を広げるといところで大事な取り組みではないかと思えますが一つのきっかけに女性議会を開かれたと思うんですが、その辺の総括というかどのように考えているか、今後も含めお願いします。</p>
総務課長	<p>確かにおっしゃるとおり女性の参加というのは大変重要であると考えております。先般も申し上げましたとおり、町づくり座談会も女性の参加が少なくて一番聞きたいところでもあったんですがそういった皆さんから意見を聞くことができなかつたというようなことで、昨年度の女性議</p>

	<p>会の総括というのはまた委員会の時でも担当の方からご説明をするようにしますけれども、なるべくそういった機会を設けるように今後も開催することを考えて参りたいと思っております。</p>
議長	<p>48 ページ 一般管理費続き 49 ページ 一般管理費続き 50 ページ 2目 財産管理費 51 ページ 財産管理費続き 52 ページ 3目 広報費 53 ページ 4目 企画費 54 ページ 企画費続き</p>
9 番議員	<p>54 ページの最後の実績と効果についてというところで定住促進事業のインターンシップ事業と移住体験ツアー、移住セミナーを開催しておりますと書いてあるんですが、事業は継続しているということなんですが、これまで何人の参加だったか、実績効果という説明とはちょっと違うんじゃないかと、あんまり当てはまらないと思っておりますが、実績効果についてお願いしたいと思っております。</p>
総務課長	<p>すみません。確かにおっしゃるとおり実績効果という書き方にしては書き方がちょっと悪いので次回から改めさせたいと思っております。 総参加者につきましては今数字がありませんが、実績としましては3名の移住定住に29年度につきましては繋がったということでご理解をいただきたいと思っております。</p>
9 番議員	<p>また委員会の方で議論したいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
10 番議員	<p>只今と同じ欄の中で宅地造成事業、大田団地ですね。この時点では11区画が販売となり総人口32名の定住予定となったということですが、今、住宅がかなり建ってきているわけでありまして、宅地造成の中でも地元業者と先ほども水道事業の中でも地元業者と言われましたけれども、実際に現在何件戸建て建設中なのかという点も含めて地元業者との関連どのように掴んでおられるか教えていただきたいと思っております。</p>
総務課長	<p>正式な数字については今数字がありませんので、また委員会の際にお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>55 ページ 5目 地域振興費 56 ページ 地域振興費続き 57 ページ 地域振興費続き</p>
2 番議員	<p>地域振興費につきましては制度を少し変えて支援再生という名前にも変えていくというように聞いておりますけれども、具体的にはどんなかたちでこれらを組み替えていくのか、行こうとされているのかお聞かせく</p>

	ださい。
総務課長	まず平成30年度になりまして若干制度を皆様にもご説明しましたとおり制度を変えました。今までは区民協働ということを必須条件としていたわけですが、それについて高齢化等により大変な地区も増えてきたということで区民必須条件は外すと。その代わり総会やチラシ等で区民の皆さんにはどういう事業をやるのか確実に周知を願いたいということで30年度変えました。31年度につきましては先般6月の議会の中でも一般質問でもございました。一定程度の役割は果たしたのではないかとというご指摘もいただいております。制度の見直しも要望されておりますので、これについては全員協議会の中で資料を提出致しまして細かくご説明させていただきますと思います。よろしく申し上げます。
議 長	58ページ 6目 積立金 59ページ 2項 徴税費 1目 税務総務費 60ページ 2目 賦課徴収費 61ページ 3項 戸籍住民登録費 62ページ 戸籍住民登録費続き 63ページ 4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 64ページ 2目 小海町長選挙費 65ページ 3目 小海町議会議員一般選挙費 66ページ 4目 衆議院議員総選挙費 67ページ 5項 統計調査費 68ページ 6項 監査費 69ページ 3款 民生費のうち 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 70ページ 社会福祉総務費続き
9番議員	20節の扶助費の中で町民生活応援事業ということで冬場の灯油代の補助ということで実施されたわけですが、大変ありがたいと私も声を聞いているところでありますが、今年も依然として灯油の値段が全然下がらないわけですが今年に関してどのように考えておられるかお願いします。
町民課長	これからの動向を見ましてまた判断させていただきたいと思っております。
議 長	71ページ 2目 老人福祉費 72ページ 3目 やすらぎ園運営費 73ページ 4目 心身障害者福祉費 74ページ 心身障害者福祉費続き 75ページ 5目 あゆみ園運営費

	<p>76ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費 77ページ 保育所費続き 78ページ 2目 児童措置費 79ページ 3目 児童館運営費 80ページ 4目 結婚推進・子育て支援費 81ページ 結婚推進・子育て支援費続き 82ページ 4款 衛生費のうち 1項 保健衛生費 1目 保健衛生 総務費 83ページ 2目 予防費 84ページ 予防費続き 85ページ 同じく予防費続き 86ページ 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 87ページ 2目 塵芥処理費 88ページ 3目 し尿下水処理費 89ページ 4目 住宅管理費 90ページ 5目 町営バス運行管理費 91ページ 町営バス運行管理費続き</p>
議長	<p>ここで午後1時まで休憩とします。 (ときに11時57分)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 92ページ 5款 農林水産費のうち 1項 農業費 1目 農業委員会費 93ページ 2目 農業振興費 94ページ 農業振興費続き 3目 畜産振興費 95ページ 畜産振興費続き 4目 農地費 96ページ 農地費続き 5目 山村振興事業費 97ページ 山村振興事業費続き 98ページ 2項 林業費 1目 林業振興費 99ページ 林業振興費続き 100ページ 2目 県有林受託事業費 101ページ 3目 林道費 102ページ 6款 商工費のうち 1目 商工業振興費</p>

	103 ページ 商工業振興費続き
9 番議員	19 節の一番最後の店舗等新築助成事業ですがこれ新築であってまずでしょうか。改装だったような気がするんですが、すみませんお願いします。
産業建設課長	店舗新築等助成事業ということで新築された方もありますし、リフォームされた方もおります。以上です。
議長	104 ページ 2 目 観光費 105 ページ 観光費続き 106 ページ 同じく観光費続き
10 番議員	105 ページの 15 節工事請負費で不用額が 7,950 千円ということでありませうけれども説明をお願いします。
産業建設課長	観光交流拠点施設の整備の関係ですが 28 年度に繰越したというかたちになりまして、そんな関係で不用額が 7,950 千円発生しておる状況でございます。
10 番議員	観光交流拠点施設整備 87,000 千円というのがその 28 年度へ繰越しされたという説明を今聞いたんですが、ちょっと合点がいかないのですが。もう少しよく説明をして下さい。
産業建設課長	すみません。28 年度から 29 年度へ繰越したということでございます。予算が 95,000 千円ということで残 7,930 千円ということになっております。
10 番議員	ちょっとそこら辺の予算の動きをよくお願いしたいと。というのは私が思うには駅前のトイレが減額されているし、それから松原駐車場の舗装が 18,000 千円の減額がされているわけですよ。ですから工事がいろいろに動いておりますので、この不用額がそうは言っても繰越から生じた不用額だという説明ですから、そのような点予算の動きが分かるようお願いしたいと思いますけれども如何でしょうか。
産業建設課長	この件につきまして詳しく分るように資料をまとめまして予算決算の委員会の時に説明したいと思いますのでよろしくお願い致します。
9 番議員	同じページで 13 節の委託料のところ DC キャンペーンの件と憩うまちこうみ事業ということで載っているんですが、後ろの次のページを見ても実績効果というところが書かれていないんですが、どうだったかお願いします。
産業建設課長	DC キャンペーンということでシャトルバスの方お願いして運行したわけでございます。何時、何人、どういうふうに乗ったかというものは整理されておりますのでちょっと手元にございませうけれども、また予算委員会の時に資料として提出しますのでよろしくお願い致します。

2 番議員	観光費の需用費の中の白駒の池遊歩道整備というのは、具体的には場所等分ったら教えていただきたいというのが1点と、今、的埜議員の説明のところにもございますけれども、委託料で小海駅前公衆トイレ設計委託が1,500千円になっていて、その15節の方で小海駅前公衆トイレの施工費が990千円になっている。この設計のために1,500千円使うという話になるんでしょうか。その2点を教えて下さい。
産業建設課長	後先になりますけれども、駅前公衆トイレの関係でございましてけれども、実施施行するという事で詳細設計の方発注しておりまして、実際には施工できなかったわけですが、実際そういった作業に入っていたということで設計士さんの方にお支払したということで設計委託料が載っております。また白駒の池の傷んだ木道を直したんですけれども、実際場所ですらどこら辺だと言われまして、また図面とか委員会の時に説明したいと思っておりますけれども、木道を直したということでよろしくお願い致します。
2 番議員	白駒の池の遊歩道についてはまた後で教えていただくとして、設計の委託料で1,500千円払ってその成果を実際には90数万円で施行したというちょっと設計料が高くなってしまいうことに疑問があるのですがそこは如何でしょうか。
産業建設課長	元々新しくトイレを建築しようということで予算を20,000千円程見込んでおりました。実際その20,000千円というものを設計したわけですがけれども、設置場所について理解が得られなかったということで実際そのトイレは施行してありません。ただ小海駅前のアルル内のトイレを清掃をかけまして綺麗にしたと。換気扇を直したと。それから便器もウォシュレットに替えたというものになっておりますので、実際の委託料の分の工事は実施してないということでございますのでよろしくお願い致します。
議長	107ページ 3目 国際交流センター運営費 108ページ 国際交流センター運営費続き 109ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費 110ページ 松原湖高原観光交流センター運営費続き 111ページ 7款 土木費 1項 土木管理費 112ページ 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費
12 番議員	工事請負費のところ町単事業9ヶ所ということで43,000千円ということで別紙ということで次のページにあるわけですが、9ヶ所あるわけですね。これはほとんど修繕というか改修ということでありましてこの表を見ますと契約額、ここ合計載っていないんですが契約額とその

	<p>変更額というところで合計も載っていないんですけど、これを比べてみると全部の事業に対して変更があつて、割合としては12%、13%に上っているのではないかと思うわけでありまして。その中で舗装をやり直したとか対して設計があるのにもかかわらずこういった多少の誤差は出てくると思いますが、それぞれの事業に対して13%近い変更がある。これに対してはどのように考えているか教えてもらいたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>只今ご指摘いただきましたけれども当初契約額、設計額に対して変更額が多いのではないかということでございます。当初設計の段階において見積りが甘かったという箇所もございます。中には掘削した状況によりまして岩が出たりとかやむを得ない状況もございますが、はっきり申し上げまして設計の方の見積りが甘かったということで若干途中で工法を変更したというようなケースもございます。そこら辺につきましては変更額に設計額、契約額に対しまして出来るだけ増減が生じないようにやむを得ない場合を除きましてですけれどもそんなかたちで工事の方を施工監理をして参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。</p>
12番議員	<p>今の土木設計、建築の方もそうだと思うんですが、設計額に対してほとんど見積りが変わらないと言いますか入札してみても非常に正確に設計どおりにやるとピッタリと出てくると思うんですね。その中でこれはかなりの差ではないかと素人が言つてはなんですがえらい差があるなど感じるわけでありまして。ちなみに設計はどういったところをお願いしているかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>設計につきましては林業コンサルタント協会というところをお願いしてございまして、ちょっと個人的な主観が入りますけどちょっと技術力が劣っているかなということを時々感じまして発注者側として指導しているという状況でもございます。そういったことも踏まえまして大変変更額の方が増額というかたちになってはおりますけれども、今後につきましては設計額に対しましてあまり変更が生じないようなことをしっかりと対策をして参りたいと思つておりますのでよろしくお願い致します。</p>
12番議員	<p>他の問題でお願い致します。同じく工事請負費の中で30年度へ繰越ということで25,736千円ということでございます。この内訳も108ページの方に載つておりました、この2ヶ所の工事を要するに繰越明許ということで30年度へ繰越したわけでありまして、これも29年度の当初予算で載つておつたわけでありまして。その中で町単の事業だということで町の一般財源と後は過疎債を借りてやるということでありました。経過を見ますと、この間に何度か補正予算の中で変更等あつたわけでありまして、29年度の決算書、先ほどもありましたけれども実質収支に対す</p>

	<p>る調書というところで25,737千円に対して1,736,400円の留保財源をもって繰越ということでございました。ただこれが29年度の当初予算に載せられてそしてしかも町の町単の事業でもあるにもかかわらず次年度まで繰越さなければならなかったそういったいろいろな事情というものに対してはどうなのか。確かに補正予算の途中では地権者の同意が得られなかったということも書いてあったように思いますけれども、どうしてこういった町単の事業でありながら次年度へ繰越さなければならないのか。あるいは過疎債を起債するにあたって、この起債する額が確定したなら、一般財源を減らして過疎債の方を充当してきたにもかかわらず、いろいろなそういった借入先もある中でどうして1年延びてきてしまったのかこれも回答をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>繰越には当然それなりの理由がございまして、例えば親沢につきましては夏場のお百姓が忙しくトラックとかトラクターの通行が多い時期はどうしても避けなければなりません。それから掘削した時に掘削して路盤の状況を再確認しますと路盤の状況が非常に悪いということでその路盤を入れ替えるという作業、調査にも時間がかかりますし工事にも時間がかかるということでございます。冬場に入りますと路盤が凍結凍上しておりまして、舗装をかけても良い舗装が出来ないということで、ある程度繰越して暖かくなった4月・5月に変更するというケースが多々あるかと思えます。また、大畑につきましては用地交渉の状態が非常に悪かったという状況でございますが、本来ですと用地交渉をつけて同意のもとに進めなければならないわけですが、最初はいいと言っているにもかかわらず突然途中で気が変わったりするケースが多々あることがございます。そのようなことがございまして、不測の日数を要しまして繰越してしまうというような状況が生ずる状況になっております。以上です。</p>
12番議員	<p>季節的な要因ですとかいろいろなことは勿論分かるんですけど、そのために設計とかもあるし計画もあると思うんですけどね。そうした中で過疎債も確約まで取っておきながら次年度まで送らなければならないそういったことに対してはやはり計画の進め方に少し疑問があるのではないかと思います。そうした中で現在の進捗状況について教えていただきたいと思えます。終わってれば終わっていたで結構ですが。</p>
産業建設課長	<p>現在2ヶ所とも工事は完了しております。以上です。</p>
議長	<p>113ページ 道路維持修繕費 工事内訳 114ページ 道路維持修繕費 工事内訳続き 115ページ 2目 道路改良舗装費</p>

	<p>1 1 6 ページ 道路改良舗装費 工事内訳</p> <p>1 1 7 ページ 道路改良舗装費補助</p> <p>1 1 8 ページ 道路改良舗装費明許</p> <p>1 1 9 ページ 3 項 都市計画費</p> <p>1 2 0 ページ 8 款 消防費のうち 1 目 非常備消防費</p> <p>1 2 1 ページ 2 目 常備消防費</p> <p>1 2 2 ページ 9 款 教育費のうち 1 項 教育総務費</p> <p>1 目 教育委員会費</p> <p>1 2 3 ページ 2 目 事務局費</p> <p>1 2 4 ページ 事務局費続き</p>
9 番議員	事務局費の中の 7 節賃金の中で教育支援員ということで 3 名、当初確か外部から人材を幅広く入れて先を見据えた学校支援を行って行くというようなことを言われていたような気がするんですが、どのような支援がなされたかお願いします。
教育長	教育支援員 3 名ということで内容につきましては先生方を直接授業の進行ですとか授業計画にアドバイスしてくれる方、小海町の元校長先生篠原秀郷さんです。それともう 2 人のうち 1 人は外国語の支援ということで外国語の国際交流員がいるわけなんですけれども直接その方と担任という流れがなかなか難しいと。中間的に英語に堪能な日本人の方をお願いしてということで具体的にお名前を挙げると八那池の小池美奈子さん。それから後もう一人は児童の放課後に支援という意味で北牧楽集館冬場ですけれども、常駐させるかたちで小海小学校のお子さんがいろんな習い事の際の時間をつぶす、時間の過ごし方を面倒見てもらってということで美術館に勤めておる中島由香さんという方がおいでですけど、美術館冬場閉館になるということで楽集館の支援を行なっていただいたということでございます。よろしくお願い致します。
10 番議員	その下の委託料ですが通学路防犯カメラ設置委託ということで調査結果が示された記憶がありその後の施工状況はどうかと。確か 10 月ごろまでにみたいな話を聞いた記憶があるんですが分かる範囲で結構ですからその後の施行状況をお願いしたいと思います。
教育長	冒頭申し訳ございませんというお詫びの言葉になってしまうんですけれども、この 378 千円で当初 17 ヶ所 20 基を設置した場合に幾らになるか。設置場所はここです。設置場所の施工方法についてはポールを直接建てたりですとか、建築物に懸架させたりですとかいろいろやってもらった中で 378 千円という委託料で全体では 20,000 千円の見積をいただいたところでございます。ところが平成 30 年度の予算が 10,000 千円というこ

	<p>とでございました。実情と言いますと確かに見積額というのは定価ベースで見積もられた金額でして、テレビカメラにしろ役場の内部に設置するサーバーにしろ実際の価格というのはもっとべら棒に下がっているのが現実でございます。そうした中で10,000千円の予算の中でこういったやり方をしたらいいかと内部で協議した中、施工実績があります2つの業者を指定しまして具体的にはセコムさんと長野県パトロールさんだったわけですが、10,000千円で何処まで出来ますかというかたちでプロポーザルを行いました。プロポーザルを行ったのが8月31日、町長以下職員6、7名に対しましてプロポーザルを行っていただきましてその結果金額的には9,999,990円なんですが、長野県パトロールさんをお願いすることに決定いたしました。セコムさんは実際それよりも700千円ばかり安かったんですが、設置後の日々の稼働点検ですとか保守につきまして長野県パトロールさんの提案の方がよかったという結論で、金額的には高いですけども予算の範囲内ということで長野県パトロールさんをお願いし、当初役場にも付ける予定だったんですがこの所は将来的にも拡大していくという中で10,000千円で確実に出来るということで16ヶ所19基のカメラを設置することが決まりましてその旨を業者の方に結果をお伝えして近々契約ということになります。工事期間がおおよそ2ヶ月ぐらいあればということをお願いして、10月には運用開始というお言葉を発したんですがそれよりは1ヶ月程度遅れる可能性があるということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>125 ページ 2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費 126 ページ 学校管理費続き</p>
<p>9 番議員</p>	<p>126 ページの14 節の中でタクシー使用料というのがあるんですが、これは何でしょうか。お願ひします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>このタクシー使用料につきましては125 ページの1 報酬にあります学校医の先生の送迎ですとか、あと救急車を呼ぶまでもなくお子さんで具合が悪くなって病院へいきたいようなケースそういった場合にはタクシーを利用しているということでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>127 ページ 同 じ く 学 校 管 理 費 続 き 2 目 教 育 振 興 費 128 ページ 教 育 振 興 費 続 き 129 ページ 3 項 社 会 教 育 費 1 目 社 会 教 育 総 務 費 130 ページ 社 会 教 育 総 務 費 続 き 131 ページ 2 目 公 民 館 費 132 ページ 公 民 館 費 続 き</p>

	<p>1 3 3 ページ 同 じく 公 民 館 費 続 き</p> <p>1 3 4 ページ 3 目 総 合 セ ン タ ー 運 営 費</p> <p>1 3 5 ページ 4 目 美 術 館 運 営 費</p> <p>1 3 6 ページ 美 術 館 運 営 費 続 き</p> <p>1 3 7 ページ 5 目 音 楽 堂 運 営 費</p> <p>1 3 8 ページ 4 項 保 健 体 育 費 1 目 保 健 体 育 総 務 費</p> <p>1 3 9 ページ 保 健 体 育 総 務 費 続 き</p> <p>1 4 0 ページ 2 目 小 海 小 学 校 給 食 費</p> <p>1 4 1 ページ 3 目 ス ケ ー ト セ ン タ ー 運 営 費</p> <p>1 4 2 ページ 1 0 款 災 害 復 旧 費 1 項 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費</p> <p>1 4 3 ページ 2 項 農 林 施 設 災 害 復 旧 費</p> <p>1 4 4 ページ 1 1 款 公 債 費 1 目 元 金</p> <p>1 4 5 ページ 2 目 利 子</p> <p>1 4 6 ページ 1 2 款 予 備 費</p> <p>議 長 決 算 書 に 移 り ます。</p> <p>4 2 ページ 実 質 収 支 に 関 す る 調 書</p> <p>4 3 ページ 財 産 に 関 す る 調 書 の う ち 公 有 財 産 の 異 動 状 況</p> <p>4 4 ページ 財 産 に 関 す る 調 書 の う ち 1、公 有 財 産</p> <p>4 5 ページ</p> <p>4 6 ページ</p> <p>4 7 ページ</p> <p>4 8 ページ</p> <p>4 9 ページ</p> <p>5 0 ページ</p> <p>5 1 ページ</p> <p>5 2 ページ 2. 物 品</p> <p>3. 基 金</p>
議 長	そ の 他 全 体 を 通 じ て 質 疑 の あ る 方 は、ご ざ い ま す か。
11 番 議 員	説 明 資 料 の 14 ペ ー ジ で お 願 い し た い と 思 い ます。2 の 滞 納 繰 越 分 で 相 続 放 棄 1 件 と あ り ま し て 固 定 資 産 税 の と こ ろ で あ る ん で す が、こ の 相 続 放 棄 を し た 場 合 に は も し 他 に も あ れ ば 全 て の こ と が こ う い う 状 況 で 不 納 欠 損 に な る の か。そ れ か ら こ の 相 続 放 棄 の 申 請 は ど う い う 状 況 で ど う い う ふ う に し て 行 う の か、そ れ を お 聞 き し た い と 思 い ます が お 願 い し ます。
総 務 課 長	相 続 放 棄 を し た 場 合 に 執 行 停 止 を か け て 5 年 経 過 し た と こ ろ で 不 納 欠 損 に し て い く と い う こ と に な っ て お り ます。そ れ で こ の 相 続 放 棄 で す が、

	<p>こちらに住んでいない方がほとんどなんですけれども、親が住んでいたけれども親も亡くなってしまって財産もたいした財産もなくて逆に借金だとかこういった滞納があると。少しでも相続すればそういったものを全部背負わなければならないといったようなことで、これはたぶん裁判所かなんかで手続きをしていると思うんですが、手続きをして相続を全て放棄するということになります。これをやられた場合にはこちらとしましては残っている財産を差し押さえて競売等に付してそのお金を収入に変える以外に手はなくて、だいたいそういった場合にはほとんど財産も残っていないというのが通例でして、結果取れない分が多くてこういった不納欠損にせざるを得ないと。もう請求先がなくなってしまうということで仕方がないということになります。</p>
11 番議員	<p>この方の場合この金額だけで済んでいるのですか。まだ他にもあってそれは把握されてますか。</p>
総務課長	<p>これは単年度分ですので調べてみないと分らないのですがまだある可能性はございます。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わりにします。</p>
<p><u>日程第 8 認定第 2 号</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 8、認定第 2 号 「平成 29 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
議 長	<p>【歳入】</p> <p>1 ページ 1 款 国民健康保険税 1 目 一般被保険者国民健康保険税</p> <p>2 ページ 2 目 退職被保険者等国民健康保険税</p> <p>3 ページ 2 款 使用料及び手数料</p> <p>4 ページ 3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 療養給付費負担金 2 目 高額医療費共同事業負担金</p> <p>5 ページ 3 目 特定健康診査等負担金</p> <p>6 ページ 2 項 国庫補助金 1 目 財政調整交付金 2 目 システム開発費等補助金</p>

7 ページ	4 款	県支出金 1 項	県負担金
	1 目	高額療養費共同事業負担金	
	2 目	特定健康診査等負担金	
8 ページ	2 項	県補助金	
9 ページ	5 款	療養給付費交付金	
10 ページ	6 款	共同事業交付金	
11 ページ	7 款	前期高齢者交付金	
12 ページ	8 款	財産収入	
13 ページ	9 款	繰入金	
14 ページ	10 款	繰越金	
15 ページ	11 款	諸収入	
【歳出】			
16 ページ	1 款	総務費 1 項	総務管理費
17 ページ	3 項	趣旨普及費	
18 ページ	2 款	保険給付費 1 項	療養諸費
	1 目	一般被保険者療養給付費	
19 ページ	2 目	退職被保険者等療養給付費	
20 ページ	3 目	一般被保険者療養費	
21 ページ	4 目	退職被保険者等療養費	
22 ページ	5 目	審査支払手数料	
23 ページ	2 項	高額療養費 1 目	一般被保険者高額療養費
24 ページ	2 目	退職被保険者等高額療養費	
25 ページ	3 目	一般被保険者高額介護合算療養費	
26 ページ	3 項	出産育児諸費	
27 ページ	4 項	葬祭諸費	
28 ページ	3 款	後期高齢者支援金等 1 目	後期高齢者支援金
29 ページ	2 目	後期高齢者関係事務費拠出金	
30 ページ	4 款	前期高齢者納付金等 1 目	前期高齢者納付金
31 ページ	2 目	前期高齢者関係事務費拠出金	
32 ページ	5 款	老人保健拠出金	
33 ページ	6 款	介護納付金	
34 ページ	7 款	共同事業拠出金	
35 ページ	8 款	保健事業費 1 項	特定健康診査等事業費
36 ページ	2 項	保険事業費	
37 ページ	9 款	基金積立金	

	<p>38ページ 10款 諸支出金 39ページ 11款 予備費</p> <p>決算書に移ります。 実質収支に関する調書 13ページ 財産に関する調書 14ページ</p>
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
議長	<p>これで質疑を終わります。 ここで2時5分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時52分)</p>
日程第9 認定第3号	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第9、認定第3号 「平成29年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1ページ 1款 保険料 2款 使用料及び手数料 1項 手数料</p> <p>2ページ 2項 使用料</p> <p>3ページ 3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金</p> <p>4ページ 2目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業 3目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業以外 4目 介護保険事業費補助金</p> <p>5ページ 4款 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金 2目 地域支援事業交付金</p> <p>6ページ 5款 県支出金 1項 県負担金</p> <p>7ページ 2項 県補助金のうち 1目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業 2目 地域支援事業交付金 日常生活支援総合事業以外</p> <p>8ページ 6款 サービス収入</p>

	7 款	財産収入
9 ページ	8 款	繰入金 1 項 一般会計繰入金
	1 目	介護給付費繰入金
	2 目	その他一般会計繰入金
10 ページ	3 目	地域支援事業繰入金 日常生活支援総合事業
	4 目	地域支援事業繰入金 日常生活支援総合事業以外
11 ページ	5 目	低所得者保険料軽減繰入金
	2 項	基金繰入金 1 目 介護保険支払準備基金繰入金
12 ページ	9 款	繰越金
	10 款	諸収入
		【歳出】
13 ページ	1 款	総務費
14 ページ	2 款	保険給付費 1 項 介護サービス等諸費
	1 目	居宅介護サービス給付費
15 ページ	3 目	地域密着型介護サービス給付費
16 ページ	4 目	施設介護サービス給付費
17 ページ	6 目	居宅介護福祉用具購入費
	7 目	居宅介護住宅改修費
18 ページ	8 目	居宅介護サービス計画給付費
19 ページ	2 項	介護予防サービス給付費
	1 目	介護予防サービス給付費
20 ページ	2 目	介護予防福祉用具購入費
	3 目	介護予防住宅改修費
21 ページ	4 目	介護予防サービス計画給付費
22 ページ	3 項	その他諸費
23 ページ	4 項	高額介護サービス費
24 ページ	5 項	高額医療合算介護サービス等費
25 ページ	6 項	特定入所者介護サービス等費
26 ページ	3 款	地域支援事業費 1 項 日常生活支援総合事業費
	1 目	介護予防・生活支援サービス事業費
27 ページ	2 目	介護予防ケアマネジメント事業費
28 ページ	2 項	一般介護予防事業費
29 ページ	3 項	包括的支援事業任意事業費
	1 目	包括的支援事業費
30 ページ	2 目	任意事業費
31 ページ		任意事業費続き

	<p>4 項 その他諸費 3 2 ページ 4 款 基金積立金 3 3 ページ 5 款 諸支出金 6 款 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 1 5 ページ 財産に関する調書 1 6 ページ</p>
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
2 番議員	様々な介護サービスが実績として示されているんですが、件数が出ておりまして件数は分かるんですが対象者何人に対して何のサービスを実施したかという対象人員が各サービスごとにわかれば教えていただきたいと思うんですが。
町民課長	件数につきましては例えば 23 ページ高額介護サービス費でしたら件数の方は載っております。それぞれの科目で件数と金額で内容説明になっているわけですが、対象者につきましては 29 年度につきましては要支援 1・2 の人につきましては合わせて 47 名。それから介護度 1、71 名。要介護 2、52 名。要介護 3、41 名。要介護 4 が 47 名。要介護 5 が 35 名おられまして要介護、要支援合わせまして対象者 298 名、およそ 300 名で例年推移しております。以上でございます。
2 番議員	総数は分かりましたけれども例えば説明書の 14 ページを見ていただきたいんですけども、サービスの種類と件数で訪問介護が 809 件、訪問介護の対象者はこの時は何名だったのかというのは分かるのでしょうか。
町民課長	この介護サービス給付費は要介護の方が対象になりますので、先ほど申し上げた要介護 1 から要介護 5 の方々 200 何名というのが対象者でございます。
2 番議員	そうしますと 1 から 4 までの対象者 809 を要介護 1 から 4 の人数で割ると一人何回受けたという考えでよろしいのか。それとも何回も受けた人もいるのか要介護が高くても数回で済んだのかそういった中身というのは分からないのでしょうか。
町民課長	そこまで細かくは数字は今出しておらないんですが、いずれ使っている方は週 2 回とか 3 回使っている方もおられれば、このサービスは全然使っていないという方もおられますし、施設に入っていれば施設系のサービス費の方になりますのでちょっとそこまでは細かくは分類されておられませんようお願いしたいと思います。

議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第10 認定第4号</u>	
議長	<p>日程第10、認定第4号 「平成29年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>【歳入】</p> <p>1ページ 1款 後期高齢者医療保険料 2款 使用料及び手数料</p> <p>2ページ 3款 繰入金 1目 事務費繰入金 2目 保険基盤安定繰入金</p> <p>3ページ 4款 繰越金 5款 諸収入</p> <p>【歳出】</p> <p>4ページ 1款 総務費 5ページ 2款 後期高齢者医療広域連合納付金 6ページ 3款 諸支出金 7ページ 4款 予備費</p> <p>決算書に移ります。 実質収支に関する調書 7ページ</p>
議長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第11 認定第5号</u>	
議長	<p>日程第11、認定第5号 「平成29年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算書、及び附属書類で、ページ</p>

	<p>ごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【決算書】</p> <p>(1) 収益的収入及び支出 1 ページ</p> <p>(2) 資本的収入及び支出 2 ページ</p> <p>損益計算書 3 ページ</p> <p>剰余金計算書 4 ページ上段</p> <p>剰余金処分計算書 4 ページ下段</p> <p>貸借対照表 5 ページ</p> <p>【決算附属書類】</p> <p>1 概況 6 ページ</p> <p>2 工事 7 ページから 8 ページ</p> <p>3 業務 9 ページ上段</p> <p>4 会計 9 ページ下段</p> <p>平成 29 年度小海町水道事業キャッシュフロー計算書 10 ページ</p> <p>平成 29 年度小海町水道事業会計収益費用明細書</p> <p>収益の部 11 ページ、12 ページ</p> <p>費用の部 13 ページ、14 ページ、15 ページ</p> <p>平成 29 年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書</p> <p>資本的収入 16 ページ</p> <p>資本的支出 17 ページ</p> <p>収益的支出 18 ページ</p> <p>未収金内訳 19 ページ</p> <p>未払金内訳 20 ページ</p> <p>固定資産明細書 21 ページ</p> <p>企業債償還額一覧表 22 ページ</p> <p>水道料金及び使用水量年度別推移 23 ページ</p> <p>28 年度と 29 年度の水道料金月別比較 24 ページ</p>
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
10 番議員	よく分からないので教えてもらいたいですけれども、特別収益と特別損失というのが 12 ページと 15 ページに説明があり、それから 3 ページの損益計算書を見るとこれは上水道側の数字にも見えるんですがそこら辺も含めて説明をお願いします。

産業建設課長	大変申し訳ございません。予算決算常任委員会のとくに答弁させていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。
議長	これで質疑を終わります。
<u>○【質疑終了】</u>	
議長	以上を持ちまして、議案、認定、陳情に対する質疑を終結いたします。
<u>○【常任委員会付託】</u>	
議長	本日議題としてまいりました議案第 32 号から第 37 号、認定第 1 号から第 5 号は、会議規則第 39 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は 9 月 10 日、月曜日午前 10 時から行います。これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。 (ときに 14 時 31 分)

平成 3 0 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 8 日」	
*	開会年月日時 平成30年9月10日 午前10時00分
*	閉会年月日時 平成30年9月10日 午後 5時05分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんおはようございます。本日は9月定例会、一般質問初日であります。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。皆さんもご承知のように議案質疑が行われた6日午前3時8分頃、北海道で大きな地震が発生しました。夜が明けて時間が経つにつれ、道内の広大な地域に甚大な被害が及ぶ大災害となりました。自衛隊や消防等による安否不明者の捜索が懸命に続けられ、今朝最後の一名の方が発見されました。今後今も続く余震や寒冷前線による大雨等、新たな災害が心配されますが、亡くなられた方や被害にあわれた地域住民の皆さんに議会を代表し、衷心よりお見舞いを申し上げます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	<p>定刻になりました。</p> <p>只今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、教育次長、会計管理者、各課長、所長であります。</p>
議 長	<p>日程第1、本日は会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する第63条の規定により本日の一般質問は6月定例会で採用されました通り質問、答弁合わせて60分以内であります。前向きで簡潔な質問と端的かつ明快な答弁を期待するところであります。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>

日程第1 「一般質問」

議長 初めに第12番 鷹野弥洲年議員の質問を許します。12番、鷹野弥洲年君。

第12番 鷹野 弥洲年 議員

12番議員 皆さんおはようございます。12番鷹野弥洲年です。質問をさせていただきます。今回は町民の健康管理といった視点で質問をさせていただきたいと思えます。10数年前に特定健診制度が始まりました。特定健診は心筋梗塞、脳卒中等の重大な疾病のリスクから守るために糖尿病や高血圧、脂質異常等生活習慣からくる成人病の予防を図り、健康を守り、あわせて年々増大する国民医療費の抑制を目的として40歳以上の方のそれぞれの加入する健康保険の保険者毎に健康診断を実施し、異常を早期に発見し保健指導等を行っていくものであります。私たちもこうした健診、あるいは人間ドックといったことで年に1回の健康診断を行っておるところであります。町においてもこのような健診を毎年行うように指導し、あわせて様々な癌検診等を実施し、町民の健康管理に努めております。そして特に町の国民健康保険加入者に対しては健康診断の受診を促し、様々な補助制度を設けているところでもあります。平成29年度の国保の決算書によりますと526の方が受診されたとあります。そして特定健診は受けないで、人間ドックを受けられている方もおりますが、その人数は決算書にもありまして平成29年度は71の方が受診されたとありました。先程の特定健診受診者の526人と合わせますと597人となっております。ドックでは他に後期高齢者医療の被保険者29人が受診されておりますが、このような解釈でよろしいか、数字の把握はこれで正しいのかどうか、重複等ありましたら教えていただきたいと思います。また決算書によりますと、被保険者は1,375人とありましたが、特定健診の対象者は何人であったか。そしてその割合は特定健診とドック受診者を合わせると何%であったか伺います。

町民課長 おはようございます。お疲れ様でございます。それではお答え申し上げます。平成29年度の小海町の国民健康保険の加入者数でございます。私が言いますのは4月現在の数字、加入者数を申し上げますけれども、小海町の国民健康保険加入者数が1,359人。その内特定健診の対象となる40歳から74歳の方の人数は1,028人。特定健診を受けた方は526人でございまして、対象者の51.2%

	となつてございます。以上でございます。
12番議員	お答えいただきました。決算書によりますと総合セット健診の受診者は平成29年で全体で723人となっておりますが、この内国保以外の健康保険に加入している方で特定健診の対象者と受診状況を把握しておりましたらその人数も教えていただきたいと思ひます。
町民課長	つかんでいる数字で申し上げます。協会健保の健康保険、被保険者及び被扶養者についてでございますが、最新の県の資料をいただきまして、最新で平成27年度という少し古い数値になりますけれども、協会健保の加入者の皆さんは小海町で対象者が540人。特定健診受診者が326人で、特定健診受診率は60.4%となつてございます。つかめる数字は以上でございます。
12番議員	お答えいただきました。町で実施した健診での受診者は把握しておりますけれども、今お答えのように県の方に聞かなければ分からないということで、平成27年度までしか分からないというようなことでございます。その他に共済組合、あるいは健保組合とか大企業の方が入っております健保組合とかそういうものについては把握しておりますか。
町民課長	医療機関も様々でございますが、共済組合とかも市町村毎という数字はどうも出してないようでして、協会健保のみ今回調べがついております。以上でございます。
12番議員	お答えいただきましたけれども、特定健診は保険者毎に実施するようになっておりますので、国民健康保険加入者以外の特定健診の受診状況は把握しづらいたというのが現実であるようであります。それではまず国保の対象者であります、先ほど51.2%と言われましたが、この数字をどの様にとらえておるか、特定健診を受診されなかつた方は様々な事情があつて受けられなかつたことと思われまふが、この数字がこの程度でやむを得ない、目一杯であるというふうにとらえているのか、もっと受診率の向上を図っていく余地はあるのかどうなのか。その辺についてお答えいただきたいと思ひます。先程協会健保の方では60.4%というようなことでありましたし、ただ今聞いた中では国保の方は51.2%、対象者の半数しか受けられていないわけですが、この数字の実態をどのようにとらえているのか、受診率の向上をどう図っていくかという点でお伺ひしたいと思ひます。
町民課長	受診率の関係でございます。当然強制的に受診をお願いすることはできないわけでございます。また事業所毎の協会健保の皆さんはその会社、会社、事業所がありますので受診を促すことが国民健康保険に比べるとやりやすいのかなという印象は受けてございます。受診率向上への取り組みということ

	<p>でございます。健診、受診率向上への取り組みとしましては10月のヘルスクリーニングに加えて、3月には個別の特定健診をやっております。これを継続して町民が健診を受けやすい体制を維持して参りたいと思っております。また各地区の保健推進委員の皆さんが健診の申込用紙の全戸配布。また回収する際に健診を受けていただくよう声掛けをしていただいております。さらに今年度からですけれども、小海分院及び小海診療所へ通院されている方に対しまして、主治医の先生から町の健診を受けるよう診察の時に声掛けをお願いしております。他にも特定健診対象者の方に個々に受診勧奨の通知の送付を行っております。また健診を受診された方にPポイントを100ポイント付与するという取り組みを行っております。以上でございます。</p>
<p>12番議員</p>	<p>お答えいただきました。いろいろな取り組みを行っているということでありましたが、国保の加入者に対してはしっかり把握しているけれども、国保以外の健康保険の加入者の健康管理も大事な事であると思います。一般的に勤めの本人は会社等で間違いなく年1回の健康診断を実施していると思いますが、その家族の方は保険者から発行される受診券により病院で実施したり、町村等が行う健診の機会と一緒に受けられておるのが実情だと思います。この家族の方、つまり協会健保や健康保険組合、あるいは共済組合に入られている奥さん方は自分で受けなくてはならないのが一般的だと思います。この勤め人の奥さん方がきちんと特定健診を受けているかどうか。こういったことが重要であります。この受診状況を把握しているかどうか。保険者毎の特定健診なので無理ですと言ってしまうとそれまでですけれども、やはり同じ町の町民の健康管理という視点からは放置できないものであると思います。そこで国保以外の被保険者の特定健診等の受診率の向上に向けた取り組みをどのようにしていくかということですが、ただ今分院の方にはお願いして受診を促していくとか、そういった答えをいただいております。加入している健康保険の違いに関わらず同じ町民として健康診断を受けられるような取り組みをさらにお願ひするところでもあります。ここまで特定健診の受診状況と受診率の向上という視点から質問してきましたが、これからはその費用に対する補助制度について伺っていきます。それぞれが加入する健康保険の種類によって給付額が違ったり付加給付や補助制度があったりしまして大変複雑であります。なお私の考え方の中に誤りや矛盾点がありましたら指摘をしていただきたいと思います。間違った理解のもとに質問していても意味がありませんのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。まず今年10月に町内各地で実施されます町の総合セット健診についてで</p>

	<p>ありますが、申込書が各家庭に配布され案内されました。この中に特定健診が含まれておりますが、国保の方は保健推進委員さんに提出し、国保以外の方は直接佐久病院の方へ申し込むようにとありました。そしてその料金は国民健康保険に加入している方は1千円となっております。加入する保険によってそれぞれから補助がありますので、保険者の発行した受診券によって補助を受けるようになっております。この補助の額であります但し保険者によって違いがあります。健診の料金は実施する項目が最低限決められたものと付加健診の内容により異なっておりますし、健診を実施する医療機関や団体によって異なっておりますが、一般的には保険者が補助する限度額を決めております。大きな企業が加入する組合健保や公務員共済等はその補助額も多額であり恵まれておりますが、一般的な中小企業の加入する協会健保。つまりかつて政府管掌保険と言われました社会保険事務所が取り扱っておりますこの協会健保の加入者は補助額があまり多くありませんが、こうした保険者毎の補助額の違いを把握しているかどうかお聞きいたします。</p>
町民課長	<p>健診に対する補助額ということですが、現在のところは国保のみしか把握してございません。国民健康保険につきましては特定健診について約13千円程度かかる健診費用につきまして、集団検診10月のヘルスクリーニングに対しましては自己負担1千円。3月の個別健診につきましては2千円を町の国保で負担してございます。以上でございます。</p>
12番議員	<p>お答えいただいたわけですが、他の保険については把握していないということで、あくまでも町の国保ということですが、では同じ国民健康保険の中でも町村によって補助額は違うと思われませんが、近隣の町村の補助内容を把握されていますか。特に付加健診の補助はばらつきがあるように思われますがどうでしょうか。</p>
町民課長	<p>すみません。今のところでは他町村の金額を把握してございませんので、また違ったところでご報告したいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
12番議員	<p>他町村のことも把握していないということでございます。それはそれとして次に人間ドックであります但し、特定健診を受けていないで人間ドックを受けている方も大勢おりますが、小海町では国保加入者昨年度71人、後期高齢者29人を合わせて100人。このようになっております。この補助額は1人25千円。補助率はドックの内容によっても違ひますが、概ね半額程度ととらえていいのでしょうか。今言つた認識でよろしいかお答えをお願ひします。</p>
町民課長	<p>人間ドックにつきましてお答えを申し上げます。平成29年度小海町では国保</p>

	<p>加入者の皆さんへ人間ドックの補助としまして25千円の内10千円。25千円補助してしましてその内10千円を一般会計から繰り入れてございます。この25千円という補助は平成8年度から行っております。今年平成30年度からは補助額を30千円に引き上げておりまして、その内15千円が一般会計からの繰り入れとなっております。他の保険については議員さんおっしゃられました通り5割から7割くらいの補助がされているというふうに認識しております。以上でございます。</p>
12番議員	<p>お答えいただきました。ただ今いただいたのですけれど、人数については私が申し上げた通りでよろしいですね。それで今お答えいただいたように平成30年度から30千円にするというようなことでございます。私は小海町のドックに対する補助というのは他町村に比べても大変恵まれているのではないかと考えております。また同僚議員の提案により数年前から脳ドックの補助もされておるところであります。ということで小海町のドック受診者に対する補助は大変充実しているわけでございますが、この補助は国民健康保険の加入者に限定されているわけですか。お伺いいたします。</p>
町民課長	<p>小海町でのこの補助は国民健康保険の加入者の皆さんに限定して補助しております。以上です。</p>
12番議員	<p>国保だけの補助であるということでございます。公務員が加入している共済組合であるとか、あるいは大企業が加入している健康保険組合は小海町の補助よりもっと充実しているところもあるかと思えます。しかしながら多くの方が入られている協会健保、昔の政府管掌保険ですね。この協会健保の被保険者も被扶養者も人間ドックに対する補助はないと承知しておりますがこれでよろしいでしょうか。</p>
町長	<p>おはようございます。まずは鷹野議員のおっしゃる健康というものは小海町町民にとって最も大切な要因の一つだと私も考えております。国保以外の保険者の補助の状況は建設国保が10千円の補助。JA保険組合が15千円程度。公務員等の共済組合は7割補助となっておりますが、協会健保加入者への補助金はありません。国保以外の協会けんぽ等加入者への人間ドック補助制度の拡大は可能だと思いますので対象者以外や人間ドック受診率の把握等今後研究してまいりたいと思えます。</p>
12番議員	<p>今国保以外にあるかと言ったら直接町長さんにお答えいただいたわけでありまして、お伺いしたように健康保険の方は人間ドックの補助はないとのことでございます。また特定健診に相当する部分は補助されておりますか。ここは町民課長承知しておりますか。</p>

町民課長	特定健診への補助ということでございますが、先ほど申し上げておりますが国保加入者への方1千円で受けるようになっておりまして、他の保険についてはすみませんが把握してございません。よろしくお願いいたします。
12番議員	お聞きしたのは大体年に1回受けるのですけれど、人間ドックを受けると特定健診の部分も含まれていると思うのですよね。そうした場合に人間ドックの中に特定健診部分について特定健診の方の補助があるかということをお伺ったわけでございますけれど少し明確ではありません。小海町でも国保の加入者には人間ドックの補助がありますけれど、それも近隣町村に比べても充実している。しかし他の保険加入者には補助しない。勿論国保の補助を超えるような共済組合や組合健保の加入者への補助は必要ありませんけれど、補助のない他の被保険者はどこからも補助を受けられないわけでございます。国保の被保険者だから補助をする。このことに対して私は不自然なものを感じるわけであります。国保加入者の特定健診実施者に対して国や県から補助が国負担金、あるいは県負担金として交付され国保会計に入っているのも承知していますが、人間ドック受診者には国、県の補助がされていないように思われます。国保会計が独立したものであり、被保険者から徴収する保険料で賄われて運営されているのであれば、その会計の中で被保険者のドックや特定健診の補助を行って、他の保険加入者とは扱いが別になってもこれは仕方ないことかもしれません。しかしその財源の一部が町の一般会計から繰り入れが行われているわけであるなら、同じ町民であれば国保以外の健康保険加入者にも一般会計から人間ドックや特定健診の補助を行ってもよいのではないかと考えますが町民課長どのように思いますか。法的にそういうことをやるとはいけない、あるいは両方から補助を受けてはいけないという規定があるのだったらそれはそれで仕方ございませんけれど、どのようにお考えか教えてください。
町民課長	国保以外の協会健保等加入者に対する人間ドック補助制度というのは可能だと思っております。人数的なものを少し調べてみまして、小海分院さんにお聞きしたところ国保、後期高齢者以外の協会健保加入者の皆さんが人間ドック1年間で受けておられるのがおよそ100人と聞いております。他の医療機関でドックを受ける方も当然おられると思いますので、それ以外の方も同程度いるのではないかと思います。補助する場合は領収書を提出いただいて、こちらで補助金等決めていけば補助することは可能だと思っております。以上でございます。
12番議員	今お答えいただいたわけですが、町民課長はそういったことは可能だと

	<p>いうことであって、これをやってはいけないということではないというふうに理解いたしました。また協会健保等で小海の分院でドックを受けられているのは100人くらいおるといような話も伺ったわけですが、私はむしろ国保加入者にはドックや特定健診の補助を行って他の保険の被保険者には補助をしないというのは不公平であると考えます。町は一般会計から保険基盤安定繰入金を始めとして、多額な繰入金を毎年国保会計につぎ込んでいるわけであります。もちろん共済組合や健保組合の加入者のように多額な補助を受けている方は必要ないと思います。要は協会健保のように補助のない方にまずドックの補助を行うべきだと考えます。また特定健診については自己負担額の差額分を町が補助すべきではないかと思います。国保が先程25千円から30千円の補助をするといようなことを言われましたけれど、全く同額ではないにしろ、やはりある程度の補助を国保以外の方にもしていくのが筋だと私は思います。もちろんこれをするには保険の種類毎に違うその補助額を調査していかなくてはなりません、町民課長はどのように考えておりますか。現行の制度に不合理があるとは感じませんか。お答えをいただきたいと思います。</p>
町民課長	<p>不公平があるかということですが、これで一般町民の方、国保以外の方に対する補助ということは議員さんおっしゃられた通りいろいろ制度も違いますので研究してまいります、政治的な部分もございまして町長と相談しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
12番議員	<p>お答えいただいたわけでございます。伺った通りでございますが、今まで私の一方的な質問をしてきましたけれど、町民課長の方から何か述べたいこと、あるいはそんな考え方は通らない、こういった意見がありましたら伺っておきたいと思っておりますけれどもどうでしょう。ありますか。</p>
町民課長	<p>私も個人的に言うわけではないですけれども、不公平というのはなるだけならしていくのが行政といたしましても正しいことだと感じておりますが、そういう見解でございますが、よろしく申し上げます。</p>
12番議員	<p>大変いいお話を伺いました。そういった制度の隙間を埋めていくべきだと思います。保険者によって補助の額が違うのであれば一つ一つ確認すればいいことでもありますし、そしてその差額分を町が補助していく。町民がどのような健康保険に加入していても自己負担額は平等になるように公平な補助を行うのが行政の役割ではないでしょうか。特定健診にあわせて実施される付加健診についても補助を行っている町村もあるように聞いております。私の下に特定健診以外の補助を行っている町村の一覧表もございましてけれど、そ</p>

	<p>の背景には町民の公平の視点と現在協会健保等の加入者であってもいずれ勤めをやめられました場合には国保の加入者となってくるわけであります。その時に将来の健康管理を行っておくことは町村にとっても住民の健康を守るとの意義と医療費負担増大を抑制する。こういったものにつながるものであると私は考えます。このような大きな視点で補助を実施している町村もあると聞きました。小海町においてもこうした考え方が必要ではないでしょうか。黒澤町長に伺います。ただ今申し上げてきたように加入する健康保険の種類にかかわらず、また町民の健康管理を等しく行うという視点から人間ドックの補助を国保加入者以外にも実施する。また特定健診及び付加健診の補助を国保加入者以外の方にも自己負担が国保並みになるように差額を町が負担する。このことを実施する考えがあるか黒澤町長に伺います。</p>
町長	<p>お答えいたします。大変鷹野議員のご意見はまともだと思います。町民が町で暮らす上に不公平があってはならないと存じますけれども、協会健保等のドックの補助は可能であるという現在の認識ではございますけれども、他の事につきましても十分精査しまして、そして間違いのないよう前向きに取り組んでいきたいと思っております。</p>
12番議員	<p>町長にお答えいただいたわけでございます。この問題に対して前向きに取り組んでいくということですが、私は現行の制度に不合理があるのであれば早急に改善行っていくべきだと思います。やはりいろいろな視点から制度の見直しを行い、今年中にも方向性を見出し、来年度予算に反映させていくべきではないかと考えております。町長も今日いきなり私このような制度の見直しを言われても早急な返答はできないかもしれませんが、今まで私が述べてきたことのように理に合わないこと、制度を補っていかなくてはならないこと。このようなことを認識いたしましたらこのまま放置しないで早急に制度の充実を図っていくこと。こういった認識を持っておられるかどうか町長もう一度決意と言いますか、伺いたいと思います。</p>
町長	<p>先程も述べた通り、小海町民である限り不公平はあってはならないと思いません。従って先程も申し上げましたが制度等重々精査しまして、前向きに取り組んでいく決意でございます。</p>
12番議員	<p>大変心強いお答えをいただきました。いろいろ伺って参りましたが、やはり町民の健康管理をしっかり見守る。加入する健康保険の違いに関わらず積極的な健康診断の受診を促していくこと。そしてその自己負担額は健康の保険の違いに関わらず公平な負担となるようにさらなる制度の充実を図っていくことをお願いいたしまして質問を終わります。</p>

議 長	以上で第12番 鷹野弥洲年議員の質問を終わります。
<u>第5番 小池 捨吉 議員</u>	
議 長	次に第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
5 番議員	5番、小池捨吉です。通告に従いまして質問させていただきます。まず一つとして災害防止について質問いたします。最近温暖化現象により台風、ゲリラ豪雨等が頻繁に発生し洪水災害、また被害が多発している状況です。また地球の異変か、各地で噴火、地震が発生し人間を脅かしております。当町でも豪雨、強風により土砂崩壊、落石が発生しております。最近大月川上流稲子湯と新開の間で土砂崩壊がありました。町でも把握していると思いますが、この地は北八ヶ岳の大噴火によってできた大地です。通称大月川岩層なだれともいわれておる一帯であります。火山灰層のため水を含むと土砂崩壊をもたらす地層と思われます。この川に繁茂している樹木の処理が必要ではないかと思ひます。この場所は新開地区の上部ということで新開上部に2か所橋があります。桁下が非常に低いため洪水で流木が橋に詰まると農地、住宅に過大な被害が予想されます。一級河川のため県だと言われるかもしれませんが、川の左右はブロック積のため樹木の根も浅いと思われます。早急に撤去を考えていただきたいですが、いかがなものでしょうか。
産業建設課 長	ただ今小池議員さんが言われました箇所につきましては私も係員とともに現場を確認いたしました。実際高さ30mくらいありまして、川の方まで降りて状況を把握してございます。早急に流木が詰まるという危険性はないものと判断されますが、あの場所につきましては国有林の中であり、現在東信森林管理署と協議をしていて、どうしたらいいかということ相談しているところでございます。以上です。
5 番議員	今産建の課長から県と協議しているということで、森林管理署とも絡むということでもありますので、町としてもそういう要請は常にやっていただきたいと思ひます。この他にも川西地区では茨沢とか荒倉川がありまして、その合流が本間川になります。川東地区でも地盤が安定しているとは言っても、親沢川とか市の沢川も危険箇所があると思ひますので事前に確認して対処できるところは対処していただきたいと思ひます。それでは小海町内で小さな災害とか、要は災害歴の台帳は持っているのでしょうか。その辺は産建課長いかがですか。
産業建設	災害台帳というものは特にございませんが、災害が起きた時には雨量が災害

課長	<p>復旧として申請できるかどうか、それから公共土木施設であるのか、農業施設であるのかということ判断しまして、申請できる最低金額というものも決まっております。申請して復旧するという対応を以前からとっております。ただ小規模なものにつきましては災害の申請対象ではございませんので、そういうところは個々に復旧しているところがございますが、特に災害台帳という台帳につきましては作ってはおきません。災害復旧申請されました箇所につきましてはそれぞれ申請書がございますので、そういった履歴はある一定程度の期間は保存してございます。以上です。</p>
5番議員	<p>今お答えによりますと台帳は無しということですが、今年8月に入りまして小海原のところで土砂崩壊がありました。それから土村、親沢線では落石がありました。このような小さな災害ですが、地図上なりそこに旗揚げして何年にはこういうところで落石がありましたというのを明記しておいて、将来の災害防止の参考にするような資料を常に作っておく必要があると思います。大したことがなかったということで台帳も無いかもしれないけれど、10年、20年、または50年ということでその台帳を作り、蓄積すると将来の前にもこういうことがあったということで、それを参考にして災害防止、長期計画とかそういうところに反映できると思いますので、一つその辺も兼ねながら台帳を作ることを提案しますのでよろしくお願ひします。災害防止の方はそれくらいにしておきまして、次に出産祝金の増額ということでお願ひしたいです。最近というか大都市を除けば日本中で人口減少が起きています。小海町でも近いうちに4,000人を下回るのではないかとということが懸念されます。人口減少を少しでも遅らせるために定住、転入の促進を図るとともに、子育て家族の支援を通じて出産を促すため出産祝金の増額を提案するところです。小海町での出産祝金は第1子から何人出産しても1人300千円ということでありまして、子供1人につき300千円、他の町村から比べると優遇されていると思います。私は1子、2子は現状でもって、3子、4子については増額を提案するところです。極端に言えば3子は500千円くらい。4子、5子になったら800千円から1,000千円くらいを支給することを提案します。予算のこともあるかと思いますが、いかがでしょうかということであるべく増額の方をお願ひしたということではありますが、町長はいかがでしょう。</p>
町長	<p>まず小海町では平成28年4月から小海町出産祝金支給要綱により支給を開始いたしました。平成28年度実績は16名で4,800千円を支給しました。平成29年度実績は24名7,200千円を支給をさせていただきました。現在普通分娩による出産費用は500千円程度と聞いています。加入保険組合から出産一時金</p>

	<p>として420千円が支給されますが、80千円程の出費がかかり、その補てん分として300千円の出産金は大変ありがたいということを聞いています。佐久管内で出産祝金を出している町村もいくつかありますが、第1子から300千円の支給をしている自治体はございません。ちなみに佐久穂町では第1子、2子は50千円。第3子以降100千円の支給ということです。南相木では1人100千円。北相木では第5子以降100千円を支給しているそうです。ただ今小池議員から第3子以降に増額したらどうかというご提案がありましたが、合計特殊出生率は年々下がり続けている状況では2人以上産んでいただけるのは大変ありがたいことだと思いますので、町としても子育ての応援の充実は必要と考えておりますので、来年度予算に向けて検討していきたいと考えています。</p>
5 番議員	<p>ただ今町長より来年度以降増額という力強い意見を聞きましたのでありがとうございます。私は3子、4子となると大体10年から15年くらいは定住している家族です。地方交付税で人口割を見ますと1人200千円から250千円くらいではないかというふうに想定しています。ただしこの計算方法も少し分からないところがありまして、各町村の財政状況によりかける定数が違うかなというふうに考えております。今回町長増額ということを考えてくれているということでありまして大変ありがとうございます。その関連ですが、出産祝金の交付方法の改定をお願いするということでもあります。現在町では一括支給で300千円くれておりますけれど、私はその300千円を3年間くらいに分割して1年100千円、次の年にまた100千円というように分けてくれたらどうかというふうに思います。理由は例えば平成29年度産まれました。そこで300千円支給しました。ところが平成30年なり平成31年に転出したということになるとその辺が町としてメリット、デメリット考えた時にどうですかということで、私はその分割支給ということを提案しますがいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>只今小池議員のご意見でございますけれども、やはりそういった施策で小海町に定住していただくということは大変必要かと思いますが、私は町民を信じて、300千円支給したらこの町から逃げて行ってしまうような人ではないことを期待いたしましてそういう方向でやっておりますけれども、やはりそういった意見があるということになれば検討させていただきまして、研究検討をさせていただく方向であります。</p>
5 番議員	<p>只今町長より研究するということではありますが、ここで早急に答えろと言ってもそうはいかないと思いますので、いずれにしろ検討していただきまして支給方法を考えていただきたいと思います。それで出産祝金もさることなが</p>

	<p>ら2子、3子、4子となると子供の養育費も大変であります。保育園関係については概ね良いと思われませんが、小学校関係、小学校、中学で給食費を無償にしていだけないかということですが、中学は組合立のため少し無理が生じるのではないかと考えております。できれば小学校については町の担当でありますので、ぜひその辺も加味していただきたいですがいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>6月の第2回定例会で古谷議員の給食費に対する質問の答弁で軽減という言葉を使わせていただきました。その後、町や中学校組合、総合教育会議等で小学校、中学校の来年度の給食費につきましては概ね現状の半額程度を軸に検討しておるところでございます。</p>
5 番議員	<p>ありがとうございます。今検討中ということでもありますので、さらに充実した検討方法で減額の方をお願いしたいと思います。それで3番目に通告してあります小水力発電事業についてですけれども、地球温暖化防止には二酸化炭素排出削減が急務と言われております。化石燃料を使わない地域に合ったエネルギー活用が大切ではないかと考えております。当町においては水力とか風力、ソーラー、木質系のバイオ等適地もありますが、24時間365日稼働できて発電できる水力が妥当だと思います。集落を支える手段としての行政の協力をお願いしたいところです。先般8月23日茨城大の小林先生、この小林先生は佐久市の出身です。佐久市大沢の出身の先生です。それと長野大学の森本教授。日本大学で特任研究室におります村上研究員が当地を訪れました。それで現地を視察した結果、条件としては適地と判断されたと私は理解しております。今回先生たちは農村計画学会の中に温暖化対策特別委員会が立ち上がりましたのを受けて農山村温帯モデル地区を選定し、支援しようということです。これは当面山形県と長野県を選定し、連携できる自治体を探しているところだということ聞いております。長野県では白馬で手を挙げたというふうには聞いておりますが、詳細の中身はちょっと分かりません。これは渡辺議員の旧知の間柄で小海町を選んでくれたという経緯があります。町長も8月24日に小林教授と面談されたとのことですが、町長として見解を聞かしてもらいたいですがお願いします。</p>
町 長	<p>先般の面談につきましては小池議員、渡辺議員ともに私も感謝するところがあります。そして小林先生から大変力強い助言をいただいたのも確かでございますが、当町におきましては10年程前に小水力発電につきまして調査を行ったことがあるということです。発電した電気の用途が限定されているということと、発電コストが高い、採算が合わない等の理由により計画を断念し</p>

	<p>ました。こういう経過がございます。ご質問の民間主導の事業を行政が支援できないかというようなかたちになっているかと思っておりますけれども、事業の性質によっては、町が事業実施に向けた協力をするという事はやぶさかではないかと思っております。ただし金銭的な支援ということにつきましては現在も太陽光等々個人でやっておられる皆様大変おる中で、片一方を応援するという事は非常に厳しいかと存じます。それからただ今ご指摘の我が町を推薦していただいたということについては、謙虚に受け止めましてその後また研究をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
5 番議員	<p>前回は私質問した時に、10年程前に計画したりしたけれど没になったという話は認識しておりますが、今回は農山村工学会でもって温帯対策モデル地区を選定してということですので、その辺を再度考えてもらいたいということでもあります。それで一番この問題は水源の問題とか地域の各種団体の協力を得ながら時間をかけて推進していきたいと思っておりますが、行政としてやはり長期振興計画に反映できるのではと考えております。最終的には町が援助していただくというような格好でもって民間会社を設立してやっていかざるを得ないではないかというふうに考えております。細部についてももう少し各箇所と連携しながら勉強してからでないといけないところまでできませんので、次回また再度かなり細かいところまで勉強して提案していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わりにします。 ここで11時15分まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時00分)</p>
<p><u>第 1 番 古 谷 恒 晴 議 員</u></p>	
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 次に第1番 古谷恒晴議員の質問を許します。古谷恒晴君。</p>
1 番議員	<p>それでは通告に従いまして1番古谷の質問をさせていただきます。このところ水害、大雨、それと地震等で非常に多くの方々が災害にあっております。その中で先日起きました大阪北部地震での施設物の倒壊により小学生が死亡したということを受けまして小海町の施設。この点検はどのようになっているかをまず質問させていただきます。</p>
総務課長	<p>皆さんお疲れ様でございます。それではただ今のご質問ですが、お手元に資</p>

	<p>料としてお配りしてありますがその1ページをご覧くださいと思います。事故があつて7月に入りましてすぐ職員による調査を実施いたしました。そこにございますように各集落にあるブロック塀の総数が150ということで確認をいたしました。内、公共施設にあるものにつきましてはたかね保育園に1ヶ所、これはプールのシャワーの残骸ですがそれがございます。私、認識不足だったものですからここで少し訂正したいと思うのですが、旧北牧小学校、今の楽集館の体育館の向かい側にお墓がございますが、そのお墓と体育館の間にブロック塀がございます。これお墓の所有物だと思っていまして、確認いたしましたらあれは町側の所有物ということになりましたので馬流におきましては公共施設内には2ヶ所ある。その代わり5が1減って4ということになります。以上でございます。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございます。小海町内ブロック塀安全点検結果ということに表がなっていますけれども、まず最初、調査の方法をどのようにされたかということと、三つほどあります。それと2.2mという壁のいわゆる下限と言いますか、これをどうしてそう決めたのか。それとブロック塀以外に建築物があるかと思いますが、その点検についてはいかがされたかということをお聞きしたい。</p>
総務課長	<p>まず調査の方法ですけれども、これにつきましては職員が各地区を回りまして目視をいたしまして、危険性、目視ですから鉄筋が入っているとか入っていないまでは確認できませんけれども、例えば道路側の方に倒れかかっている物があるとか、そういった観点で確認させていただいております。1ヶ所1ヶ所全部写真を撮って残してございます。それから2.2m以上というものにつきましては、これはそういった基準があるということでしたので2.2mということにさせていただきました。ただ全て2.2m以下の物も確認はしてございます。ですので、2.2m以上の物がこれだけあるということでございます。それからそれ以外の物につきましても気になるものについては確認してきてございます。ただしブロック塀ということではありませんので、石積みであったりそういったものですので今回この調査結果にはカウントはしてございませぬ。以上です。</p>
1 番議員	<p>今の説明で分かりましたのですが、ここのたかね保育園、それから先程の旧北牧小学校とお墓との間。そちらの方は安全だということでございますか。</p>
総務課長	<p>お答え申し上げます。たかね保育園につきましてはクラック等も入っていますので完璧に安全だとは言えませぬけれども、今すぐに手で押したら倒れるとか、ちょっとした地震で倒壊するとかそういった危険性はないものと思わ</p>

	<p>れるということで判断してございます。北牧楽集館にあるものにつきましては構造がコの字型になっていますので、当面すぐボタンという形では倒れないのではないかと認識ではおりますけれども、この詳細につきましては、例えば鉄筋が入っているかとか、そういったことにつきましては今後調査を進めていかなければ今すぐに安全だという判断はできないでおります。以上です。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございます。それではその2カ所についてはまた他でも出てくるかと思えますけれども、そういったものに関しては今のところ動きはないということで感じるのですけれどもそれでよろしいですか。予算化するか調査するかそういったものを少しお聞きしたいです。</p>
総務課長	<p>今回のこのご質問を事前に通告されていますので、今後の対策として考えまして、鉄筋が入っている入っていないにつきましては、比較的簡単に使える検査機があるということで、これにつきましては町で購入して心配される皆さんにお貸ししたい。公共施設等の重要な部分につきましては町の担当者が調査しますけれども、家の周りの塀だとかそういったもので心配される物については個人の方にお貸ししますので、それで調査をしていただきたいということで現在のところ考えています。それから専門的な本当に詳細な検査をするには、少し聞いたところによりますと結構な金額がかかるということで、通学路ですとかそういった重要な部分で見たところいかにも危険性があるというものについては、それは早急に対処しなければいけないというふうには考えていますけれども、私も写真を撮ってきたのをざっと見たところ、例えば最近ですと震度5弱の地震が東日本大震災の時にこの辺もそのくらいの揺れだったと思えますけれども、それでも倒れなかった。震度7という地震がないとは言い切れませんが、総合的に考えましてとりあえずそういった対処の方法で時にはやろうということで考えています。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございます。先に民間の方の質問をしようと思って先に答えを少し言われてしまいましたけれども、公共施設に関しましてはこれからもう一度調査をして予算化なりして直していただけるということでございますので、個人宅、いわゆる民間の方につきましては150ヶ所あるというふうな調査結果がでておりますので、その調査方法、一つ今言われましたけれども鉄筋が入っているか入っていないかを確認する機械の購入ということと、それからその他に何か施策がありましたらそこをお聞きしたいのですが。</p>
総務課長	<p>とりあえず今考えているのがその時点までですので、何かもしご提案があるようでしたらばおっしゃっていただいてまた検討していきたいというふう</p>

	に思います。以上です。
1 番議員	施策と言いますか、民間のブロック塀、それと建物等につきましては神奈川県の大和市、ここで補助を出し、そして民間のブロック施設。これを調べるといふかたちをとったところ130件もの依頼があったということですね。その中ではやはり専門家の見解を必要とするものがだいぶあったということでございます。その部分に関しまして調査の方法等に準じましてその調査の補助というものをお考えいただけるのかどうかをお聞きします。
総務課長	調査の補助につきましては先程申し上げました中で、個人宅の物については心配があるようでしたら個人の方で調査していただくように。とりあえずはですね、するということで。それにかかわる機材については町で購入しまして希望者には貸与するという考えでおりますので、それが一つの補助ですね。それ以上のことはまだ今のところは検討してございません。以上です。
1 番議員	機材を購入していただけるというようなことで一歩進んだ防災に役立っているかと思えます。それから今度はその民間のブロック塀、その他の施設に関しまして壊す、それから新しく生垣にするとか、そういったものに直すようなことを考えていらっしゃる方についての補助についてお伺いしたいのですが。
総務課長	只今のご質問でございますが、補助支援については具体的に今考えられることは既存の住宅、新築等リフォーム補助事業や空家等解体撤去事業で塀の改修、撤去について補助対象にすることが早急にできるかどうか検討するというところで考えております。今のところそれが対象になっていませんので、早急に考えていきたいというふうに思います。特に一般に通行する道路に面したブロック等では倒壊による重大な事故につながる恐れのある物件につきましては補強や取り壊し費用について補助の対象にできないかどうか。この質問を受けまして早急に検討してまいりたいということでご理解いただきたいと思えます。
1 番議員	前向きなご返答をいただきました。ちなみに各市と言いますか、この近くの市でも上田でも上限を100千円とか、それから生垣に直すためにその費用について50千円をまた補助するとか。そういった問題、対応策がこの近辺で非常に多くこの1週間の内に新聞で賑わっております。その面も一つの参考にしていただいて、より良い補助ができるようなかたちを考えていただきたいと思えますのでよろしく願いをいたします。 次に移ります。今年は非常に暑い日が続きまして、またこれもこの1週間くらいの新聞を賑わしておりますが、公共施設にクーラーを取り付けるという

	<p>こと。佐久市とか東御、そちらの方はもう検討がされているということでございます。面白い話題ですと埼玉県の春日部市は残暑の対応としまして、35度以上になりましたら学校を休校にするというような対処をされて、その後来年に向けてエアコンの設置を考えているというような非常に温暖化に関する問題についても慎重に皆さんやられていると思います。小海町については小中学校、中学校につきましては組合立ということで、それから保育園、児童館、その他公共施設、北牧楽集館とかそういったものがありますけれども、このエアコンなりの設置の予定を考えてらっしゃるかどうかお答えいただきたいと思います。</p>
町長	<p>お答えします。今年はとても暑い夏でした。南部消防署の調べによりますと小海町の今年の7月1カ月間での最高気温が30度を超えた真夏日は16日のぼり、最高気温の平均は29.4度でした。また7月15日には最高気温34.3度を記録する等もの凄い暑さでした。この状況は来年以降も続くものと予想されます。こうした中、全国的に小中学校等へのエアコンの導入が加速的に進んでおります。県内市町村でも相次いで導入の報道がされているところです。郡下町村の状況は佐久穂町では保健室、調理室、図書室、音楽室等。さらに保育所遊戯室に。南牧では保健室、共同調理場に。川上では一部保健室に。北相木でも調理室、ランチルームに。南相木村は調理室に既に設置されています。さらに設置を進める動きもあります。私もこうした状況下でエアコンの設置は必要だと考えております。まず小中学校では安全な給食の提供と調理員の健康維持のため給食調理室に、また子供たちが暑さから避難する場所として保健室、図書室、音楽室等に。保育所では給食調理室、遊戯室等に来年のシーズンに十分間に合うように早期の予算化に向けて進めてまいりたいと考えております。なお、エアコンにつきましては夏だけではなく冬でも十分使えるということで機能性のいいものを十分に研究して進めていきたいと思っております。以上です。</p>
1番議員	<p>ありがとうございます。前向きに来年は涼しいところで勉強ができるようなかたちをとっていただきたいと思います。もし万が一全教室とか、そういったところに配置できないような場合につきましても、熱中症というものはその外でなるもので、その後いかに対処をするかによって決まってくるかと思しますので、その場所にここはエアコンが効いて非常に涼しくなるので熱中症の応急処置がここでできるというようなかたちで先生方の方に、それから職員の方々にも周知していただくようなかたちでご指導をお願いしたいと思います。またこの次の方も同じような質問をされると思いますので簡単</p>

	に現状だけをお聞きすることで私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で第1番 古谷恒晴議員の質問を終わります。
<u>第2番 渡辺 均 議員</u>	
議 長	次に第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
2番議員	2番、渡辺均でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の私の一般質問のテーマとしまして、明日を担う若い皆さんに夢と希望を与える産業政策をというふうに私は考えて質問を作ってみました。具体的には地場産業の再生についてでございます。もとより私はなるべく提案しながら話を進めていく所存でございます。後程具体的に私の考えを述べさせていただきますけれども、それに先立って黒澤町長に6月の定例議会で私には今一つ具体性が欠けるのではないかと。それは渡辺通信でも書かせていただきましたけれども、改めて公約で示されました元気な小海を作るためにどういった具体的な政策。例えば観光、特産物販売支援、企業就農移住支援、そういったことを包括的に取り上げる戦略室。そういったものが公約として掲げられていたと思いますけれども、その辺についても準備が整ってこれらしておるようでありましたら町長の見解を伺わせていただきたいと思います。
町 長	お答えさせていただきます。渡辺議員には日頃より町長としての立場にご助言いただきましていろいろなミーティングをさせてもらっていることに感謝申し上げます。3月26日に私就任しましたが早いもので5カ月が過ぎました。全ての事が新鮮で大変な面もありますが、しかしやる気はますます満ちてきております。さて、私の公約の実現に向けてその状況と計画はどういうことかということですが、私は公金である皆様の税金を使い行政を運営していますので、しっかり目標を定め目的を再確認し、準備を整え、そして勇氣、自信、責任感をもって前に進んでいくことが大事だと思っております。慌てることはなく、しかしチャンスは逃さずしっかりつかんで一步一步着実に進めていきたいということでございます。長期振興計画の中に反映させながら具体的には平成31年度予算から実行していくつもりでおりますのでよろしくお願いたします。
2番議員	ありがとうございました。この間黒澤町長さんとは私も個人的にいろいろな意見をすり合わせさせていただきまして一緒にやっという事で歩調を合わせておりまして、目標を定めて積極的にチャンスをものにしてい

	<p>く。こういう姿勢を私も共有したいと思っております。そのチャンスが一番大きなチャンスは何といっても中部横断自動車道の八千穂高原インターまでの開通にあるのではないかと。これがいわゆる小海町にとって一番大きなビジネスチャンスだと思いますが、このチャンスをどのように受け止めて、いわゆる小海町にお金が落ちる仕組みを作り出せるのか。公金をいかに使うかというテーマと同時に公金をいかに増やすかというようなことを考えていかなければいけないわけですし、そのことについて町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>お答えいたします。中部横断自動車道が八千穂高原インターチェンジまで開通したことは今後地域の発展に向け大変大きな要因となることは間違いのないと思っております。そのためにはスピード感をもって取り組む必要があると思っております。私の考えといたしましては近隣町村とも協力し、インターの程近い高速バスの発着点とともに複合的な観光施設を整備できればと考えております。先般信濃毎日新聞の報道で佐久穂町が道の駅を計画しているという報道がされましたが、規模的にはバスの発着まではできるかどうかという規模ではないかと思っております。青木村が先進的な取り組みをしておりますので、どのような事業があるか現在調べさせております。大きな事業になると思っておりますので、今後皆さんとも論議を重ねて進めていきたいと思っておりますが、私のトップセールスとして各省庁、機関等々にレクチャーを受けているところであります。よろしくお願ひします。</p>
2番議員	<p>分かりました。私も6月の定例会では高速バスの運行等についてぜひこれを進めていただきたい。現在佐久市の佐久病院まで来ている高速バス。今回はヘルシーテラスからストレートで佐久穂のインターまで来ちゃいますので、時間短縮が大幅に見込める。ただし中間の人たちの利活用が非常に不便になる。私案ですけれども中間の乗り降りする方々はヘルシーテラス等に発着ターミナルを作ってそこから小海まで一気に来る。その面では今近隣の市町村とタイアップしてという話が出ましたけれども、当然佐久穂町の私が聞くところによりますとおよそ1.3haの用地買収は終わった。今農業が終われば調整に入るような話を聞いております。ただそこでは直接町が直売所の計画がないということでございまして、とりあえず駐車場とトイレだけを作るといようなことで、このような佐久穂町の事業計画と絡み合わせたり、あるいは佐久市のヘルシーテラスがだいぶ入込が減っているような話も聞いていまして、新たなターミナル性を持たせることでヘルシーテラス自身も活性化しますよといような口ぶりで佐久市との連携なんかも考えられるかと思</p>

	<p>っておるわけでございます。この高速バスの話はまた後程少し触れたいと思いますけれども、今の話の中で農林業についてはどのような活性化のシナリオというか、手立てを考えておられるのかお聞かせください。</p>
町長	<p>農業後継者や新規就農対策としましては、国の事業で進められております。農業次世代人材投資事業がメインとなります。小海町では現在2名と夫婦一組が給付対象者として町内で農業に従事しております。町独自の事業としましては首都圏で行う就農相談会に出展しております。また、就農時の支援として農業用ビニールハウスや農業用倉庫、作業場等の資材に対しての補助、雇用定住促進助成事業等の制度があります。小規模農家の支援及び耕作放棄地等の対策としましては蕎麦、鞍掛豆、わさび、にんにく等を奨励しております。また、農地バンク制度や農地中間管理機構との連携を取り組んでいます。林業につきましては中部森林組合を中心とした林業の活性化に取り組んでいます。以上です。</p>
2番議員	<p>これらの農業振興策がどれだけ実効性をもって成果を上げてきているのか。この点についてまた最初は少し欲張って項目を入れているものですから時間の関係でいずれ産業振興課さんの方で、例えばわさびとかにんにくとか、どのくらいの方がどのくらい作ってどのくらいの売上を上げたのかというようなこと、成果についてきちんと報告していただきたいということで、ここでは深堀をすることはやめますけれども、私が考えている問題につきまして先程高速バスターミナルの問題を挙げましたけれども、具体的にイメージしていることは直売所の売上アップも含めまして、これは直売所の売上アップというのは農業振興の大きな柱になるわけですからそのことも視野に入れながら、現在国でも今までの農山村をある程度縛っていた法制度を徐々に解くというかたちで緩めてきております。その中で人が乗るバスと貨物輸送の二つが合体したような事業が始まりつつあります。例えば町内のタクシーに荷物を乗せる。逆にNPOがタクシーを代行する。そういう本来運送業法で許可されていなかった事例が徐々にできてきておりまして、先程町長トップセールスを行うと言われましたけれども、トップセールスをするためには何かしら新しい取り組みというのが国が求める制度でございます。なぜならばモデル事業として特区があるからでございます。そのモデル事業として小海町では貨物とバスを一体として高速バスを走らせる。バス主体で行くのか貨物主体で行くのかはこれから精査する必要がありますが、例えば高速バスの腹にはほとんど荷物が積まれておりません。ここに生鮮野菜を積んで首都圏の直売所なんかと連携しながら運んでいく。人と野菜を一緒に運ぶような制</p>

	<p>度。こういったものを考えたかどうかと思っております。それは多分全国初の試みではないかと思えます。要は人も乗せ、かつ、野菜も乗せるそういう陸上物流システム。そういったものが少し検討してみたらどうかと思っております。それで加工所の売上向上に努めて。ちなみに加工所の売上アップについては今回大きなテーマになるかと思えますけれども、ここでは触れることを止めますけれども、一つ言っておきたいのは地元需要だけでは限度があるということです。要はずっと私が言い続けてきております外販。外にどうやって売りに出ていくか。パイをどれだけ増やすのか。町内の消費需要を地元の商工業者と競い合うのではなくて、町内の需要で受け止めながら外販の形で町内に入ってくるお金を増やす。この仕組みを作っていく必要があるのではないかと思っておりますが、町長いかがでございますでしょうか。</p>
<p>町長</p>	<p>順を追ってお答え申し上げます。高速バスの件でございますけれども、佐久市、それから佐久穂町の長と十分協議いたしましてお互いにこれはつなげていかないといけない施策でございますので、それから佐久で止まりまして南インターですか。佐久穂町を通り越してというようなことは、少し私は考えづらいものでありまして、佐久穂さんとも十分協議してですね。一番いい方法を考えさせていただきたいと思えます。またご存知だと思いますが、八千穂高原インターを下っていきますと、下りの車についてはほとんどが右折。小海方面への車でございます。従って直売所の方向へ向かっていくということにつきましては大変これからも期待の持てるところでございますので、これからも外販の部分を力強く進めたい。それから議会でもお願いしています指定管理制度というものを導入いたしまして、そして販売網を広げる。それから佐久穂の皆さんには大変魅力のある品物がたくさんあるということで、これまたトップセールスでございますけれども、譲っていただいて小海の直売所で大いに売るといふかたちになっております。また高速バスのお腹の中に荷物を積んでということでございますけれども、やはりこれは制度的なものをもう少し精査しなければここで返事ということにはいかないと思えますけれども、そういった方法がもしあるのであれば、可能であるのであればそういった方法もやぶさかではないというふうに私は考えております。また、先程来出ております佐久穂町のこの間発表になりました道の駅につきましては、佐久穂の町長さんとも十分に話をしております。そしてトイレのみということで後は民間にお任せしたいという話を聞いておりますので、これまた我が町とはまた違ったスタンスであるかと思えますが、かなり慎重に進めていると思えますので、その辺への協力も我が町でもしなければいけな</p>

	<p>い。広い気持ちでやっていきたいと思っております。また、バス自体の仕組み、そしてどの省へどういうお願いをし、どういう調査をすればいいのかという段階でございますので、整い次第また発表させていただきたいと思いません。</p>
2 番議員	<p>今町長の志を聞いて安心しているのですけれど1点だけ。最後の方で可能だからやるという答弁がありましたけれども現在不可能なのです。けれども不可能だから町の活性化につながらないということであれば、町の活性化にはその不可能を可能にしなければいけない。物流の問題につきましては流通コストが非常に大きな負担になっております。それは町から人が出ていく場合の新幹線代も含めて、それから野菜の直売所への搬送も含めて物流コストを如何に下げることが外販の大きなポイントになります。ここにメスを入れてかないと、例えば宅配便はどんどん値上がりしております。独占化すればするほど下がる気配は無く高くなっております。ここに風穴を開ける。それは既存の運送業法、あるいは旅客業法をやはり穴をあけていかななくてはならない。その不可能を可能にするトップセールスをぜひお願いしたいと思います。続きまして観光・交流複合型、観光・交流施設。これの設置が先程の答弁でも出てきまして、今佐久穂から右に来るお客さんが非常に多いということで、私は農業振興を含めて何が求められなければいけないのか。先程にんにくとかわさびが出ましたけれども、やはり今大きな事業として成功を収めている事例が佐久穂町の、町の駅事業にありまして、ここの売上の中心は生鮮美味しい果物。当然野菜もありますけれども果物と花だというふうに聞いております。仔細の売上は分かりませんが、100,000千円を超しているとも聞いております。ここが新たなインター付近に出るのかなと思いきや、町の駅は従来の場所で継続するということを発表しているようでございます。それはそれで良いのですけれども、わさびやにんにく、もちろんこれらも重要かと思いますが、大きな売り上げを占めている果物。これについて農業振興に絡めて導入を検討したらどうかと思うのですけれども、町長いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>農家の皆さんで新たに果樹栽培をしたい方、新規就農者等の意欲ある方、これは仮称チャレンジ支援金等を活用していただき、JAや既存の果樹農家のご指導をいただき進めていきたいと思っております。</p>
2 番議員	<p>先程後継者、新規就農者の受け入れ等につきまして国の事業に乗りながら、また町単で就農相談会やビニールハウスの倉庫等を補助しているというふうに話をしたのですけれども、事業の中身と規模においてこれが新規就農な</p>

	<p>り、あるいは農業の後継を決意するには私にはやや貧弱ではないのかと。もう少し本腰を入れて町は例えばここで言えば果樹栽培を中長期計画の中で佐久穂に見習いながら本格的に取り組みたい。そういう方向性でもって新規就農なり地元の農家で従来の作柄ではない。どちらかと言えば果樹のような換金性の高い、付加価値性の高い作柄に転換して後継を図っていこうかな、という動機を促すには正直言って現行の支援だけではその動機付けは弱いのではないかと思うのですけれども、町長いかがでしょうか。</p>
町長	<p>佐久穂町、佐久市で今作られているプルーンは、約20年程前リンゴ畑の脇へ植えたらこれがとても上手くいったということで始まったと聞いておりますが、まさにこれがこの地にしかない素晴らしい果実に成長したと思っております。その間大変な苦労があったと思っておりますけれども、それはこの農家の発想でここまで来たものと思っております。やはりそれをやっていただく方が強い気持ちで、そしてまじめに取り組んでいただいた結果と思っておりますけれども、やはりそういう運とかチャンスも絶対必要だと思っております。そして我が町の果実を言いますと、かつて親沢地区でのリンゴとか、それからイチゴも今2軒の方が作っていただいております。規模も大変大きなものになっておりますけれども、そういった就農の皆さんにおきましても初期投資が大変大きなものは、これは中々一歩進むといっても町の補助も限られてきますので、その辺は実態の調査をよくしないととんでもないことになってしまいますので、できている物、それから今流通している物等々精査しまして、また研究していきたいと思っておりますが、渡辺議員のおっしゃる町としての補助の手厚さというものがどの程度でどうであるということはやはり実際にやっていただく方とこれは直接話をしなければ全然前へ進まないと思っておりますので、その辺現行の条例等々含めまして精査していきたいと思っております。</p>
議長	<p>渡辺議員、質問の途中ですがここで13時まで休憩といたします。 (ときに11時58分)</p>
議長	<p>会議を開きます。 2番 渡辺均君の質問を許します。</p>
2番議員	<p>午前中に引き続きまして質問を続けさせていただきます。先程複合型の観光交流施設を作ったらどうか、検討するというようなところで話が終わっているかと思っておりますけれども、私はそこについて果物類を基調にしたフルーツパークのようなものをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。その件につきましては実は小諸で布引イチゴ園という事業をやっている倉本さんという社長がおります。かれこれ20年イチゴ栽培で成果を上げている事業で</p>

	<p>して、その細かなくだりはお手元の資料に配布した通りでございます。当初は従来のハウスよりも約半値でできるというハウスの記事を見まして伺いましたら、ハウスもさることながらイチゴ園をやってみないかという話が倉本社長の方から提案されました。そのことにつきまして話を進めていく中でなぜ小海が推奨なのかという意味。それから小海にしかできない理由は何かなど、いろいろお手元の資料で書かせていただきましたのでそこを参照していただきたい。時間がないので先行きます。佐久穂にあやかって果物栽培の導入で観光とリンクした地域農業の再生を図ったらどうか。導入の第一歩としてまずは町がモデルハウスを整備し、地元農家に運営委託。そこへ新規就農者を受け入れる。これらの諸々についてイチゴ園の倉本社長は包括的に支援するというふうに約束をしておりますので町長にはぜひ倉本社長に一度お目にかかってもう一度双方のメリット、デメリットを照らし合わせながらこの事業を町の事業として取り組んでいただきたいと思いますが町長いかがでしょうか。</p>
<p>町 長</p>	<p>お答えいたします。今渡辺議員から出ましたフルーツパークということでございますが、これは大変素敵なおものであり、倉本社長とは私は約20年のお付き合いがあります。倉本さんのイチゴ作りも20年間にわたって紆余曲折、大変なピンチもあり、そして今に至っていることは倉本氏の素晴らしい実力であり、そして経営内容であり、やっているものもいいからではないかというふうに思われますが、倉本さんが大ピンチになったのは補助金が出るというのが政権が代わって出なくなったというようなところで本当に倒産の危機に見舞われたわけですが、素晴らしい粘りと構想で乗り切ってまいられました。しかしこの事業にまず必要なものは、それを誰がやるかというものが一番の問題になってくるかと思えます。小海町では2軒のイチゴ農家がございます。それもなからの規模でやっていると思えますので、その方達にまずこの情報をお届けして検討していただくというふうには考えておりますが、初期投資がどれくらいなのか、そして収益性がどうであるか。これは生業として持つていくものですから慎重に考えていかなければいけないと思えますが、先程のプルーン等々もあわせましてフルーツパークというようなことですけれども、これは今も申し上げましたが、これを生業としてやっていく方のまず掘り起こしということになるかと思えます。町ではそういったことに対しての支援等々をどうかという話になれば、新規就農あるいは農業政策に対しての条例等々に沿った中での支援はできるかと思えます。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>担い手を誰にするかというのは確かに非常に大きな問題でございます。町の</p>

	<p>新たな観光複合施設としての、あるいは農業振興を絡めた観光イチゴ園。それは横断道のチャンスを活かす受け皿にもなる。そういった面で町とイチゴ農家の連携した事業、連係プレイとして進められたらいいかなと思っておりますので、ぜひそういった視点からのご検討いただきたい。それで次の質問に入らせていただきますけれども、商業の振興について質問をさせていただきます。私は町の商店街を見たり、またお年寄りの皆さんと話をすることでパロがなくなってしまう。家電、化粧品、飲食、カメラ、そういった業種がなくなってしまうと心配だねということで、パロの方にもお聞きしましたがけれども、12月くらいまでに結論を出すというふうに返事を伺っています。それで同時に小海駅前商店街から馬流の商店街も中々相変わらず厳しい経営状態になっているということで、この地元の商店街をどのように再編、統合して商店の後継を図るのか。その辺について町長のご見解をお聞かせください。</p>
町長	<p>只今渡辺議員の方からパロの皆さんについてのお話がありましたが、私に直接相談に来ている方が2軒、他は商工会を通していろいろ模索させてもらっているところがございますけれども、中々新店舗を自分で構えるということは大変困難かと思われまます。その中でそれぞれ工夫したこれからの商売というものを考えているようでございます。従って商工会の窓口でアルルとの関係とかいろいろございますけれども、アルルに入っただけの方は入っただけでございます。それからもう4軒程ありますけれども、私の方からは商売をやめないでくれ、続けてくれというお願いをし、さらに力強い返答ももらっております。個人的な問題ですので名前を挙げるわけにはいきませんが、やる気は大変あるということでありますので、駅前商店街とのバランス等も考えまして、町の方でできることはやっていくというかたちになろうかと思っておりますが、農協との関係につきましては他の施策等、また土地等々の関係もありまして慎重に協議させていただいているという現状でございます。</p>
2番議員	<p>ありがとうございました。このやる気をしっかり受け止めて町内の商業力を劣化させないということで、私なりに一つ提案があります。それは突飛かもしれませんが、駅前のショッピングセンターアルル。この施設を町が全面的に引き受けて敷居を低くして、負担を低くして、かつ、ショッピングセンターの組合も場合によったら解散して、全く新しい枠組みで例えば農業振興で直売加工施設があるように、商業施設でアルルを町が作り直してそこを指定管理者として商業者、有志を集めて商業者の会。例えばですね。指定管理者にして指定管理料を払いながら商業を維持していくという、多分商店</p>

	<p>が、商店個々の意欲、努力の枠を超えた状況の中で今商売が成されている。従って大きな枠組みを変えないととても維持、再生はできないのではないかとというのが私の提案の背景でございます。できれば農業振興の直売所加工所のように商業振興の商業活性化事業。この枠組みを作って商業活性化事業を具体化していただきたい。商業者の声では私には待ったなしの状態までを含まれているような感じがしてなりません。こうすることで地元商業の後継者なり、あるいはアルルにそういう店舗であれば俺も一口乗ってみたいという方が出てくるかもしれない。そういう形で商業の再生を考えていったらどうかというふうに考えております。</p> <p>次の集落支援事業について話を進めさせていただきます。まず今年の集落支援事業について資料に添付されて10件程あるというふうに今見たところなのですけれども、これらの事業提案はどちらかというと従来型の支援内容になっている。その辺について集落支援事業と銘打っている6月定例会でも申し上げましたけれども、本当に集落再生なり集落がこれから絆を強めて維持されていく中身につながっているのかどうか、町長のご判断をお聞かせください。</p>
町長	<p>まず先程渡辺議員がおっしゃられましたアルルを町でというようなご提案でしたが、アルルの発足は中央会の指導の下発足してありまして、商工会の方で今よく精査しているところなのですけれども、そういった形ができるのかできないのかということから始まっております。そして今生鮮の方も小さな規模ですけれども維持できているということでございまして、商工会長中心にパコの廃止とともにアルルの再生というような形で模索しておるところでございますので、町の方でという部分につきましては中央会、それから発足当時の取り決め、それから条例の中でいいのかどうかということをご理解願いたいと思います。また、今出ました直売所との関係は先般お話した通りでございます。また集落支援事業ですが、6月定例会の時に私がお答えした通り区長会の中で33の区の皆さんの内、32区の皆さんから要望があったということで、前回鷹野弥洲年議員の方からのご指導もありましたけれども、そういう多くの区の方からの要望であるということで実施という形になっておりますけれども、これはもう見直しの時期に来ているということも確かでございますので、各区の要望等々きめ細やかに精査した中でまた進めていきたいと思っておりますのでよろしく願います。</p>
2番議員	<p>ありがとうございました。事業の見直しの時期に入っているという認識を踏</p>

まえて、それではどういった見直しを進めたらいいのかということで、私は今回のテーマが地域暮らしに夢をというか、夢と希望を与えるのは地場産業をとということテーマにしていますので、集落主導型の地場産業の導入というテーマで三つ程こんなことを考えたらどうかと提案しております。1点は小水力発電事業でございます。これは2番議員の小池議員が小水力事業の必要性、可能性を示唆し、専門家からも収支について力強い。力強いということは収支が合うよということですのでけれども、返事をいただいております。それは町長も聞き及んでいることだろうと思っています。それに対して10年前に収支が合わないという結論があるのでそれと比較してどうかということなのですけれども、もし可能であれば10年前の試算表を私どもにも見せていただいて、どこがどう違ってきているのか精査させていただきたい。私が聞き及んでいる範囲では八那池、親沢、それから大月川の上流、それから本間川何ヶ所か程々に収支が合うという返事をいただいておりますので、まずは試算した10年前の評価が今日的な評価とどこがどう違うのか。町長おっしゃりますように収益の確保が大前提でございますのでそれを検討したいと思っていますので、その試算表を開示させていただきたいと思います。それから2点目に営農型ソーラーシェアリング発電事業というのが上田で行われています。全国でも行われていますけれど、近場では上田市が一生懸命やっております。それもお手元に少しコピーが見にくいかもしれませんが参考にしていただきたいと思います。これは畑、作物栽培には必ずしも十分な100%の日光が必要だということではなくて、半分、あるいは4割でも栽培にはできますよという、これは農水省もお墨付きを与えている栽培実績でございます。それで小海でもソーラーが非常に多くなってきましたけれども、ソーラーの適地はそのまま優良な農地でもあります。優良な農地がソーラーパネルに覆われることに必ずしも私は美しい姿だとは思っていないのですけれども、ソーラーの収益が2反歩、1.5反歩くらいのもので、40千円、50千円になるような試算がでております。その40千円、50千円に下で作る栽培される物。上田では稲作もやっておりますけれども、その収入があれば要は二つの収入源が得られるわけで、新規就農の方には非常にいいのではないかと。というのは今小海でソーラーが引かれるのは比較的高齢で、営農が困難な方が多いと聞いております。従ってソーラーになっていくわけですのでけれども、そこは一等地でもありますので新規就農者で用地を必要とされる方にこういった農地を提供して売電収益の一部と営農の収益で暮らしが成り立たつような受け皿を作って新規就農者を迎え入れたらどうだろうかということを考えてこの

	<p>ソーラーシェアリング、農水省も太鼓判を押している事業を提案した次第でございます。小水力とあわせてソーラーシェアリング、ソーラーシェアリングは景観の問題が関わってきますので、できれば集落でこれを進めていただきたい。例えば私は景観上いかななものかと言いましたけれども、そこが多少でも収益を生めば自ずとそのことの多少美観には目をつむるか。というふうな話にもなる。景観というのは、例えばパリ万博の時にエッフェル塔ができてパリの景観を汚すと大騒ぎになった。だけど今日エッフェル塔はパリの観光名所になった。営農とソーラーで上手く農業が継続され、新規就農者がという成功例が小海でできればそれは観光視察、あるいは持続型発電事業と営農を絡めたモデル地域として見学者なんかも来るのではないかと。そういう事業にしたいと思って提案した次第でございます。それから3点目は既存の公営事業の熱源を木質系エネルギーに換えられないか。これも多分いわゆるバイオマスは収支に合わないということで私も聞いておりますけれども、改めて今日的な科学技術、チップ併用型ボイラーとか、多様な熱効率のいい施設もできておりますので検討したらどうか。町で作っていただいた資料によりますと、灯油と重油を合わせて約30,000千円毎年出てきております。これは町の貴重な外貨が外に出て行ってしまう。町を元気にするということは町の中でお金がたまるという構造を作ることが必要で、「出づるを制して入るを量る」という有名な言葉がありますけれども、既存の熱源に一部木質系を導入する。10年くらい経つとボイラーの再配置の検討が出ております。そういった時に一度せつかく茨城大の小林教授ともコンタクトができたわけですから、そういった先生に試算をお願いして小海でやった場合どうなるのかということを検討していただきたい。以上を集落単位で検討して集落再生支援事業と連動させる仕組みを三つ提案しました。先程町長はソーラーは個人のリスクでやっている。水力発電と不平等となるというような趣旨を申し上げましたけれども、電力とか公共的な資源、これは個人の利益にするべきではなくて、公益性のためになるべく使っていく。従って公益性に資する事業をやって、その収益を公益性に資する形で配分するということがソーラーが今まで個人単位でやってきたこととおのずからその構造が違います。そのことを確認してこの三つの事業を集落単位でやったらどうか。結果集落事業として集落が再生していくのではないかと。このような事例は全国にいくつもありますのでぜひネット等で検証していただきたいと思っております。この三つについて町長はどのようなお考えでしょうか。</p>
町長	お答えいたします。まず第一に小水力発電につきましては先般茨城大学の小

	<p>林先生がおいでになった時に、渡辺議員、小池議員もおいでになってお話を伺いました。そしてその中で少し不明な点があったのでその前の働きかけをしていただいた皆さんともお話をいたしました。そしてたどり着いたところが小海町では5ヶ所か6ヶ所の最適なところがあるということで、そしてその初期費用が数億円かかるという話でございました。そして茨城大学の小林教授によりますと、その電力は売電によることによって収益を保っているというお話でございました。特化された電力ではないということで、これは初歩的なものであるというふうに私は認識した中でありますが、これはとにかくまず言えることは初期の投資が結構大であるということが一つ。それから管理が非常に難しい。土だとかゴミだとかというものをどうするかという話になった時に非常にそこに厄介な部分が生じるということが出てきました。そう言った部分を精査しまして、町としてはいわゆる主人公になってはできませんけれども、やる地区、あるいは団体があればそれに対する協力等々はやぶさかではないという考えであります。二つ目のソーラーシェアリングの発電事業につきましては、上田地区で始まっているようですが、私はまず町が新たな事業に支援する場合、また町が新たな事業に取り組む場合には、その事業が町の利益になるかということがまず第一だと思います。町民福祉の増進につながる場合はそれは考えますが、町の発展になるか、町が取り組むべきものなのかということの判断がまだ出ていない状況でございます。将来の財政を考えて対応が可能かどうか。そのことを十分考えてプラスになるようなことである。あるいはソーラーシェアリングの事業が町のためになるというような形のものをはっきりすればまたご提案いただき、いろいろな観点で皆様と具体的に相談しながら検討していきたいと思っております。それから公営事業の熱源に対する木質エネルギーの転換ということでございますが、大変に趣旨は理解できるところでございます。費用対効果の面につきまして、これは安易に転換できるものではないということがまず第一であります。灯油等々はこれまで何十年という中で機械も発達し、そして価格も比較的安定したものである。木質系の物を使うということで、ペレットというものは中々手がかかり、そして採算性に難しいものである。ですから従ってボイラーという形になるかと思いますがけれども、八峰の湯でもいつかそのボイラーの交換、あるいは耐用年数が来ると思いますので、それに向けて木質ボイラーの導入については次期の整備に含めまして改修時まで導入について比較検討させていただきたいと思っております。</p>
<p>2番議員</p>	<p>1点、集落でこれをやるということについてはどのようにお考えでしょうか。</p>

町 長	<p>集落でこの事業をやるということについては金銭的なリスクがどのくらい生じてくるかということがまず第一だと思いますので、その辺の収支、あるいは初期投資についての各集落の財源、それから皆様の意見等々を十分踏まえた中で検討していくべきではないかと思います。町とすればその集落がどこか手を挙げていただければその実行に伴った中での協力ということになるかと思えます。</p>
2 番議員	<p>この三つの事業いずれも費用対効果、これが一番肝心な点でございまして、それが合えばいずれも前向きに進められるだろうという考えでよろしいかと思えますけれども、それについては私どももなるべく収支試算をモデル事業的にこうやったらこうなるというのを出して、それをまた改めて町の方に提案して見合うのだったらここでこうやって、やってみようじゃないかというふうに進めさせていただきたいと思えます。ちなみに水力発電の場合には水利権の問題がありまして、確認したところ八那池地区の水利権については豊里水利保護組合が全面的に首を縦に振ればOK。中電の絡みはないという調査結果をご報告申し上げておきます。次にボランティアの活動について話させていただきます。今までは産業振興について提案いたしました。産業振興というのは生活の糧を得る活動でございまして、糧を得るだけでは豊かになれない今日です。町では豊かになれます。これにはどうしても福祉や介護、そういった問題が出てきておりまして、当然行政サイドからそれらのサービスは支援していくわけでございますが、渦中でどうしても抜け落ちてしまう部分があります。福祉的な対処領域でございまして。こういったところを誰がどう支えるのか。要するに対価として想定されていないサービスを求めるお年寄りが多い。またそういった方は非常に個性が豊かなので、そういった方を満たしてあげることが豊かな小海ライフを提供する大きなポイントになるわけでございまして、そのためにはボランティアというのが非常に重要になってくるかなど。昨年度ボランティア連絡協議会にそのための検討をという、私は議会ではそういう理解で135千円が用意されて、今日1回目の検討がなされてきたわけですが、こういったボランティアを今後さらに充実させていきたい。そのことが町民の豊かな暮らし。物質面ではなくて精神面での豊かな暮らしを支える大きな原動力になるのではないかと考えておりますが、町長お考えはいかがでしょうか。</p>
町 長	<p>ボランティアにつきましては現在社会福祉協議会の中に連絡協議会の組織があります。これに属さないボランティア組織も含め、地域や社会をより良くしていくために非常に貢献されている皆様だと認識しております。ボラン</p>

	<p>ティアの皆様は他者のための活動に留まらず、活動を通じて自身の生き甲斐や自己の実現の機会を得ていると思っております。これからは制度が担えない部分に対して固有の役割を担う自覚的な活動もさらに必要ではないかと思っております。ボランティアは自分の意思で行うものであり、行政等が強制できるものではありませんが、行政や地域にとって大変重要であるというふうに認識しております。必要なことですので社協を中心として町としてもできる限りの応援をしたいと思っております。</p>
2番議員	<p>私も社協の一理事として中身の充実いくつか提案もしていきたいと思っておりますが、中々そのボランティアって何ということの理解が進まない。もう少し体系的に町で豊かに住むためにはボランティアを受けるということではなくて、ボランティアに関わるという、そういう仕組みを後押ししていただきたい。ボランティアというのが成すべき要点。これは地域生活は私は四つの要素で成り立っている。まず自分のことは自分です。自助。それから隣近所で助け合う互助。それから集落へ、あるいは近隣の仲間たちで扶助。最後に公的な公助。この四つが上手く組み合わさって円滑な地域生活が成り立っていると思います。この四つを体系的に組み合わせて小海町のボランティア活動は社協や福祉介護、包括支援センターと実に上手に展開しているという町作りを進めて、それを後押ししていただきたいと思っておるわけです。お年寄りをいかに孤独にさせないのか。私は偶さか傾聴ボランティアというのでお年寄りのお宅へ伺って話をお聞きしておりますが、話をするだけで非常に元気になる。聞いてもらうだけで元気になるという実態があります。従ってボランティアの果たしている役割を単なる人助けとかではなくて、社会的制度の一環として町は取り上げてこれを後押ししていただきたいというふうに考えておりますが、町長いかがでしょうか。30秒くらいでお願いします。</p>
町長	<p>そもそものボランティアというものに私どもも向き合った時に、行政として甘えるのではなくて、そのやっている皆さんの地位ですとか行為を我々がちゃんと認めていく必要があるかと思っておりますが、私の個人的な考えを申し上げますと、見上げたものだという形で考えております。</p>
2番議員	<p>後40秒です。以上で私の質問は終了いたします。非常に間口の広い話をしましたが、要点は地場産業を元気にする。その元気に支えられて豊かな町民生活を展開する。この一言、二言につきますのでこれからもぜひよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。</p>

第4番 井上 一郎 議員

議 長	次に第4番 井上一郎議員の質問を許します。井上一郎君。
4 番議員	<p>4番、井上一郎でございます。通告に従いまして質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず始めに去る6日未明に発生いたしました北海道厚真町を震源とする地震では山の崩壊により多くの住宅が押し流され、多くの犠牲者が出てしまいました。犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りするとともに一刻も早い復興を願うものでございます。自然災害はいつ発生するか予想もつかないことも多々ございます。私はこれらを踏まえて町の防災関係について質問させていただきます。ご存知のように最近は過去の記録を上回るような集中豪雨や大規模な地震災害が全国各地で起こっております。6月には大阪北部を震源とする地震。7月の西日本豪雨災害。この西日本豪雨災害は200名を超える死者行方不明者。家屋の被害にいたっては5,000棟を超える全壊。半壊、一部損壊は約800棟。床上、床下浸水にあたっては34,000棟にも及んだとのこと。これらの災害によりお亡くなりになられた方、また被災された皆様に心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。このような近年集中豪雨は温暖化の影響が大きいと言われております。このようなリスクは今後ますます増加するとともに、それによる被害も過去経験のないようなものになっていくのではないのでしょうか。幸い我が町におきましては近年大きな災害は発生しておりません。しかし最近の異常気象によりいつ災害が起こるか分かりません。いざという時に備え、平時から町民に対しての災害リスク情報の提供や災害時にとるべき避難行動について周知することや災害を想定した訓練も必要ではないかと思えます。特に災害時には町が行う防災無線による情報伝達や町民の避難誘導が重要です。消防団は水防訓練等も毎年行っているようですが、私が知っている範囲では最近住民や役場職員、消防団が合同で訓練は行われていないのではないかと思っております。火災はともかく火元から遠ざかるということは誰でも分かりますが、豪雨災害は大きな河川だけでなく、中小の河川も氾濫する可能性もありますし、土砂崩れの起きる可能性もあります。どこに避難するのが一番安全なのかを各地区確認し、その情報を住民も役場も共有しておくことが非常に大切ではないかと思えます。そこで質問ですが、ハザードマップは各集落に配布していることは私も承知しているところでございますが、住民はどこが危ないのか、危ない時はどこに避難すれば良いのか本当に理解しているのでしょうか。担</p>

	当課長で結構ですので状況をお聞かせ願います。よろしく願います。
産業建設課長	お答えいたします。現在町では長野県佐久建設事務所作成の洪水及び土砂災害に関するハザードマップを平成24年の10月に各地区に、それから平成26年の6月には全世帯に配布してあるところがございます。また平成27年に行われました防災についての町民アンケートで、こちらの結果を見ますと満足している、またはどちらかといえば満足しているが全体の56.7%。反対に不満を感じている、どちらかといえば不満を感じているが43.4%であり、その中で不満を感じている方の最も多い理由として避難場所が少ない、が31%となっております。また町民の皆様が全員ハザードマップにより場所を確実に確認し、危険箇所はどこだという認識をしっかりと持っているかと問われますとまだまだ不十分だと判断しております。以上でございます。
4番議員	今、約半数が非常に安全場所とか、まだハザードに対して分からない部分とかそういうのが、特に年配の方はそういう人が多いのではなかろうかと思えます。また当然事故、災害が起きた場合一番は年寄りの方の避難誘導というのが問題になろうかとは思いますが、その点もまた後で質問しますけれども、その点も地区によってはどういう対策を練っているかもお聞きしたいと思えます。よろしく願います。
産業建設課長	お答えいたします。ハザードマップには指定避難施設。それから指定避難地が記載されており、これを見ますと場所が確認できます。しかし実際には避難施設、避難地が警戒区域や、特別警戒区域に入っていて、災害の種類によっては逆にその箇所が危険となってしまう。そういった避難場所もあるのも事実でございます。そこでとても重要なことだと思います、地域防災マップを地域毎に作成することです。既に取り組んでいる地域もあります。これは災害の種類毎にシミュレーションをする。例えば豪雨により急傾斜地帯で崩落の恐れのある場合、どこが危険でその方々はどこへ避難する。支援が必要な方は誰が支援に行くのか。それから避難場所の設営は誰がするのか等、より具体的に予め決めておくことが最も重要だと考えます。ハザードマップを参考にしながら各地域防災マップの全地区での作成に向けて、その啓蒙と支援に今後は取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしく願います。
4番議員	分かりました。ありがとうございます。たまたま私の住んでいる親沢では過去幸いにですけど、家屋等が災害に見舞われた経験がなくてほとんどの皆さんが危機感を持っていないのではないかと思います。区として避難訓練もあまりやったこともないです。高齢者等の訓練そのものも大変だと思います

	<p>が、各地区でこの避難訓練を実施し、避難場所の周知や避難困難者の把握を先程お聞きしましたが、それをしていただきたいと思いますよろしくお願いします。それでは昔から、備えあれば患いなしと言いますが、ますます高齢者が増えていく状況の中でいざという時の訓練が大切だと思います。またやはりいざという時は町民が一番頼りにするのは役場だと思います。日頃から十分な訓練をし、災害時の対応について役場職員全員が素早く行動できるよう要望いたしましてこの質問を終わらせていただきます。</p> <p>次に松くい虫の被害についての質問でございます。この問題も温暖化の影響がかなりあるのではないかと思います、昔は松くい虫は標高800m以上は上がってこないと言われておりましたが、最近では当小海町でも本間で確認されたということも伺っています。中部横断自動車道を八千穂高原インターから入っていきますと、臼田に入ったあたりからあちらこちら枯れた松が見受けられます。そこで佐久管内の被害の状況についてお聞きしたいと思いますよろしくお願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>松くい虫の被害状況ということでのご質問ですけれども、県内の被害状況は昭和56年度の松くい虫の発生確認以降徐々に拡大しております。平成7年度には57,000㎡の被害が発生するにいたりしました。その後平成11年度にかけて減少傾向となったものの、再び増加に転じ、平成25年度には過去最高となる78,000㎡の被害が発生いたしました。昨年度12月時点ですが、松本北アルプス地域では増加し、70,000㎡の被害が発生しております。また佐久地域振興局の管内の被害状況としましては、平成8年度の発生以降被害量は毎年増加し、平成27年度には7,000㎡付近にまで減りました。平成29年度におきましては5,000㎡を下回る被害量となりました。被害量に対する駆除量ですけれども、これは約5割程度で、理由としましては予算、それから人手の確保等の問題からまだ全量を駆除するというところまでにはいたっていません。駆除につきましては国庫補助事業である松林健全化推進事業、保全林緊急整備事業、それから県の補助事業である森林づくり推進支援金の活用が予定されます。それぞれの市町村単位で事業が行われており、平成29年度の事業量としましては2,930㎡、事業費が80,000千円程が実行されているという状況になっております。以上でございます。</p>
<p>4番議員</p>	<p>大体の概要は分かりましたが、この近辺、先程私申しましたが、既に佐久市、佐久穂、隣ですよ。一番近い近隣の佐久穂の状況等は分かりますか。どのようなですか。分かりましたらお願いします。</p>
<p>産業建設</p>	<p>佐久穂町の状況ということでございますが、佐久穂町につきましては特定先</p>

課長	<p>端被害地域ということで松くい虫の被害が佐久穂まで来ているという状況になっています。実質的には小海町も本間地区で松枯れが起こりまして、松くい虫の被害であるかどうかという調査はしてございませんが、あるであろうという想定の下で伐採し、処理したという経過がございます。小海町については予防未被害地域ということで被害地域には小海町は現在のところ入っていないという状況でございます。以上です。</p>
4番議員	<p>佐久穂も段々ああいうものが始まってくると中々止めようがないようなことになりかねないと思いますが、私の思うには近い将来小海町にもかなり被害が拡大してくるのではないかと案じているところでございます。これは赤松が枯れるだけではなく、当地区の特産品でもあります松茸にも大きな被害が及ぶのではないかと危惧するところでございます。先日南相木の方ともお話することがありまして、その方も、南相木は皆さんご案内の通り松茸で生計を立てているとこまでは行かないけど、かなりウェイトを占めている方もおりまして、このことに対してかなり真剣に考えているようでございます。一旦ここに入りますと、伐採して薬剤処理というような方法では対応しきれないということもございます。上田方面の現状を見てもこれは一目瞭然でございます。最近では健康被害の問題で松本で大きな問題がありましたが、薬剤の空中散布による被害拡大を防ぐということが有効な手段ではありますが、町としてそのような状況になった時いかように対応するか、それも伺いたいと思いますが、よろしく申し上げます。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。現在とっております対策につきましては、まず枯れた木を伐採して燻蒸、またはその場にて破碎処理をするといったことが主でございます。対策につきまして私個人も考えますが、これは守りの対策ではないかというふうに思います。また有人のヘリコプターによる空中散布、有人ヘリコプターによる松くい虫防除検討部会の資料によりますと平成23年度に長野県の林務部で立ち上げておりまして、いろいろ検討しているという状況にあります。その中で農薬の改良とかいろいろな工夫をしながら恒久的な対策、薬剤散布が有効的ではないかと考えます。まさしく松茸につきましてはこの地域の特産品であると考えておりますので何とか守っていきたくて考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
4番議員	<p>今薬剤散布、これが有効的だということなのですからけれども、やはりこれは環境面とかそういうことで、松本では反対運動が起こったわけです。そういう時に対して町も今課長が言ったように安全性から中々空中散布ということは問題かと思いますが、もし実際に松くい虫が入った時はそんなことも言っ</p>

	ていられないかということになるかと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。
産業建設課長	まずこの松くい虫の被害によってなぜ松が枯れるかということなのですが、マツノマダラカミキリというカミキリムシの成虫によりまして、健全な松の樹帯内に線虫、細い0.何mmから1mmくらいの線虫が樹の中に入り込むということで松枯れを起こすということです。その中で対策とすれば大変難しいことだと思います。地域の状況、また例えば枯れた山林の立地場所、住宅が付近にあるとか、水源地があるとかそういったことも総合的に判断してどういった対策が必要かということ場所、場所見ながら対策していく必要があると考えております。即空中散布がいいというわけではありませんけれども、これから研究等が進みましてより効果的な対策ができればそれはそれでいいことだと考えております。以上です。
4番議員	ありがとうございました。松くい虫が入ってこないことを祈るしかないわけですが、もし事態が生じた時は迅速な対応をお願いしたいと思います。最後の質問になりますが、この件につきましては前新井町長の時も一般質問させていただきました。私も空家等対策協議会の委員でもありますので、協議会でも議論させていただきましたが、一般質問で町民の皆様にお聞きいただけるということであえて質問させていただきます。町内には少し修繕すればすぐにでも使えるという空き家がいくつかございます。そういった空き家を町が借り受けるか、もしくは取得しリフォームしてIターン者等の体験用に貸し出すということをやったらどうかと思います。南相木村では大金をかけて整備したということは町長もご承知かと思いますが、あそこまでは必要はありません。そういった施設があることでIターンが促進されることではないかと思っております。私のすぐ親戚ですけれども、大変いい物件があります。聞くところによると現在の所有者も金額の折り合いさえつけば売ってもいいようなお話も聞いておるのでそんなに高い金額ではないようですのでぜひ試験的にやってみようでしょうか。先般の6月の議会でも的埜議員から新規就農希望者が研修宿泊できるような施設が欲しいというようなご意見もございました。Iターンや新規就農を積極的に進めていくうえでも一歩踏み込んだ施策が必要だと思いますが、ここで町長のお考えをお聞かせ願います。
町長	先般の空家等対策協議会には井上議員と私も出席させていただきました。数々の論議をさせていただきました。このようなご提案につきましては前向きな検討をしていきたいと思っております。そして小海にある簡易なリフォーム。

	あるいは元々私どもも承知してはいますけれども、いい建物というものが空いているのは確かでございますので、有効活用を含めた中で検討いたします。そして親沢地区の物件につきましても、新規就農者等の研修宿泊施設として適当であるかどうかということをもまず調べさせていただきまして、所有者との交渉も進めていきたいと思っております。
4番議員	今町長から大変ありがたい言葉をいただきました。ぜひ空き家を放っておくとどんどん朽ちるばかりでございます。いい物件に対してはそういった手を加えたり、そのためにIターン、Uターンもですけど、Iターン者を誘致するにはそれが一番いいのではないかと思います。前向きな答弁をいただきまして実現に向けてよろしく申し上げます。これで質問を終わりますが、私の質問に対しまして大変誠実にお答えいただきましてありがとうございます。元気な小海町、住民に優しい町作りができますようともに汗を流したいと思っております。以上を持ちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。
議長	以上で第4番 井上一郎議員の質問を終わります。 ここで2時15分まで休憩とします。 (ときに14時02分)
<u>第7番 篠原 伸男 議員</u>	
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 次に第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。
7番議員	7番、篠原伸男です。黒澤町長におかれましては就任から5カ月経過いたしました。各種の会議やらイベントやらが多く、ゆっくり町政を考える時間をとったりすることが大変難しいのではないかと思います。しかし7月には職員と面談し、お互いに町政に対する意思疎通を図り、町民の皆様の福祉向上に向けての共通認識を持ったことと思っております。そして町長の民間での豊富な経験を活かされ、新たな観点に立った町作りがいよいよ推進されるものと期待しております。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。公共交通町営路線バスの運営についてお尋ねいたします。現在町は平成29年度に小型、中型路線バスそれぞれ1台買い替えまして現在路線バスを運営しております。いずれもバスは15人以上を乗せるバスでございます。15人乗りは3路線8回、29人乗りは5路線で37回、52人乗りは3路線で17回、平日が50回、土日を含めた全日というのが12回で

	62回程運行しているように私は認識しておるところでございますが、今後も15人乗り以上のバスで町営バス路線を運営していくのかお尋ねいたします。
町長	<p>お答え申し上げます。路線バスは千曲バスの親沢線の廃止の撤退を機に、それまで千曲バスが運行していた松原、親沢、本間線を引き継ぎ、さらに溝の原線と本村線、箕輪線が追加され、平成8年度に運行が開始されました。現在町営路線バスの運行運営につきましては、町営路線バス運営審議会で審議されていますが、近年の利用者数の減少、運転者の高齢化や新たな運転者の確保の難しさ等、様々な課題を抱える中で公共交通体系の見直しを進めることが求められております。今後の運営につきましては路線バスのみにとらわれず、広く町の公共交通体系についての論議、決定していく新たな組織を立ち上げ、その中で望ましい交通の形態や運営を検討し、協議し、再構築していくことが必要だと考えております。その中で小型、中型車のみでは非常に効率の悪い部分が出てこようかと思いますが、それにつきましてはどういう車種が最も良いのか、どうかたちが最も良いのかということを再検討させていただきまして進めていきたいと思っております。</p>
7番議員	<p>今の運行されています町営バス、朝、昼、夕方というように三つに分けた場合、朝、夕はスクールバス、あるいは通勤というようなことを兼ねていますので利用は高いわけでございますけれども、日中の利用者数となると大変極端に少ないわけであります。例えば溝の原線を見ましても朝小中高生、あるいは保育園というような形で行けば平均で8.1人というようになってくるのですけれども、日中になると平均が0.9名、そして最大で2人というようなこと。また他の路線バスを見ましても朝、晩はそれぞれであるのですけれども、日中においてはやはり平均0.2名、最大で2名とか。あるいはもっとひどくなると平均0.0。最大で1名というような乗車状況でもあると思います。そして町営バスは全てが起点が小海駅。あるいは佐久病院分院であります。小海駅、佐久病院分院への利用を考えた時このアクセスは当然だと思いますが、高齢社会においては今新たに小海町においても様々な問題が生じているところがございます。そこでもう少し町長これから再構築のための検討をしていくと言われていましたが、私自身ももう少し工夫をした町営バスの運行をすべきではないかと思っているのですけれども、今検討するというようなお考えをお聞きしたところでございますが、もう少し具体的にあるようでしたらお話をお聞かせいただきたい。私が工夫したらと申し上げますのはただ単に利用者が多いから、少ないから。そのために費用対効果が少ないのではないかとというような観点で私は話を進めて工夫したらと申し上げているのではあ</p>

	<p>りません。例え1人しか乗り手がいなくてもやはり町民の利便性、福祉の向上といけば、町としては当然そういうものには対応していかなければならないのでありますけれども、しかしながらただのほほんと同じことを繰り返す、日中においては0.0とか0.1というような形ですから、町民の皆様からややもすると空気が乗っているというような揶揄されるわけでございますので、バス利用者を増やすこと、また利用者の利便性をもっと高めるための工夫をすべきではないかということで質問させていただくものであります。後程また検討ということで今具体的には難しいかどうかは知りませんが、町長の忌憚のないお考えをお伺いいたします。</p>
町長	<p>ただ今篠原議員からのご指摘、数字的にはそのままでございます。そしてバスの利用度につきましては現場からの報告でございますのでそれも間違いございません。従って今後どういうふうに進めていくかという話になればかなりの改善が必要ではないかというふうに私自身は思っております。現場の話を聞きましても、やはり運転手さんも人間でございますので空のものを運ぶということは非常に苦痛であるというふうに思います。従って調査の方はほぼ出来上がっているわけですが、いわゆる交通弱者に対する施策として今の状態で行っているわけですが、その方法として先程篠原議員の質問にありましたとおり小型、中型車のみでの運行というものは、これはいかなものかというふうになりますので、その1人、2人乗るニーズをどういうふうに把握していくかということが非常に大切どころになってくるかと思っておりますので、その辺また調査、研究をし、進めていきたいと思っております。</p>
7番議員	<p>現在町では町民の福祉の向上の一つとしてタクシー利用助成事業によって交通弱者と言われる方の移動手段を支援しております。さらに運転免許証自主返納者に対してもタクシー利用助成事業で確か12枚ですか。多く配布いたしまして、免許証返納されているところでありまして、この免許証を返された方がこのタクシー助成事業の利用者は平成28年度は9名でしたが、平成29年度には20名、そして今年度は既に24名の方がこの事業の利用を申請しているように聞いております。今後私も昭和22年生まれで団塊の年代でありまして、いよいよ我々ももう間もなく、多分免許証の返納者になっていくのではないかと思います、この返納者というののもっとももっと増加していくと私は考えているところでございます。そして町営路線バスは小型、中型ということでございますので、いわゆる大型免許証の保持者でなければ運転ができないというようなことで、そのドライバーの確保も段々私は難しくなっているのではないかとこのように考えるものでございます。またタクシー利用助成</p>

	<p>事業で交通手段を支援するのも民間業者だけにお願いするものはこの交通弱者と言われる方が増加する中では私は難しくなってくるのではないかと思います。そこで私は先程申し上げましたが、朝晩ではなくて昼間。もう少し小さい、先程町長も申されましたが10人乗りくらいのバスで、小回りが利く運行を検討してみたらどうかと思うわけでございますが、10人乗りくらいのバスで運行ということは先程町長も10人乗りくらいのものというようなことも視野に入れているというようなことでございますが、町長の考えの中に10人乗りくらいのものをどのような運行にしていけるか、具体的なお考えがありましたらお尋ねいたします。</p>
町長	<p>平成24年度からタクシー利用助成事業を行っておりますが、当初は考えたほど効果は得られなかったところですが、先程篠原議員がおっしゃったとおり年々利用者が増加し、運転免許の自主返納ということも積極的にといえおかしな話になりますけれども、大変増えているところでございます。こうした制度はさらなる充実を図っていききたいというふうに思っております。バスの小型化によるというところでございますけれども、普通免許で運転できる車、10人ですかね。8人とかそういった形のものは採用し、効率的に使うのがいいのではないかと考えておりますが、補助金等々の関係もでございます。詳細の研究をし、そして審議会等々の中でも議論していただきまして、やがて採用という形になるかと思っておりますけれども、鋭意研究していききたいと思っております。</p>
7番議員	<p>高齢社会の小海町においては私はこの日中の利用者が少ないという観点は、やはり10人乗りくらいのバスで運行。それもただ単に起点から終点までというような運行をするのではなくて、町内で買い物をしやすくしたり、また外出しやすくする町営バスの運行の検討をしたらということで提案させていただくのでございます。交通手段がなければ買い物も思うようにできませんし、また外出もできなくなるわけでございまして、他の地域の人との交流も不便になってくるところでございます。町営バスは松原湖線、親沢線は稲子湯経由とか、あるいは川平までというようなことで2通りの路線になっているわけですが、町営バスそういったものも含めて全て7路線でございます。ですからこの日中、この7路線を10人乗りバスで運行していったらどうでしょうか。それもただ単に起点、終点を運行するのではなくて、買い物がしやすいように、また町内の地域の人たちと交流ができるような巡回できる路線バス。あるいはまた要望に応じて対応していくデマンド方式による路線というようなものが考えられるわけでございますので、こういった巡回路</p>

	<p>線。あるいはデマンド方式による路線というものを作っていくということについてはどのようにお考えでしょうか。</p>
町長	<p>ただ今篠原議員のおっしゃった買い物、外出、交流、とても大切なことだと思っております。私も町長になる前、観光協会長としてバス利用運営審議会におりました。その中で佐久穂町のデマンドバス等々の視察等に行った経緯がございますが、小海町は枝線が多いためそれがゴールにいたらず断ち切れたという経過がございますけれども、篠原議員のおっしゃる通りでございます。小さなもので効率的に動いて、そして買い物をし、外出し、交流を持つ。まず健康につながる部分でございますのでぜひこの点につきましては10人乗りがいいのか、8人乗りがいいのか、あるいはどういったものにするのがいいのか。現在タクシー等々も東京行きますと後ろの席に座らなくて立って奥の方まで行けるというようなタクシーが増えている昨今でございますので、私もこの町としましても免許返納者が速やかに乗れる。そういったものを研究していかなければならないと思いますが、それにつきましてもやはり予算等々も生じるものでございますので、またさらなる研究をさせていただきたいと思っております。</p>
7番議員	<p>町長も大変前向きにやはり高齢社会の中で交通弱者、あるいは買い物弱者というような方もたくさん増えてくるわけですので、私とも根本的には変わらない考えというように私は認識しているところでございます。現在町営バスでは起点、終点、小海駅とか佐久病院分院でというところになってくると中々地域の皆さんが接点を持つことができないからそこにまた交流とか人と会いたいなという人にも中々会えないということでございます。従いまして私は先程この巡回か、あるいはデマンドによる交通弱者の方々が、例えば楽集館で人との交流もデマンド、あるいは巡回というようなことを考慮した巡回バスにすれば可能ですし、また町内のスーパーも巡回コースに入れまして買い物をしやすくなるのではないかと。大型、中型、小型のバスですと小海にあるスーパーさん入るのは難しいかもしれませんが、しかし8人乗りか10人乗りくらいのバスでしたら私は決してスーパーの中に入っていくことも難しいものでもないというように考えているわけでございます。従いまして日中の巡回、あるいはデマンド方式による運行をもっと頻繁に行うということでございます。こういったことを申し上げれば人手が足りなくてそんなことは無理だよと言われるかもしれませんが、しかしこういった運行はただ単に町が直営でやるということばかりではなく、町がバスを購入しまして、そしてアウトソーシングするという方法も視野に入れて考える必要が私</p>

	<p>はあるのではないかと思います。現に町ではタクシー利用助成事業においては民間の業者にお願いしているのですから、その辺も考慮して検討していったならば私は日中に乗り手が少ないとただ言うだけではなくて、使いやすい町営バスというものが可能ではないかというように考えるところでございます。もしアウトソーシングとかというようなことになると、補助金とか、あるいは委託金というようなものが増えるかもしれません。しかしそれによって今後もっと増加してくる交通手段の弱者や、あるいは買い物弱者の皆さんの救済に私はつながるのではないかと考えるものであります。さらに交通手段がなくなれば外出の機会も減り、人との交流も少なくなったりし、私は人間は外に出なければどうしても健康も損なわれやすくなるものだと思っておりますのでこういうことによって外出の機会が増えてくれば巡回バスやデマンドバス方式によって外出の機会が増えてくれば介護予防事業の強化にもなります。そしてまた1日30人の人と接することによって認知症の予防にもなるということのようでございます。人が道で人とすれ違った時にこんにちはと言って、はて、あの人は誰だったっけなど思い出せなくても、考えることによって人の脳というものが活性化もしてくるわけでございますので、そういった意味でも私は認知症予防とか介護予防にもこういう出歩く機会を多く作ることは大変私はプラスになるのではないかと思うところでございます。そして土日、祭日を含めた公共交通の利便性を維持するためには、私例えば先程もアウトソーシングと申しましたが、例えばアウトソーシング等へ支出する補助金と、それからそれが今まで外に出ることが少なくなってきたために医療や福祉の面でのマイナスになってきたものの経費というものが私は医療、福祉、教育の分野でも必要な経費というものを比較すれば公共交通への補助金や今以上の支出状況になっても、今申し上げました医療、福祉、教育の分野の支出の抑制にも私はつながるのではないかと思っております。一つの事業に公費を支出して、他の部分の支出を抑えていく効果を出すというのを私も知らなかったのですけれど、クロスセクター効果というそうでございます。土日、祭日を含めて巡回方式かデマンド方式かによってこまめに公共交通を充実することは繰り返しますが交通弱者や買い物弱者、または介護予防、また学校、子供たち。現在日曜日は松原線以外は運行していないわけでございますので、子供たちの学校の休日の日でも外出が可能になり、町民の利便性は高まると考えますが、くどいようですが町長のお考えをお尋ねいたします。</p>
町 長	<p>只今篠原議員のおっしゃる通りだと思います。そして今アウトソーシングの</p>

	<p>関係がでましたが、小海町もこの点については非常に重要な点だと考えています。と申しますのも、現に佐久穂町ではいわゆる公共の車の運転手は外注であるという現状があります。一步先に行っているか、あるいはこの面については果たしてどうかということはまだ検討の余地があるというふうに思いますけれども、やはりその人手不足をそういった面で補うということは大変参考になっております。そしてその中においても当町の運転手さん程よい回数を与えるという言い方はおかしいですが、やっていただいているということは非常に現場の者がきめ細やかな采配、裁量で行っていただいているということは確かでございます。それから先程来出ています活発にご高齢の皆さんが動いて、非常に健康でいてくれるということは最重要課題の一つであるかと思しますので、その辺についても小さな移動手段の道具というものは再度考えていかなければいけないということを確認しておりますのでこれからの研究等々にご協力願えればと思っております。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>確かに先程私路線の回数を申し上げましたが、決して路線の回数が少ないわけではないのです。ただやはり起点、終点というものの一方的に行ってしまう、もう少しバスに乗って巡回する。回ってくれる、止まってくれるところを増やせば、今民間の業者の方が各地域に回って自動車販売もなさっておりますが、しかしやはりそれはそれでまたプラスもあるかもしれませんが、実際には自分で物を買って出てくる機会があるならば私はそちらの方を人は選ぶのではないかと思うのです。確かにスーパーといえ民間業者でありますけれども、やはり小海町の皆さんが利便性の高い町になるためにはやはりもう一度昼間の運行状況というのをデマンドにするか、あるいはもう一定の箇所、町民の皆さんが生活に必要なところを必ず巡回の過程に入れていけば、もし仮に私が今言っているような小型バスによって巡回、あるいはデマンドにしても当初は利用者が少なくても必ずや仲間内で、同じクラブの中で、じゃあ今度は一緒に買い物に行こうかというようなことで私は利用者も慣れてくるのではないかというように思っているところでございます。現在町に住んでいる人たち、町民の皆さんが住んでいて良かったという町でなければ私はどんなに交流人口を増やそうとか、あるいは移住者を増やそうとやっても私は決して増えないと思います。現にそこにいる人がいい町だと胸を張って言えるような町でなければ私はならないと思います。それにはやはり交通手段の改善ということは私は大きな改善の要素の一つだというように認識しております。私も今商店の多い馬流に住んでおりますが、商店は今後もっと減ってまいりますでしょうし、やがて私も近い</p>

	<p>将来免許証返納で交通弱者や、あるいは買い物弱者になると思います。今まで申し上げましたことは今日言って明日からということは当然私も期待しておりませんし、またそのようなことは無理でございます。ただ今町長の答弁からも今そういうことを検討するようにそのチーム、プロジェクトを立ち上げるように聞いておりますので、ぜひ将来的にこういう小回りが利いて、お年寄りの皆さんも出歩けるような運行というものを検討していただきたいというように思うところでございます。公共交通を充実することは高齢社会の小海町をもっと住みやすい町にすることとしたいと思いますし、またこれからの地域を支えるためには絶対に必要なことであると考えます。そしてこのことはクロスセクター効果により交通弱者、買い物弱者の救済で福祉は向上しますし、また人との交わりが増えることによって、出掛けることによって介護予防にもつながると思います。教育においては子供たちが課外活動をするためにもいちいち親に頼らなくてもこの巡回バス等によりましてサポートしていただければ保護者の負担も必ず軽減すると思いますので重ねてご検討をお願いいたしまして私の一般質問を終わりといたします。</p>
議 長	<p>以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第 1 1 番 新 津 孝 徳 議 員</u></p>	
議 長	<p>次に第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。</p>
11番議員	<p>11番、新津孝徳です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。最初に農業振興について伺います。6月の定例会において私の町の基幹産業である農業について町長の基本的な考えをお聞きしたところ、大規模農家の経営については順調に推移しているとの認識であると。そう答えられました。そこで今回は小規模農家の育成と保護について町長のお考えをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。</p>
町 長	<p>お答えいたします。新津議員の質問は私が町長になって初めての答弁でありましたので私の頭の中にもしっかりと残っているわけでございますけれども、認定農業者を始め、JA主管で行っている農家につきましては私が先般申し上げたとおり経営も上手くいき、そしてJAが営農指導を行っており、新たな取り組みをする場でもあります。小規模農業者につきましては町内外の直売所や連合青果への直接販売する方がおりますが、これまで町では比較的省力化できる作物として蕎麦、鞍掛豆、にんにく、わさび等の作物を奨励しております。蕎麦、鞍掛豆についてはコンバインが導入され、刈り取り作業が大幅</p>

	<p>に省力化できております。今後につきましても農地が遊休化せず、耕作が継続できるように省力品目の導入、または栽培の支援をしていきます。今年度では地産地消の推進の一環として冬野菜を栽培し、町の直売所へ出荷する方を対象としてビニールハウスの設置補助を開始いたしました。</p>
11番議員	<p>ありがとうございます。私はなぜこの小規模ということをお聞きしたかと言いますと、やはり国の農業政策を見ても大規模農家には特別措置かもしれませんが20,000千円を超えるような大型機械でも一括で控除できるといった優遇措置があります。町でも蔬菜組合や蔬菜部会や花卉部会に入っている農家には安定基金に対する助成をしております。こういった組織に入っている農家では仲間としての連携もありますし、意見を統一しての交渉もできます。私はこれらに属さない農家への支援、保護、育成を考えていただきたいと思います。先般開かれました町の農業振興審議会で報告がありました、お話にも出てきましたけれども、陸わさびを例にとりますと、10件の方が生産に取り組みましたが、その半数の5件の皆さんが苗代にもいたりませんでした。残りの皆さんも想像は付くと思いますが、思い通りにはいかなかったと思います。1年目の取り組みということでそう上手くいくとは誰も思っていないかもしれません。しかし農業改良普及センター様ご指導の下、遊休農地活用事業として進められたことが挫折してしまわないか心配されるころであります。町でもただ今も町長から出ましたけれども、農業用ビニールハウス設置についての補助制度が上限200千円ですが、支援策として取り組んでいます。農業改良普及センター等と研究し、栽培をする作物において初年度は苗代等を助成し、小規模農家を応援し、そして当初の取り組みの数が多いと減る数も少ない。そのように思っているところでございますけれども、応援していけたらと思います。陸わさびの例から言いますと、例えば苗代の半分の20円を助成したとしますと173千円になります。この数字をどう見るかは別といたしまして、働く場所が見つけにくい中、町では「菊の栽培をしませんか」と新規就農者の募集もしていますが、小規模農家数の維持のためにも新たに導入する作物への助成について町側の気持ちを表す意味におきましても町長のお考えを伺いたいと思います。</p>
町長	<p>小規模栽培者の皆様に対しては先程おっしゃいましたように少量作った中での生産で有効的な収益を上げていくということでございまして、それについては北相木村で一つの例がありますが、花卉栽培の新たな作物の取り組みに対し補助を行っているようでありまして、新品目のトルコキキョウ、グラジオラス等の種、苗に対し農家1軒につき1回10千円から80千円くらいの補助</p>

	<p>を行っているという事例もございます。それに伴っていくわけではありませんが、我が町としてもそれなりの対策は考えていかなければ小規模農家の新しいものに対する取り組みというものはできませんので、ただ今新津議員の指摘の通り一緒に検討していき、そして今173千円の意味を重く考えて推進していきたいと思っております。</p>
11番議員	<p>やはり小規模農家と言っては大変失礼ではありますけれども、そういう人たちがやる気を持って向かえるように、声が小さくてもそういうところに耳を傾ける。そういう方法でぜひとも検討いただけたらと思います。今町で取り組んでいます空き家対策につきましても、先程も話が出ましたけれども、各集落に農家をやめてしまった家庭もあり、遊休農地はたくさんあります。農業機械も放置されたままの家もあります。先程申し上げました、小海町で「菊を栽培しませんか」のパンフレットにあるように、機械、施設、資材の準備、導入経費として6,650千円といった数字も載っています。農地や機械等の調査もしていると思いますが、これら空家も含めて利用できればこの2分の1から3分の1の経費で農業を始められるかもしれません。昨今問題視されている年収2,000千円以下のフリーターやアルバイトの方々に新たな仕事作りとして今までとは違った「あなたも農業経営者になりませんか」といったような明るいイメージでキャッチフレーズをもちまして進められたらいかがでしょうか。これについても町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。</p>
町長	<p>ご指摘の件でございますが、先程井上議員のご質問に共通するところでございますが、集落の再生、農地の荒廃化抑制、新規就農によるIターンの促進等、実現できれば多岐にわたり小海の活性化になると考えています。また高齢化による農地、あるいは農業機械等々が無駄にならぬよう、そしてその今まで行ってきた農業のレクチャーをできる皆さん等々を町の方で調べて、そして新規就農に対する皆さんへ有効的な提案ができるようやっていきたいと思っております。</p>
11番議員	<p>空家対策といいましても、ただ今言いましたように本当にここで例えば農家をやらないかといった場合には農家ができるかといったような意味からいきますとまた違った考え方が出てくると思いますので、ただ今の農業機械のどの程度の状況の物がどのようにあるというようなこともまた詳しく調べていただきまして、役に立たせていただければと思いますのでよろしく願います。規模は違いましても基幹産業である農家数が減少してしまうと元気な町作りはできません。第一種、第二種兼業農家も含めて全ての農家が活力のある生産のできるような施策の充実をお願いいたします。次に町の農産</p>

	<p>物加工直売所への支援策について伺います。本年10月1日より町の直売施設が指定管理者制度への移行への方向で進められています。直売所の会も皆さんも一致団結して頑張ろうとしております。町側との話し合いを何度も重ねいよいよスタートするといった感じだと思います。町においてもこの直売所の賑わいは国道沿いでもあり、町の活性化や元気度が現れる場所になると思います。直売所が指定管理へとなってもこの精神は町政に大きく影響してきます。移行後も町として支援、応援していかなければならないと思いますが、町長のお考えを伺っておきたいと思ひます。</p>
町長	<p>お答え申し上げます。10月1日以降指定管理制度が始まるわけですがけれども、今まで町職員による指導の下、経理関係も町の方で行っていたわけですがけれども、一番大きく変わるのはこの経理だと思います。それについては引継ぎというかたちで新しいシステムに慣れるまではどうしても支援が必要だと思いますので、その辺は継続していきたいと思ひます。また地産地消の推進についても直売所が多く生産者からたくさんの野菜を出荷していただくことで効果が上がると思ひております。生産者が量的に多く出荷したり、多品目を出荷するために先程冬野菜に取り組む場合の資材の補助。新津議員から提案のありました新規作物への助成等、町が支援できることはまだまだあると思ひます。直売所の会としてできること、町が行うべきこと、それぞれ役割に応じて地産地消の推進を行っていくことが大切になると考えております。地元の野菜が多く作付けされ、地域内で消費されることが小規模農家の振興につながっていくことであると思ひますので元気を出してやっっていくよう行政の援助、指導をしていきたいと思ひます。</p>
11番議員	<p>町長のおっしゃるとおりだと思います。大規模、中規模、小規模いろいろありますけれども、それぞれの力でまた参加していけたらいい。また上手くいけるようにぜひお願いしたいと思ひます。近隣市町村の例でも南牧村農畜産物直売所、ヘルシーテラス佐久南、軽井沢発地市庭等、いろいろと取り組んでいる例も多くお客様も賑わっております。町民の声の中にもヘルシーテラス佐久南の様子を農産物等々、品数が多く、安価であり、買い物に寄りたくなるというような意見もお聞きしました。また9月7日の信毎には佐久穂町でも八千穂高原インター東側に道の駅をとというような紙面もございました。どこの自治体も必死に戦っております。小海町といたしましても最初の質問でも申し上げた通り今後も農業改良普及センター等の連携をさらに進めまして直売所への出荷物の研究も重ねて小規模農家ともども元気になっていただきたい。そして特産品の開発に力を注ぎ、小海ブランドを確立して、直売</p>

	所が種類も多く、たくさんの商品があふれ、日々お客さんで賑わうような施設になってほしいと願っております。終わりにこの直売所の成功を祈るわけですが、町長の指定管理となる直売所への力強い想いをもう一度お聞きしまして私の質問を終わりたいと思いますので、よろしく町長お願いいたします。
町 長	10月以降の直売所の事につきましては、必ずやこれは成功であったというようなかたちに導かなければならないと私は自負しております。そして先般総会もありましたが、皆さん力強い考えを持っておられ、そして私どもと一緒に繁栄させていくという気持ちは変わりございません。ただ先程申し上げたとおり経営の面につきましても、詳細についてまで我々と相談し、そして魅力のある、活気のある、収益の上がる直売所をお互いに作ってあげればと思っておりますので何卒今後ともご指導よろしくお願いいたします。
11番議員	ありがとうございました。当面の小海町の課題でありますので、皆さんと一緒によろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。
議 長	以上で第11番 新津孝徳議員の質問を終わります。 ここで3時15分まで休憩とします。 (ときに15時01分)
<u>第9番 的埜 美香子 議員</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
9番議員	第9番、的埜美香子です。通告に従いまして一般質問を行います。私の今日三つの質問ですが、前の何名かの議員も同じような質問されましたので少し重なる部分もあるかと思いますがよろしくお願ひします。 それでは初めの質問からやりたいと思ひます。公共施設の暑さ対策についてということで、1番議員さんと重なるところもあると思ひます。保育所改めまして学校と保育所の方になります。まず初めに(1)として通告してあります、小・中・保育園の今年の暑さの状況はどうだったかということをもつと伺いたいと思ひます。具合の悪くなった園児や児童、また職員は出なかったのか、その辺ご答弁お願ひします。
教育長	お疲れ様でございます。それではお答ひいたします。公共施設の暑さ対策ということで、今年の小・中学校、保育所の暑さはどうだったかということでございます。まず先程古谷議員の質問の中でも気温の様子を町長の方から答

	<p>えておりましたがさらにもう少し詳しく述べたいと思います。小海町の7月の最高気温の状況についてでございます。去年と今年を比べたということでございます。去年の夏も平年よりは暑かったということでございますけれども、月の最高気温の平均というものを比べますと今年は29.4度、去年が28.3度ということで1.1度高かったということでございます。さらに7月中旬から下旬の3週間の最高気温の平均を比べてみますと今年はその3週間30.9度でございます。最高気温の平均が。去年は28.5度で2.4度も高い夏でございました。また昨年7月の最高気温を記録した日は32.2度というのが昨年の記録でございますけれども、今年はこの32.2度という温度以上の日が7月15日から連続10日続いてこの最高気温以上になっていたということでございます。こうした中ですが、まず小学校では普段から水筒持参でという状況が続いております。各教室には昨年度工事をしまして天井に扇風機が付いているわけですが、野外活動から戻りました児童さんがやはり部屋の温度も高いためか回復しないという状況になりまして病院へ行った事例がございました。中学校につきましては置き型の扇風機のみでございますけれども、中学生につきましては自身の体調管理等も考えて無理した行動をしないということができているのか重症にいたるケースは生徒さんはございませんでした。ただ中学校の給食調理場で働いておられる方が作業中に具合悪くなってそういった事例が発生したことでございます。こういった事例を受けまして中学校の方では2学期から水筒を持ってくることを実行しておるところでございます。保育園につきましてはですが、現在保育園には長時間保育用のホール、一番北側にある部屋ですが、そこ、職員室と給食室の間に支援室という部屋があるわけですが、そこにエアコンが入っております。各保育室には扇風機が壁にかかって2台ずつくらいある程度でございますけれども、保育園は園児に対しまして保育士が過度な運動はさせない。それからこまめな休息をとらせる。それから水分補給をしっかりとさせるということを強く実施しておるため、またそれからエアコンの入った部屋を利用することによりまして重症になる事例はありませんでした。以上でございます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ただ今のお答えで数字の方もお聞きして、やはり今年の夏は猛烈な暑さだったということが伺えます。それはもちろん私たちも体感として感じたわけですが、先程の質問の中のお答えの中でも学校や保育園で優先順位で調理室やランチルーム、図書室や音楽室、遊戯室等にエアコンの設置を考えていくという答弁があったのですが、先程教室への設置というのが私聞き逃したの</p>

	か、聞かなかったような気がするのですが、教室への設置をどのように考えているかお願いします。
教育長	<p>お答えいたします。全国調査によりますと長野県の小中学校のエアコンの設置率というものが平成29年、3年毎にしか統計とっていませんので直近の数字は平成29年の4月1日ということになりますけれども、長野県の小中学校の場合8.5%しか入っていないという状況でございます。これは全国で5番目に低い設置率の実態になろうかと思えます。そういったこともありましてまず全教室にというふうな考えを持ちますと相当の予算が必要になるということだと思えます。保育園、小学校、それから組合立の中学校。そういった設置率の低いところの状況、都道府県を見ますとまずは特別教室を優先にした設置を始めております。古谷議員さんの質問の中でも町長答えましたように、安全な給食を提供するための給食調理場ですとか、お子さんが具合悪くなった場合のその暑さを冷やすような場所ですかね。だから保健室ですとか、もし暑くていたたまれないならば図書館へ行って本でも読みますかとか、そういったケース、特別教室を先に入れていく様子が設置率の低い都道府県では見られる。それは共通のものとして一気に予算化できないというネックがあるかと思えます。そういった意味もありましてまずというお言葉でお願いしたいと思うのですけれども、最低早めに今言ったようなところへは設置をしたい。暑さ対策の方で具体的にはお答えしたいと思うのですけれども、まず取り掛かるということをしっかり表明したいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。</p>
9番議員	<p>予算的にも大変だということで一気に取り付けは大変ということでまず先程の優先順位でやっていくというふうに取りました。まずというか、優先的にということ言えば先程少し調理従事者の関係で体調が悪くなったというお話も伺いましたが、給食の調理に携わる調理員さんたちの休憩室というのがすごく暑いという話を聞いていますので、ここも少し様子を伺ってもらってぜひ早めの対策をお願いしたいと思います。そして学校、保育園以外の公共施設の暑さ対策についてはどうかということで改めてこの夏の異常な暑さ、他の施設ではどうだったか。児童館、共同作業所ひまわり、楽集館、やすらぎ園等々。今後の対策もあわせてお答えいただければと思います。</p>
教育長	<p>お答えいたします。まずやすらぎ園についてでございますけれども、やすらぎ園でデイサービスを行っているのですが、その部屋にはエアコンが設置されております。また二輪草という教室を実施する和室ですが、こちらにはエアコンが入っていないため、こちらで体を動かすような内容の教室を行う場</p>

	<p>合には老健内にあります旧包括支援センターを利用したということでございます。そういった対応をしましたので暑さが原因による重症の方はなかったということでございます。それから北牧楽集館でございますけれども、北牧楽集館には図書室と交流室にエアコンが入っております。小学校の高学年のお子さんを中心にした夏休み中の利用も多かったわけですが、お子さんが具合が悪くというような事例はありませんでした。ただ会議室を利用される皆さんから1部屋くらいはエアコンがあったらいいよねというようなご意見をいただいたところなんです。なにせ網戸もない状態なのでそういうことになりました。それからひまわり、あゆみ園でございます。障がい者の方や幼児を対象とする施設です。この夏は相当大変と思って担当の方へ聞きましたらば、エアコン未設置だったのですけれども、ここでは修繕費予算の優先順位を変更することでエアコンの設置が可能であったということで問題なく過ごすことができたということ聞いております。最後に児童館ですけれども、児童館にはエアコンというものが全くございません。担当保育士に話を聞いたところ午前中は比較的過ごせたのですが、午後は暑くてもうどうしようもない状態だと。こちらの施設は主に小学校の子ども達と保育園に上がる前のお子さん、それからお母さんという方が過ごす施設でありまして、暑さをしのぐ部屋というものは必要であるというふうに考えております。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ただ今の説明で既にエアコンの設置をしているところもあるということで、そちらに関しては暑さや湿度なんかを見ながら使っていただくとして、今ありました児童館ですね。児童館は特に一番暑い夏休みの時期に多くの子ども達が利用するわけで、楽集館もですが。それとあわせて来年に間に合うようにぜひ早急にエアコンの設置お願いしたいわけですが、お願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>お答えいたします。お二人の議員さんが同じ質問されたということは重大で喫緊の問題であるという認識しているところでございます。また今年のような暑さは来年以降も続くと思われております。国におきましては全国の公立の小中学校に来年の夏までの整備を目指して追加的な対策費を盛り込んだ補正予算を秋の臨時国会に提出する方針だという情報は報道で知ったのですが、少し不透明なようなふうに感じているところでございます。また長野県では県立の自分たちで運営している高等学校とか特別支援学校にエアコンを増設するというのを検討するというような報道もございました。県内市町村は単独でも小中学校や保育所等に設置するというふうに動きを加速させている報道が数多く出てきております。先程の古谷議員さん</p>

	<p>の質問でもお答えしましたけれども、来年の夏に間に合うように、具体的には春休みに設置工事ができるように、つまり12月補正では数字の方を取りまとめた上で議員さんのご理解をいただきながらやっていきたいと思っております。各施設設置場所につきましては先程議員さんもおっしゃられたように児童館のように全くないところ、保育所では二つあるけれども、佐久穂の例を言いますと先程町長答えたように遊戯室という一番大きい部屋にもう入れてあるということですので、町の方も遊戯室くらいは欲しいですし、小中学校につきましては先程の答弁のように給食調理室、それから議員さんおっしゃられたように給食調理員の休憩室も含め、休憩室はそれほど大きい面積はないので家庭用ので代用できるくらいだと思いますけれども、後小海小学校では給食調理室に併設したランチルームがあればいいのかなと。保健室、図書室。中学校では音楽室というのが一つ。吹奏楽等の練習で外になるべく音が漏れないような工夫もしなくてはならない中で、かといって夏の暑い最中締め切るというのも辛いものがあるろうというようなことも考えられますので、例えば小中学校にはもう既にどういった順番で設置してもらいたいのか。一遍には無理だけれど、だんだんとやっていきたいのでリストアップしてくださいというふうには伝えてございます。ですからまた12月には補正をお願いしてということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>順次設置の方向でやるということですのでぜひお願ひしたいと思ひます。③の方で暑さ対策というふうにかかせてもらひました。エアコンもですが、学校の夏休みですね。長野県はとても短いということで夏休みを長くするという案も出てきているというふうにか聞きましたが、それにか関して何か情報がありますでしょうか。どのように考えるかお願ひします。</p>
<p>教育長</p>	<p>お答ひいたします。そういった情報があることは承知しているところがございます。ただ学校現場の事情の話を若干させていただきますと、教育課程、国から、言葉はあれですが、押し付けられるようなかたちでどんどん、どんどん授業時間が増えている中でありまひす。つまり休みの日がか減っているという状況が見受けられます。特に小学校の場合は英語というものが新しく授業科目として入ってきまひて、それがために授業時間を増やさなければならぬという状況がある中で、夏休みの日数を多くするというのも一つの案とすればいいとは思ひますけれども、やはりそこを増やすとどこかを減らさなければその国からやれと言われた授業日数並びに授業時間が消化しきれぬという実態がございます。それにやはり学校を単純にか小海町だけの学校とい</p>

	<p>うような考え方も中々上手くいかない状況のようでした、過去において佐久市のある学校で10日間程夏休みを長くしたケースがあったみたいですが、結局他の学校との連携ですとかPTA、保護者の方の理解とかを十分に結果的に得られずに1年で終わりにしたという結果があることを聞いております。ですのでそういった提案とすれば一考に値するというふうに思っております。ですがただちに小海町だけで考えると中々難しい部分があるのかなど。それに代わる意味でも機械に頼りたいというのも私実感として思っているところがございます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ただ今教育長がおっしゃったようにやはり教育改革によるカリキュラムがいかにか詰め込み教育で子どもたちだけではなくて、先生たちのゆとりを持った学習にあたれない状態になっているということもやはり指摘しなくてはいけないと思います。昔みたいに先生たちも長期休暇を取ってリフレッシュをすれば本当はいいと思うのですが、ただ今教育長の話ではないですけど、町だけではということやはり国レベルでそういったことをやっていかなければいけないのかなと思います。エアコンはあるに越したことはありませんが、エアコンが温暖化を加速させているという問題も忘れてはならないですし、ランニングコストを心配する声もあります。無駄に冷やさないとか環境問題も学習しながら上手く暑さをしのぐ教育もあわせてお願ひしたいと思います。中学校なんかの様子を聞いていますと、どうも窓際がとても暑くて廊下の方が涼しい。冬は逆に廊下の方がものすごく寒くて窓際がいいということも聞いています。そういうこともありますのでエアコンが付かないまでは日差しを例えば作る等の対策も一つではないかと思ひます。いずれにしましても年々暑くなっていることは確かです。町民の中には小海にエアコンはいらなくていいという意見もあります。直売所の改装の時にやはりそういった議論がありました。開け放って高原の風を入れれば小海らしいじゃないか。涼しいじゃないかという話でした。しかし働いている方たちの体調や入ってくるお客さんの不快そうな顔。そしてすぐ野菜が傷んでしまう。そういう状況がありました。しかし今年からエアコンを入れていただいて、その全部が解消されました。このことは売上にも大きく影響しましたし、電気代は少し心配なわけですが、できるだけ使いたくないエアコンですが、これだけ暑くなってくると命にもかかわってくる問題ですので順次エアコンの設置をお願ひしまして次の質問に移りたいと思ひます。次の質問ですが、通学路等の安全についてということでこの質問も1番議員さんと同じになってしまったので、先程の質問と答弁を聞いてということになってしまひますが、</p>

	<p>先程の安全点検結果で分からなかったのが職員が目視での調査ということで、鉄筋が入っているかまでは調査していないということでお話を伺いました。目視ではすぐに危険というところはなかったのかお答えください。</p>
総務課長	<p>お答えする前に先程の資料の中で一部間違いがございまして、訂正をお願いしたいと思います。資料1ページの町内に小海町内にあるブロック塀の高さが2.2m以上の物について調査を実施とありますが、すみません、これ1.2m以上の間違いでしたので訂正させていただきます。それで今のご質問ですが、職員地区担当が全地区を回りまして目視で確認をしてくれています。かしがったような塀も確かにあるのですけれども、どちらかという住宅側に向かってかしがっているというようなことで、その外を通る人には差し当たって危険ではないという判断で、全てが安全だという意味ではなくて、即危険と思われる物については、とりあえず見ただけではありませんでしたということでご理解をいただきたいと思います。今後先程もお答えしましたが、調査が必要ということになれば個人の持ち物ですので町でそういった鉄筋だとかそういった調査する機械をお貸ししますので、個人の責任においてできればやっていただきたいという考えでございます。</p>
9番議員	<p>実は私も探知機の購入をして是非貸し出してはどうかというご提案をしようかと思っていました。ただ先程の資料を見ますと150くらいのブロック塀なので、数的には150ということなので町の方で調査をしてもいいのではないかというふうに思ったのですが、今総務課長のお答えでは貸し出すということをもた言われたのですが、その辺どうでしょうか。</p>
町長	<p>先程来ブロック塀というものは駄目なものだというような雰囲気がこの辺にあって良くないと思います。あれはコンクリートというものを画期的な方法で作上げた素晴らしいものであるということもご認識願いたいと思います。そして大阪北区で起きた事故は定着と言いまして鉄筋を基礎の中へどれだけ入れてあるかというのは一つの安全性の基準になるわけですが、あのニュースの画面を見る限り、3mもあるものを10cmくらいしか鉄筋が入っていませんでしたね。あれが一番下から入れて行けば粘り強く、あるいは控えをとってあるものはそうは容易く崩れないというものを認識していただきたいと思いますが、この150ヶ所につきましては各戸にご連絡をまずしまして、その意向をお聞きしたいと思います。そしてその鉄筋を調べる機械。これはもちろん貸し出してもいいのですが、大体雨がかかる、それから笠木というものがちゃんと付いていないとあれは劣化していきまして、それからコンクリートのブロックというのは中に穴が開いているのですが、それが1個</p>

	<p>のものに三つあるのですけれども、鉄筋を全部通すというのではないのですね。真ん中に1本ある。後その中に全部モルタルを入れてあるかという、それが入れていない施工が相当あると思います。しかしそういうものが個人の裁量という部分になりますので、その辺も含めてまずは問いかけをして安全性を確認するという事で認識していただきたいと思います。</p>
9番議員	<p>ブロック塀全部というふうな認識ではありません。もちろんいろいろな形のブロック塀あると思いますのでその辺は町長や技術者の方の方が詳しいと思いますので、ご家庭に任せてということなので、危険の見られるところの撤去、補強ということに関しての方ですが、先程その補助に関してもご答弁ありました。また少し前に産建課長の方とお話させていただいて今の住宅リフォーム助成制度では対象にならないということで是非何とか対象枠を作っていたらいいかというお話もした経過があります。先程のお話でも住宅リフォーム事業の方で対象に検討しているということでしたので、是非対象になるようにしていただきたいというふうに改めてお願いしたいと思います。そして後学校の教育現場の方でも通学路の安全性の問題ですね。安全教育というのも是非やっていくことが大事ではないかと思っておりますが、その辺についてはどうでしょうか。</p>
教育長	<p>その点につきましては議員さんおっしゃる通りでございます。学校の方、特に小海小学校というところはもう年度当初に通学路はこうですというふうな地図を配布してやっておるわけでございます。ただ春先少し問題になったケースがございまして、実は小学校終わって放課後になりますと北牧楽集館の体育館とかグラウンドを利用して少年野球ですとかサッカーですとかミニバレーをやる。そうした時に保護者の方からなぜ町営バスを使ってはいけないのか。学校の通知が少し厳しい表現内容で、1、2年生は使っていいけど、3年生以上は徒歩で北牧小学校へ移動しなさいという内容だったのですけれども、学校がそれからPTAと協議しましてやはりそういった経路については通学経路として子どもたちは学習していないと。普段ほとんどの子がバスで学校の中の敷地まで来るのに対して、そういった子どもたちが小海小学校らの橋を渡り、二度橋を渡った相木川を越えて行って、それから歩いていくというような経路。万が一にも橋の上でふざけていて転落したらというようなケースも考えられることからぜひとも学校と教育委員会で話し合いまして、そういった子どもたちは今考えられる中で一番安全な移動手段としては町営バスを利用してくださいということで話がまとまりまして、子どもたちはそのように動いている子が多いというようなことでございます。やはり通学</p>

	<p>というのは見守り隊というボランティアの方も見守ってくれている中ではありますけれども、子どもって何をしでかすか分からないというのがあります。道路の縁石の上を歩く子どもがいます。車道側に落ちたら怖いのかなというようなこともありますので、そういった意味で改めて学校側の方へきちっとした指導をお願いしたいということで伝えたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
9 番議員	<p>ありがとうございます。この件に関してはまた学校の方とご協議させていただいてぜひ子どもたちの通学路の安全を守るという立場でよろしくお願いいたします。最後の質問に移ります。このところの日本列島は本当に災害が続いております。先程4番議員さんの方からもありました。6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、そして9月に入ってから超大型の台風、北海道を中心とする地震。どれもこれも深刻な被害をもたらしました。改めて多くの犠牲者の方にご冥福を申し上げるとともに被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。もはやこの地域だけは安全ということとはとても言えない状況になっています。何十年に一度とか観測史上初めて、そういったことばかりです。我が町でも改めて防災対策、減災対策をしっかりと見直し、いつ来てもおかしくない災害に備えなくてはならないと思います。過去にも東日本大震災の後や大雪災害の後等、私も一般質問等で防災、減災に関して見直しやご提案を申し上げてきました。その中で災害初動マニュアルも見やすく作り替えたりとか地域毎のハザードマップも作成して配っていただきました。その都度見直したりしてきたかなと思いますが、改めてこのところの各地の災害を見て教訓になるところや、また見直すようなところが出てきているのかどうかお聞きしたいと思います。お願いします。</p>
町 長	<p>現在日本各地で起きております自然災害が手前のものも教訓としなければならぬところだと感じております。小海町は昭和57年、58年の災害以降大規模な災害には見舞われていないわけですが、そして災害が少ない町だと言えると思いますが、しかしながらここ数年の各地での災害を見ますといつでも何が起こるか全く見当がつかないというような事態であると思います。あらゆる災害を想定しておくのは至難の業だと思いますが、職員はもとより全町民が日頃から身近な危険を想定しておく。そのことが災害対策の基本となろうかと思えます。また災害地におきましては災害支援としてボランティアの方々が活躍されていたと感じました。大規模な災害の発生時には行政の対応にも限界があると思います。救助活動等の緊急を要する事態には行政の対応を待っていたのでは間に合わないケースも考えられ、こうした場合には</p>

	<p>ボランティアの皆さんの活動が非常に有効だと考えております。しかしボランティアはあくまでもご本人の自主性に基づく活動ですので危険等の手当を日頃から検討していくものも、その辺が非常に肝心だと考えております。先程来質問がございました防災マップ等々につきましても再度検討の余地があると思いますので今後制作していきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
9 番議員	<p>町長のおっしゃる通り本当にいつどこで何が起こるか分からない、そういった昨今でございます。小海で想定される災害もいろいろだと思いますが、地震や台風、竜巻、集中豪雨、雷、それらによる土砂崩れや崩落、浸水、冠水、家屋の火事等。また干ばつや大雪等いろいろ考えられるわけですが、このほどの各地の被害を見ておりますと、裏山が崩れ落ちたり、川が氾濫して浸水したり、流されたり、そういったことが目立つような気がします。町民の方と話をしてみましても、そういったことに不安を抱いている。そういう方が多く感じます。小海のハザードマップを見ましても、かなりの地域、範囲で警戒区域、特別警戒区域が広がっています。今回改めてどのくらいの人家に及ぶのかということをもとめていただいたので、まず資料の説明をお願いしたいと思っております。</p>
産業建設課長	<p>事前に資料要求されておりましたので別紙の資料綴4ページになりますが、ご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては土砂災害防止法に基づく警戒区域等ということで、警戒区域、特別警戒区域というものにつきまして自然現象の種類によりましてまとめたものになります。上の表ですけれども、警戒区域、要するにイエローゾーンと言われるものです。それから特別警戒区域、レッドゾーンというものを別々にまとめました。まず土石流ということで警戒区域に入ります人家の戸数ということで631件、特別警戒区域で16件。急傾斜地の崩壊ということで、こちらにつきましては警戒区域602件、特別警戒区域につきましては293件、それから地滑りということで2件ございまして、こちらにつきましては新開地区、場所につきましては新開集落の一番上の部分ですかね。そこから新開橋の間の付近の稲子湯の方へ向かいまして左斜面のところでございます。それから本間下につきましては国道を佐久市方面に下っていきまして、千代里自動車の左側斜面というところで地滑りが2ヶ所ということになります。また下段につきましては佐久市と南佐久郡内ということで土砂災害警戒区域の箇所数ということで参考までにまとめました。土石流につきましては小海では警戒区域63戸。それから特別警戒区域で54戸。急傾斜地の崩壊ということでは173か所。特別警戒区域で150</p>

	ヶ所。それから地滑りにつきましては先程も言いましたけれども2か所ということになります。以上、資料の方の説明は以上です。
9番議員	土石流と急傾斜の両方に入っているというところもあるというふうに、そういうことなのか。もしその数が分かればお願いしたいのですが、どうでしょうか。
産業建設課長	まず土石流というものはどういうところかということですが、まず土石流、これは現象としましては山腹が崩壊して生じた土石等が溪流の土石と水が一体となって流下する自然現象ということで、土石流については沢地形のところは土石流にあたります。また急傾斜地の崩壊、がけ崩れでありますけれども、こういった箇所につきましては基本的には土質とかは全然考慮されなくて、斜度が30度ということが定義されておりまして、30度以上である土地が崩壊する自然現象ということになっております。ここらへんにつきましては当然この両方の要件を満たすところはあるかと思いますが、現在のところダブっているかどうかという箇所数については把握してございませんので、すみませんよろしくお願いたします。
9番議員	警戒区域が土石流と急傾斜地の崩落と地滑りと合わせて1,235戸で、特別警戒区域で合わせて309戸ということですから、町の3分の1から4分の1程の世帯が当てはまってくるのかと、本当にすごい数だと思うわけです。先程町民の方からの不安の声があると仰いました。ハザードマップで警戒区域に入っているお宅からの声やはり多いのです。警戒区域に指定されているがどうしようもないとか、裏山が崩れないか大雨の時はいつもひやひやしているとか、早めに避難した方がいいと思うのだけれど役場の指示を待っていたらいいのか等と、そういった声が私の方にも聞かれます。そのあたり役場の方ではどう答えているか、どう考えているかお願いしたいと思います。
産業建設課長	私自身も想定外という言葉はないと思っております。災害につきましてはいつ何時どんな災害が起こるか分からないということで、そもそもこの土砂災害防止法ができた経過の中にはまずそういった災害から住民の皆さんの命を守るということが基本になっております。住宅地等の開発が危険な箇所で行われ、また土砂災害を引き起こされる箇所が造成されているということを抑制するもの。それから全ての危険箇所をハード対策だけではとても安全にすることはできない。膨大な時間と莫大な予算が必要になるということが土砂災害防止法ということで作られたものということでございます。皆さん大変危険区域、特別警戒区域というものについて非常に難しい解釈があるわけですが、特別警戒区域の中では要するに傾斜の斜度が30度、これ簡単

	<p>に勾配で見ますと10mで約6m上がる勾配が30度であります。その中に入るところが特別警戒区域というもの。それから斜度がずっと緩くなりましてその30度が終わったところから、これもまた2度ということがあるのですけれども、2度というのは10mで約35cm下がるような勾配になるのですけれども、ずっと緩やかになるということでございます。それからそれもいつまでもずっと長い200mも300mもという距離ではなくて、基本的には50m、高さの2倍、もしくは50mということで大体長くても50m。急斜面が終わったところから2%の勾配が50mで入る区間が警戒区域というふうに定義されております。災害の種類によりましてだから安全ということはないと思います。まず危なかったら逃げることが基本になろうかと思えます。そういった意味も含めまして我々通常の仕事の中におきましてもいろいろな、今回も雨が降ったり、風が吹いたりということで倒木があったり、あちらこちら小規模ですけれども崩れたというようなことがございますので、そういったところもしっかりと把握しながら今後の防災活動に努めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>町民の中々不安のこういった一人一人の声に応えていくというのはとても難しいことだと思いますが、課長も言われたように命を守ることを第一としてやってほしいと思います。今年7月の西日本豪雨災害で岡山県の倉敷市真備町では堤防が決壊し大きな被害が出たわけですが、浸水域が倉敷市で作っていた洪水ハザードマップの予想通りだったそうで、改めてハザードマップが注目されているそうです。これは9月2日の赤旗日曜版にも掲載されました。しかしハザードマップを市民が正しく理解できていなかったのではとの指摘もされています。ハザードマップでそういった危険情報を隠さず地域を明らかにして町民に知らせることは大事なことだと思います。しかし行政がハザードマップを作って配ったから後は皆さん自己責任でやりなさいということになれば、やはり防災に活かすということにはならないと思います。ここで紹介されているのはハザードマップを現実の風景に重ねて検証することが大事で、自治体が配ったハザードマップを元にそれぞれの地域や学校で自ら調査し、危険な場所の情報を充実させていく取組が大事だとマイハザードマップ作りを紹介しています。先程産建課長の方からもありました。私もなるほどと思いました。まずは自分の住んでいる場所、昼間いる場所がどのような危険が考えられるか把握する。そして認識することが防災の意識を高めるということ。小海町でも町のハザードマップに照らし合わせて実際はどうなのか。地域の皆で考える。そういったことも大事なのではというふう</p>

	<p>に思いました。課長の方からも地域防災マップを作成していく計画をお聞きしました。例えば分館での冬季教室がありますよね。そういうところで毎年人権教室が開かれているわけですが、人権も大事なわけですが、マンネリで人も集まらなくてどの地域も悩めるところだとお聞きしています。今一つの例で冬季教室と言ったのですが、地域毎、あるいは学校や職場毎のハザードマップ作り、町民が理解しやすいマップ作りをぜひ試してみてもどうかということで、先程町民課長の方からあったのですが、ぜひ町民の防災の認識と意識を高めるということ。町長どのようにお考えかお願いします。</p>
町長	<p>先程来からいろいろな事例があり、そしてこの防災というものの大切さ、議論されてきたわけですが、これをないがしろにするという気は一切ございません。大変大切なものだと思っております。そして小海町30度の山というものはその中そうなのですが、たまたま岩山であるというようなことでありますけれども油断は禁物。そして私も6月に九州福岡の東峰村というところへ視察に行ってきたわけですが、8時間に700mmという雨が降り、そして未だに1年以上経っても村長さんは防災服を着て役場にいるというような状況ということです。しかし我々はそういうところを見る、そして知ることによって我が町だったらということの認識が実に大変必要ではないかと思えます。私もそういうものを見てきて、またこの中での話の中でぜひ的埒議員のおっしゃる我々の自覚、そして町とすればどういうことをすれば良いかということにたどり着くと思えますので、ぜひそんな感じで進めていきたいと思いますが、まずは自分のポジションを良く保っていただきまして、自分で安全を考えていただくというのも必要だと思えますので、あわせて進めていきたいと思えます。</p>
9番議員	<p>ありがとうございます。阪神淡路大震災以降、被災体験からコミュニティ避難が有効だということが言われるようになってきました。大事になってくるのが地域力、先程の地域毎のハザードマップ作りもそうですけれど、長野県の北部地震の時に栄村で大きな被害が出たわけですが、そこで1人も死者が出なかったのは地域で1人1人を見守り、1人暮らしの方等の把握。そして声かけをしてきたことが大きかったと言われました。②として書きましたが、地域での防災のあり方はということで、自主防災組織というものがありますが、実際に機能しているのかどうか。現在自主防災組織はどのようになっているかお答えください。</p>
町長	<p>当町の自主防災組織は地域防災計画の中で行政区単位での自主的な防災活動を図るために設置をお願いしており、現在町内で22地区で組織されており</p>

	<p>ます。役割として期待されるのは地域の住民が協力して日頃の火災予防、消火訓練、火災発生時の通報及び初期消火に努めていただくこと。また大規模な災害に際しましては、地域住民同士の連携による避難行動。災害弱者の情報把握の把握。迅速できめ細やかな安否確認。早期救出活動、そして避難生活に必要な活動等が地域の共同体として求められております。今後は町民の皆様にご理解をいただき、未組織の集落におかれましては地域防災計画にあわせてお願いをしていきたいと考えております。</p>
9 番議員	<p>只今町長がおっしゃったように地域で避難行動をするというところがすごく大事だと思うのですが、それが果たしてその自主防災組織が機能しているかということは今現在見てみましても別の問題というか、そこに欠けているのではないかというふうに思っているわけですが、防災の地域力を上げる避難の4大原則というものがあるそうで、一つ早めに、二つ少しでも安全な場所に、三つ皆で助け合って、四つ空振り覚悟で逃げる。早めに少しでも安全な場所に皆で助け合って空振り覚悟で逃げる。お年寄りに1人でさあ逃げろと言っても無理な話で、今言った4大原則、地域力を上げる避難にはやはり地域での自主防災組織をしっかりと確立させることだと思います。何年前に先程の4番議員さんの方からもありましたけれど、避難訓練をやっていたことがあります、またやるべきだと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。お願いします。</p>
町 長	<p>私も就任以来課長会議等でそういう意見は出しておりますのでぜひやりたいと思います。</p>
9 番議員	<p>ぜひお願いしたいと思います。この地域は裏山の土砂が崩れる心配がある。1時間くらいでこのくらい雨が降ったら避難しようといった意識を地域住民が持てるように日頃から町が手助けをする。そして防災の地域力を上げていくことが最後に命を守るうえで決定的になると思います。もう一つ災害への備えということでは、避難を余儀なくされた時に、避難生活のストレスを防ぐための事を考えておく必要があるということが最近の災害で教訓にすることの一つだと思います。熊本の地震では避難生活のストレス、病気の悪化等による震災関連死が直接死の4倍に上りました。海外の避難所ではベッド、トイレ、キッチンの3点セットが避難所の常識になっているそうです。トイレカーとキッチンカーが来て温かい食事を作るそうです。これもなるほどと思いました。キッチンカーやトイレカーを町で持つておくというのはいいと思います。イベントにも使えますし、今避難所に指定されている学校ですが、先程エアコンの整備の話もありました。避難所の環境を良くするという意味</p>

	でもやはりエアコン設置も進めるべきだと思います。今提案も含めいろいろ申しあげましたが、避難所の環境についての考えがあればお願いいたします。
町 長	小海町の一番大きな避難所は総合センターでございますが、そこには備蓄した避難災害のものが用意してありますが、今のトイレカー、キッチンカーというものは今私初めて聞いたわけで知識がありません。従ってこういうものの研究、創意をしまして、今的埜議員がおっしゃることをよく私の方でも精査しまして検討を考えたいと思います。また避難所ということになりますとやはり今もう少し身近なところを具体的に用意しなければ、これは立ち行かないというふうに思っておりますので、その辺についても検討させていただきます。
9番議員	いずれにしても立て続けに起こっている自然災害がいつ身近に起こるか分からないです。1人の犠牲者も出さない防災計画を改めて見直し、町民の知識と意識を高める取り組みをぜひ進めていただきたいということをお願いし、私の一般質問を終わりにします。
議 長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで4時30分まで休憩とします。 (ときに16時13分)
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 お諮りします。このままですと5時を過ぎると思われま。時間延長をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。
<u>第10番 井出 薫 議員</u>	
議 長	次に第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。
10番議員	10番、井出薫でございます。一般質問を始めたいと思います。今日は多くの議員さんが一般質問で災害の問題だとかいろいろ、人命だとか財産だとか非常に重たい重要な論議をしていただきまして、私はすて猫対策ということで、猫なんかと思わないで是非真剣に議論していただければということをお願いするところであります。実は私は町民の皆さんからすて猫に困っている。毎年、毎年家の近所に置いてかれる。それがまた小さくて可愛いというのです。もうどうしようもなく家で猫が増えてしまって困る。ぜひそうい

	<p>うことがないように、また猫を本当に大切にしようというようにことを薫さんは是非議会で言ってくれないかということで今回は取り上げさせていただきました。野良猫に関わる苦情や相談は実際のところ後を絶ちません。特に野良猫による糞尿の被害や過剰繁殖等は全国的な問題となっており、このような野良猫問題の裏側には無責任な遺棄や餌やり問題が隠れている。餌くれるからいけない。こういう議論があるわけです。また昨今野良猫が残酷な虐待事件の対象にもなっている。そういった負の連鎖を断ち切る一つの解決方法として不妊去勢手術の徹底。繁殖を防ぐことが必要不可欠。野良猫の不妊去勢手術費用の一部を助成する等の事業が各地で増えてきています。こういった中で私はまず最初に町ではすて猫等のこれまでの対応。または猫屋敷という問題があるのです。こういったものに対する実態の調査、対応。こういったものをどのようにやってこられているかという点をまず伺いたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お答え申し上げます。猫につきましては犬と違しまして法律による係留義務。つなぎとめておかなければいけない義務はなく、未だに完全室内飼育が徹底されておらず、外で活動している猫も多くおります。そのために野良猫、すて猫、飼い猫の区別がつかず勝手に保護することができません。現在役場では住民からの猫の引取り依頼等に関しては野良猫、すて猫、飼い猫のいずれであるかに関わらず、町で猫を保護しに行ったり、窓口で預かることはせず、保健所に連絡し対応をお願いしております。猫を安易に引き取ったり処分を行っても猫の減少にはつながらず、また動物愛護の観点からも好ましくないため、根本的に野良猫、すて猫を減らすために猫は完全室内飼育が可能であること。野良猫に餌をやる場合は飼い主として責任を持たなければならないことを防災行政無線等で広報しております。また今まで猫の糞や鳴き声等についての苦情は何件かありましたけれども、猫屋敷の実態ということにつきましては正確に把握はしておりませんので、これから調査が必要になってくるかと考えてございます。以上です。</p>
<p>10番議員</p>	<p>まずすて猫なのか飼い猫なのか野良猫なのかというような区別がつかないということと、町民の皆さんからの引き取りに対しては保健所の方をお願いしている。そして後は完全室内飼育を勧め、それから餌やり等をやる時にも責任を持ってやっていただくというような形で防災無線で住民に知らせているというような町の取り組みを今課長から説明いただいたのですけれども、今日は資料で出させていただきました、黄色いコピーの用紙が皆さんのお手元に行っているかと思うのですけれども、人と動物が共生できるという</p>

ことで、猫の繁殖力がどうなんだということが載っているわけです。100%の確率で妊娠し、猫は年に2回から4回妊娠。1回に4頭から8頭の子を産むというようなことで鼠算式にどんどん増えている。先程課長言いましたように室内で完全飼育ということがされない限り猫なのに鼠算式にどんどん増えていってしまう。1頭のメスが1年後には20頭、2年後には80頭であり、3年後には2,000頭以上にまで増えるというのが現実だと資料でありますけれども、出させていただきました。文字通り先程課長言いましたように完全室内飼育をやらない限り猫はどんどん増えるわけです。特に野良猫であったり、すて猫等はどんどん増えるというのが現実です。それで猫屋敷といわれる実態を調査されていないという話がありましたので一つ紹介したいと思うのですけれども、近所の空家で悪臭がする。臭くて窓も開けられないくらいだと。すぐに現場に向かい空家を確認すると現場の状況に驚愕。外から空き家の状況を見ると数えきれない程の猫が出入り自由となっており、空き家の周りにもたくさんの猫がいた。市役所の帰りに空き家の所有者等を調査すると以前母と二人で暮らしていましたが、不妊去勢手術をしていなかったため猫がどんどん繁殖し、飼い切れなくなったため猫を置いて出ていってしまった。なんと人間が出ていってしまったという事例です。これ遠くの話ではないのです。佐久市の話です。それともう1点似たような話ですけれども、お年寄りの方が飼っていたのです。そのお年寄りの方が亡くなってしまったということで猫に不妊去勢手術をせず繁殖させて10数匹の猫を残して亡くなってしまった。窓ガラスから出入りが自由にでき、餌を与えてくれる人がいなくて一月あまり経ったころからやせ衰えて亡くなってしまふ猫や民家に忍び込み食べ物を盗んだりゴミを漁ったりする行為が目立つようになった。挙句の果てに死んでいる猫もいた。これも佐久市の話です。私は小海の町で課長は調査されていないと言いましたけれども、是非そういった実態の調査。こういったことは大体ご近所の皆さんが心配しているのですよ。そういうところというのは。やはりご近所の皆さんにそういうことを聞いていただきながら、本当に屋敷猫なのか、それとも猫をたくさん飼うのが趣味なのかという方ももちろんおられるわけですから、そこら辺の区別はしっかりしながらぜひ猫屋敷対策をつかんでいただきたいというふうに思います。

続きましてそういう中で動物の愛護及び管理に関する法律からということで私は調べていただいて資料提出のお願いをしたのですけれども、では国はどのような考え方をやってやっているのか。行政もこういった考え方を則って取り組んでいかなければいけないという観点から資料を要求しまして、出し

	<p>ていただいたのでそこをまず説明していただきたいと思います。</p>
町民課長	<p>それでは本日の資料綴の5ページに動物の愛護及び管理に関する法律ということで、全文ですとかなり長くなりますので関係する大事なところと思われるところを抜粋で資料として申し上げます。まず目的第1条。この法律は動物の虐待及び遺棄の防止。動物の適正な取り扱い、その他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定め、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。それから動物の所有者、または占有者の責務等。7条3項というところですが、動物の所有者、または占有者はその所有し、または占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。犬及び猫の引取り。第35条。都道府県等は犬、または猫の引き取りをその所有者から求められた時はこれを引き取らなければならない。犬及び猫の繁殖制限。37条。犬、または猫の所有者はこれらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼育を受ける機会を与えることが困難となるような恐れがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術、その他の措置をするように努めなければならない。最後に罰則としまして、44条3項。愛護動物を遺棄した者は、1,000千円以下の罰金に処する。4項。第3項において愛護動物とは次の各号に掲げる動物をいう。1、牛、馬、豚、綿羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる。2、前後に前号に掲げるものを除く他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類、または爬虫類に属するもの。朗読で説明に変えさせていただきます。</p>
10番議員	<p>動物の愛護及び管理に関する法律からということで私通告の中で先程のすて猫、愛護動物を遺棄した者は罰金が500千円だと思ったら1,000千円なのですね。それから飼っている人は去勢手術や不妊手術等の繁殖制限の処置。こういうものがこの愛護法の中でうたわれているという課長の説明であります。問題はこの愛護法で一番の目的は何かというのを最初の条文の中から見てみますと、動物の虐待及び遺棄の防止。そして国民の間に、真ん中へんですね。動物を愛護する気風を招来し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するというふうに動物を友愛する。命を尊重するというを目的としてこの法律がある。それで普及啓発、先程広報活動を防災無線でやっているというふうに言われましたけれども、地方自治体、公共団体はこういった</p>

	<p>法律の目的に対して様々な活動をすると同時に、それを広報で知らせていかなければならないというふうになっており、知らなかったのですが、動物愛護週間というのが設定されているのですね。それは9月20日から26日までというように、その愛護週間も法律の中で決められている。それから先程ありました7条ですけれども、動物の所有者、または占有者の責務等ということで、ここでは3項を紹介していますけれども、私は5項を紹介しますと、動物の所有者はその所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼育することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないというふうに飼っておられる方に対する責任をうたっています。それから35条、犬及び猫の引取りという項目の中で第4項を紹介しますと、引取りに行った犬、または猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるものは、所有者から引取りを求められた者、または所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集して当該希望者に譲り渡すよう努めるものとする。これは市町村にうたわれている文章です町長。先程言われました犬、および猫の繁殖制限という中ではこの37条に紹介されている通りであり、そして罰則としてはこうした遺棄した者には1,000千円の罰金とするような法律になっているわけです。それで私は先程言いましたように、猫は放っておくとどんどん増えるというようなことの中で、我が町としてもやはり先程区別がつかないとか引取りはしないとか完全飼育を希望するために防災無線で放送するというような取り組みだけでは私はあまりにも動物愛護の法律から見た時に小海町はほとんど何もやっていないのではないかというような思いをさせる部分が聞こえてきます。それで先程町民の皆さんが言いましたように本当に猫を大事に思われる方はすて猫で家の側に捨てられるとその対応に四苦八苦している。そして猫屋敷の問題でもそうですけれどもご近所の皆さん、隣近所のことだからあまり大きな声では言わないわけでありすけれども、中々隣近所の付き合いにも影響するような環境が現実的にあるわけがあります。私はそういった意味で小海町でもこうした法律に則ったところから結構ですから努力をしてもらいたいというふうに思いますけれども、まず町長の感想を伺ってから具体的な提案をしたいと思います。</p>
町長	<p>薫議員のご提示いただきました1頭のメス猫が順調にいくと3年後には2,000頭というような、こういう事例を聞きますとただ事ではないということが分かるわけですが、やはりこれは飼っている皆さんのモラルというもの</p>

	<p>に頼らざるを得ない部分が相当の値であるかと思えますけれども、実態として放置しておくというわけには町としてもいかならないと思えますので妙案ありましたら出していただくということと、それからこのすごい実態になろうという数字を見た時に、逆に危機感があるわけですが、そういったものを何としてもこれを和らげていかなければいけないというふうに感じておりますし、それから猫屋敷というようなものも昨今の報道ではいろいろ報道されているわけですが、我が町としてはまだ調べていないということです。これは早急に調査し、対応の方も検討していかなければならないというふうに思っています。</p>
<p>10番議員</p>	<p>ぜひ猫屋敷の方の取り組みは早急に進めていただきたいというふうに思います。それで具体的な提案ですけれども、実際に近隣町村でも取り組んでいるところがありまして、私もネットをいろいろ調べてみたのですけれども、佐久市でも動物愛護法に則った取り組みを非常に頑張っている。佐久市では平成24年度から飼い猫を対象として不妊去勢手術費の補助を開始した。要するに飼い主さんの自助努力だけでは解決しない。それで本当に何十万円もする猫を飼っていたりしている皆さんというのはその猫の管理というのをしっかりしているわけです。ただいろいろ問題なのは先程飼っていたけれど亡くなってしまったとか、二進も三進もいなくなつたという自分から室内管理ができない。こういった皆さんがこういった事態を実際になってきてしまっているというのが現状だと思ふのです。それで佐久市は先程言いましたように平成24年度から動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨である人と動物が共生できる社会の実現を図るために開始した。そして平成27年度からは対象、飼い主のいない猫を広げ、年間約400頭の猫に対し補助金を交付し、飼い主のいない猫の増化防止を図ってきたというような取り組みをずっとしているわけです。それで平成30年の事業予定としては平成29年度は飼い主のいない猫113頭へ補助金を出した。しかし地域の住民やボランティアの皆さんは市の補助を受けずに多くの猫に手術を実施し、手術費等の多額な費用を負担している。平成30年度はその負担を少しでも軽減し、1匹でも多くの猫へ不妊去勢手術ができるよう皆様から頂きました寄付を一部に充ててまいりたいということで、寄付なのです。財源を寄付で。柳田市長はこういうふうに言っているのです。「佐久市では動物愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、人と動物が互いに共生し調和する快適な町作りの実現を目指し、猫の不妊去勢手術費用の一部を補助する補助事業を実施している。この事業は適正飼養の啓発、むやみな繁殖及び猫による近隣被害を未然に防止すると</p>

	<p>ともに、人の都合で殺処分される不幸な命を生み出さないことを目的としている。市民の皆さんには不妊去勢手術で救える命、つなげる命があることを知っていただき、佐久市は互いに支えあえる心豊かな社会の実現に向けて官民共同でこのプロジェクトを推進している」。こういうふうにあげられているのです。それで資金ですけれども、今日2枚目の資料が配られたと思うのですけれども、ガバメントクラウドファンディングという資料を見ていただきますと、読んでもらうと分かるのですけれども、自治体ガバメントが施策の実行者として寄付金の使い道を示し、ふるさと納税を活用して資金調達。クラウドファンディングをすることをガバメントクラウドファンディングと言います。寄付金は地域の課題解決に使われるということでふるさとチョイスと提唱しているプロジェクトですけれども、佐久市はこれを猫の対策にということで取り組みまして、例えば2018年今年5月1日からこのプロジェクトを始めて寄付金を募ったのですけれども、目標額が1,000千円のところをわずか一月くらいで2,045千円というふるさと寄付金が集まったと。目標は204.5%という大きな目標達成になったわけでありましてけれども、こうしたのを財源に様々な活動をしているわけです。行政だけではなく、民間組織。あそこは民間組織なんかもありまして頑張っているわけです。それでこのファンディングですけれども、全国ではいろいろな行政の目的を持ってやっているようなことがあるのですけれども、例えば茨城県の北茨城市ではいきいき茨城ゆめ国体ということでソフトテニスの開催。それで最高のおもてなしということで、こういう政策を打ち出してふるさとの寄付を募ったというような、そういう活動がたくさん紹介されていますのでまたネットでぜひ調べていただきたいのですけれども、私は先程の愛護の管理に関する法律という中でも言われているように、またただ今の柳田市長の挨拶でもありますように、小さな命を殺さないことと生かすことのできない命が生まれない環境を皆が民間の皆さんとも協力しながら頑張ってやっていくというような、そういう活動を一つ進めていくということが私は必要だと思うのですけれども、町長のお考えを伺います。</p>
町長	<p>今の佐久市の例はまさに我々も手本としなければならない施策の一つだと思いました。小さな命を守るというかたちでも、それから共存するというかたちでも最終的にはこれはお金がかかる話ですので、こういった施策を研究させていただいて一つ進めていきたいと思っています。</p>
10番議員	<p>ちなみに先程行政だけではできないということを言いましたけれども、地域の猫活動の推進という部分がありまして、住民主導による合意と協力がなけ</p>

	<p>ればできないというのです。先程も言いましたけれども、課長も言われましたけれども、この猫が飼い猫なのか野良猫なのかすて猫なのか。そういう区別をするにしても地域住民の皆さんの協力がなければできないわけです。ですからそういった意味でも地域住民の皆さんとの様々な連絡協調、そしてボランティア団体等もできたら組織出来て進んでいけばいいのですけれども、そのTNR活動というのがされているのですけれども、最初はトラップというそうですけれども、捕獲機を設置して野良猫を捕まえる。近隣住民に活動の説明をし、飼い主がいない猫であることを確認してから次の取り組みをする。それとNはニューターというのですけれども、不妊去勢手術をする。この時手術を受けていない猫と区別するために耳にV字のカットを入れる。そうしながらこのカットした耳が桜の花びらに似ていることから桜猫というそうでありますけれども、それで目星がつくようにしていく。それからもう1個はリターンですけれども、元の場所へ戻してその後は住民やボランティアの方の餌をあげたり、餌場や排泄場等の掃除も協力してもらおうというようなかたちに盛り上げていきながら地域でのそういう野良猫対策を進めていくようなことをやられているそうです。佐久市ではそらねこ会という会があって、結構県下でもこのそらねこ会というのは大きな会らしいのです。こういう不妊去勢手術をした猫等を今度は新たな飼い手を見つけるというような、そういう活動もしていたり、その情報収集をするような活動をしているわけです。だから小海町からはそういう情報がない。できたらそういうこともやっていただけるような活動に取り組んでいただければというようなことをこのネットの中で小海町の事もうたわれていますけれども、ぜひそういった活動に発展的に進んでいくような、そういった活動。自治、近隣町村の取り組みも参考にしながらやっていただけないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>先程来出ていますようにこれは放っておくと完全に社会問題となろうかと思しますので、まずは猫屋敷等々の調査から始まりまして、実態の把握をまずさせていただきまして、ガバメントクラウドファンディングですか。こういうものも活用できればしたいと思っておりますが、如何せん実態がまだつかめていないものでそこにまず着手したいと思っております。</p>
10番議員	<p>ぜひ小海でもいよいよ始めたなと言われるようなそういった活動をぜひ町長を筆頭に期待するところであります。それでいろいろ調べてということですが、ぜひそれもやっていただきたいのですけれども、私はまず猫をすてると罰金ですよ。大変なことですよ。こういうことを住民の皆さんに広</p>

	<p>報してもらいたい。いろいろな機会の中で広報していただければありがたいと思うのですが、先程的埜議員は地域防災を地域の中で住民に知らせていく、考えていただくというようなことを申されましたけれども、私はやはりこうしたこともそういったあらゆる場所の中で猫はまずいということ。それから飼い主には基本的に猫を管理する責任があつて飼い切れな、増えたら困る人には去勢等をして増やさない。そういう義務があるのだという広報をまず第一段階としてありとあらゆる機会で行っていただきながら具体的な部分での調査。そういったものをしながら具体化していただければというふうに思いますけれども、しつこいようではございますけれども改めてその点だけ伺っておきたいとします。</p>
町長	<p>先程も申し上げた通りまず調査が必要ですので、それを行って、そして広報等々も必要であればこれはしていきたいと思っています。</p>
10番議員	<p>野良猫の問題で、新たな部分での問題提起をさせていただきました。ぜひこれを機会に小海町でもそうした猫対策が一步前進するという機会になっていただければということを心から願ひまして私の一般質問を終わりにしたいと思います。</p>
議長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして明日11日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については大畑の新田小海原線崩落現場です。服装は通常の服装をお願いします。また、現地視察終了後、研修会及び全員協議会を行います。</p> <p>これもちまして本日は散会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに17時05分)</p>

平成 30 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 23 日」	
*	開会年月日時 平成30年9月25日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 平成30年9月25日 午後 3時06分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。今日は平成30年9月定例会最終日であります。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。先日農産物加工直売所に行きましたら、松茸が3パック店頭に並んでいました。値段はどれも1パック8,000円でしたが販売員さんによると「商品ケースはこれで3回転目であり、今年は在庫さえすればまきに入れ食い状態です」と笑顔で答えていました。昨年は松茸などの凶作により直売所の年間売り上げが2,000千円以上減額した原因の一つであるとの報告がありましたが、今年は北相木や南相木そして小海町でも「松茸は順調に生育し収穫ができそうだ」との声が聞かれます。農産物加工直売所の新しい船出にとって実りある素晴らしい追い風となりますよう期待するところであります。</p> <p>只今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p>
〈民生文教常任委員長調査結果・要望事項〉	

<p>1. 小海町には天然記念物や希少植物が自生し、観光の一翼を担っています。昭和41年に長野県天然記念物に指定されたサラサドウダンツツジの群落は4,500本の樹々からなっております。また、松原湖周辺の植物は昭和7年長野県史跡名称天然記念物指定保護区域に指定されております。特にシナノアキギリは松原湖周辺で初めて発見され、名づけられたものとして牧野日本植物図鑑で紹介されています。これらは今後も小海町の観光において大きな役割を果たすものであります。つきましては、サラサドウダンツツジの群落の歩道の草刈り等による整備、そして、シナノアキギリ周辺の伐採材の除去による整備を要望します。</p> <p>2. 小海町なかよし児童館は小学校統合や職員の努力、またボランティアの皆さんの惜しみないお力添えで年々利用者が増えて、所狭しの感であります。児童・生徒の数は減少傾向ではありますが、放課後の児童達が安心して過ごす場所の確保は今後の町づくりには欠かすことができません。建物そのものはまだまだ十分使用できると思料できますが、スペースの観点からこの児童館の再構築を検討されますよう要望します。</p>	
議 長	ただ今の、民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<p>〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>1. サラサドウダンツツジ歩道の整備につきましては、現在も文化財調査委員の皆さんのご協力を得て、時期を見計らいながら草刈は行っております。歩道の整備は傷み具合を見ながら随時実施して参ります。</p> <p>2. シナノアキギリ周辺の伐採材の除去につきましては、区が行った事業でございますので区と協議しながら進めて参ります。</p> <p>3. 児童館の再構築につきましては敷地の確保などの問題もありますので、長期振興計画に盛り込んだ中でご協議をいただきながら検討して参ります。</p>	
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
<p><u>日程第2 「行政報告」</u></p>	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。
町 長	9月3日より本日最終日まで議員の皆様には大変ご苦勞様でした。様々なご意見、それからご要望等ありましたが、心して行政に取り組んでいきたいと改めて町長の意を決したところであります。報告につきましては主だったものはございません。以上です。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。

(なし)	
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・教育次長・会計管理者・各課長・所長であります。</p>
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	<p>日程第3、「議員派遣の件」を上程します。</p> <p>事務局長に朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。お諮りいたします。</p> <p>議事日程つづりの7・8ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議事日程つづりの7・8ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。</p>
<u>日程第4 「議案第32号」</u>	
議 長	<p>日程第4、「議案第32号 小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 2 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第 3 2 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 2 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 5 ～ 1 4 「議案第 3 3 号～認定第 5 号」</u>	
議 長	日程第 5、議案第 3 3 号から日程第 1 4、認定第 5 号については一括して議題としたします。 本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。
(委員長報告—可決・認定と決定)	
<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <p>・水道管の敷設替えについては、計画的に更新されたい。</p>	
議 長	委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	只今の予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<p>〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉</p> <p>水道施設の更新計画については、現在、経営戦略を策定中であり、その中で、財政計画を考慮した更新計画ができる予定であり、計画に沿った中で、新材や新技術の導入、適正な企業債の借り入れ等も考慮し、費用対効果を十分に検討し、適正な施設の更新を行い、安定した水の供給に努めてまいります。</p>	
議 長	これより「議案第 3 3 号 平成 3 0 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 3 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第 3 3 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 3 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 3 4 号 平成 3 0 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 4 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第 3 4 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 4 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 3 5 号 平成 3 0 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 5 号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第 3 5 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 3 5 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第 3 6 号 平成 3 0 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第36号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第36号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第36号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第37号 平成30年度小海町水道事業会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第37号を採決いたします。 委員長の報告は可決であります。 議案第37号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第37号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第1号 平成29年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第1号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。 認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって認定第1号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第2号 平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

	討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから認定第2号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。 認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって認定第2号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議長	つづいて「認定第3号 平成29年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから認定第3号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。 認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって認定第3号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議長	つづいて「認定第4号 平成29年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから認定第4号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。 認定第4号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって認定第4号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。

議 長	つづいて「認定第5号 平成29年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第5号を採決いたします。 委員長の報告は認定であります。 認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって認定第5号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
<u>日程第15 「議案第38号」</u>	
議 長	日程第15、議案第38号、 「小海町農産物加工直売施設指定管理者の指定について」を議題といたします。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
10番議員	11日の全員協議会の中で役員構成について若干意見があったと記憶しているんですが、只今13名中10名という役員構成の説明をされたんですが、その後の経過がもしあるようでしたら説明をお願いします。
副町長	申請書が出た段階では13役職あって現在10名ということで、この中には経理の関係ですね。経理部長ですとか経理リーダーとあと総括マネージャーと販売事業リーダーが兼ねているということで3名役職、兼業が1人いますのでそういう状況なんですが、経理部長と経理リーダーにつきましては、特に経理を専門的にやる人が今現在では2人ほど候補者がいて遅くとも10月1日のスタートまでにはしっかり決めてこちらの方に報告ができるという状況で進んでいると聞いております。以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第38号を採決いたします。議案第38号を原案のとおり可決する事に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。
<u>日程第16 小海町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙</u>	
議 長	日程第16、「小海町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。お諮りいたします。 選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。指名の方法につきましては、9月3日の全員協議会でお認めいただきましたとおり、正副議長及び4名の委員長の6名で選考委員会を構成し、選考してございます。選考結果を選考委員を代表して第9番副議長 的埜美香子議員よりご報告をお願いします。的埜美香子君。
副 議 長	ご報告いたします。 選挙管理委員会委員及び、補充員につきましては、指名推選という事で選考の結果をご報告申し上げます。本日、お配りしました議案綴りの2ページをご覧ください。氏名、並びに年齢、生年月日、地区名につきましては、ここにある通りでございます。 選挙管理委員といたしましては中島春吉さん、日向南雄さん、高橋直志さん、佐藤道雄さんの4名でございます。 また、補充員につきましては、選挙管理委員の欠員ができた場合には、1番から4番の順番に基づいて繰り上げるというもので、その順位を申し上げます。1番嶋田護さん、2番黒澤徳一さん、3番菊池悦子さん、4番新津千鶴子さんでございます。任期は、平成30年10月12日から平成34年10月11日までの4年間でございます。以上です。
議 長	お諮りいたします。 只今、選考委員の副議長が指名したとおり、選挙管理委員に中島春吉さん、日向南雄さん、高橋直志さん、佐藤道雄さん、補充員に嶋田護さん、黒澤徳一さん、菊池悦子さん、新津千鶴子さんをそれぞれ当選人にする

	ことにご異議ございませんか。
7 番議員	人選につきましては異議ございませんです。ただ議案綴として正規に資料として提出されたものは的確、正確でなければならないと思います。先程年齢、名前等報告がありました但細かいようですけれども中島春吉さん日向南雄さん等これ年齢におきましては瑕疵あるように私は考えるものでございますが如何でしょうか。
議 長	只今の 7 番議員の申し出に対して暫時休憩としたいと思います。暫時休憩としますので議員の皆様全員協議会室にお集まりください。 (ときに 14 時 55 分)
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。(ときに 15 時 02 分) 只今 7 番議員から申し出がありました選挙管理委員会の委員及び補充員の配布しました名簿に誤りがあるということでありまして 9 番的埜副議長より報告をお願い致します。
副 議 長	9 番的埜です。只今 7 番議員さんの方よりご指摘がありました選考委員長として大変申し訳ございませんでした。只今確認いたしましたところ訂正箇所だけ読み上げさせていただきます。中島春吉さん年齢 79 歳。日向南雄さん年齢 76 歳、佐藤道雄さん年齢 67 歳でございます。大変失礼いたしました。よろしくお願ひします。
議 長	他に異議にある方はございますか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただ今、申し上げた 8 名が選挙管理委員会委員及び補充員にそれぞれ当選されました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべ

	<p>て終了いたしました。これにて平成 30 年小海町議会第 3 回定例会を閉会 といたします。ご苦労様でした。</p>
--	--

(ときに 15 時 06 分)